

次世代型双方向通信出力制御実証事業 事後評価報告書

**平成27年11月
産業構造審議会産業技術環境分科会
研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ**

はじめに

研究開発の評価は、研究開発活動の効率化・活性化、優れた成果の獲得や社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすために、極めて重要な活動であり、このため、経済産業省では、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日、内閣総理大臣決定）等に沿った適切な評価を実施すべく「経済産業省技術評価指針」（平成26年4月改正）を定め、これに基づいて研究開発の評価を実施している。

経済産業省において実施している次世代型双方向通信出力制御実証事業は、太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号に応じて出力をコントロールできる太陽光発電用PCS（Power Conditioning System：直流交流変換装置）を開発するため、平成23年度から平成25年度まで実施したものである。

今回の評価は、この次世代型双方向通信出力制御実証事業の事後評価であり、実際の評価に際しては、省外の有識者からなる次世代型双方向通信出力制御実証事業事後評価検討会（座長：大山 力 横浜国立大学大学院工学研究院教授）を開催した。

今般、当該検討会における検討結果が評価報告書の原案として産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ（座長：小林 直人 早稲田大学研究戦略センター副所長・教授）に付議され、内容を審議し、了承された。

本書は、これらの評価結果を取りまとめたものである。

平成27年11月

産業構造審議会産業技術環境分科会

研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ

産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会
評価ワーキンググループ

委 員 名 簿

座長	小林 直人	早稲田大学研究戦略センター副所長・教授
	大島 まり	東京大学大学院情報学環教授 東京大学生産技術研究所教授
	太田 健一郎	横浜国立大学工学研究院グリーン水素研究センター長 ・特任教授
	亀井 信一	株式会社三菱総合研究所人間・生活研究本部長
	高橋 真木子	金沢工業大学工学研究科教授
	津川 若子	東京農工大学大学院工学研究院准教授
	西尾 好司	株式会社富士通総研経済研究所主任研究員
	森 俊介	東京理科大学理工学研究科長 東京理科大学理工学部経営工学科教授

(座長除き、五十音順)
事務局：経済産業省産業技術環境局技術評価室

次世代型双方向通信出力制御実証事業事後評価検討会
委員名簿

座長 大山 力 横浜国立大学 大学院 工学研究院 教授

安芸 裕久 国立研究開発法人産業技術総合研究所
エネルギー・環境領域 安全科学研究部門
エネルギー・システム戦略グループ 主任研究員

伊藤 敏憲 株式会社伊藤リサーチ・アンド・アドバイザリー
代表取締役

植田 讓 東京理科大学 工学部第一部 電気工学科 講師

加藤 丈佳 名古屋大学エコトピア科学研究所
グリーンシステム部門 教授

(座長除き、五十音順)

事務局：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

次世代型双方向通信出力制御実証事業の評価に係る省内関係者

【事後評価時】

(平成27年度) 【今回】

資源エネルギー庁 電力基盤整備課電力需給・流通政策室長 江澤 正名（事業担当室長）

大臣官房参事官（イノベーション推進担当）

産業技術環境局 研究開発課 技術評価室長 岩松 潤

【中間評価時】

(平成25年度)

資源エネルギー庁 電力基盤整備課電力需給・流通政策室長 井上 悟志（事業担当室長）

産業技術環境局 産業技術政策課 技術評価室長 飯村 亜紀子

【事前評価時】（事業初年度予算要求時）

資源エネルギー庁 電力基盤整備課電力需給・流通政策室長 吉川 徹志（事業担当室長）

次世代型双方向通信出力制御実証事業事後評価

審議経過

○第1回事後評価検討会（平成27年9月4日）

- ・評価検討会の公開について
- ・評価の方法等について
- ・次世代型双方向通信出力制御実証事業の概要について

○第2回事後評価検討会（平成27年10月19日～10月30日：書面審議）

- ・評価報告書(案)について

○産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ（平成27年11月30日）

- ・評価報告書(案)について

目 次

はじめに		
産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ		
委員名簿		
次世代型双方向通信出力制御実証事業事後評価検討会 委員名簿		
次世代型双方向通信出力制御実証事業の評価に係る省内関係者		
次世代型双方向通信出力制御実証事業事後評価 審議経過		
	ページ	
事後評価報告書概要	i	
 第 1 章 評価の実施方法		
1. 評価目的	2	
2. 評価者	2	
3. 評価対象	2	
4. 評価方法	3	
5. プロジェクト評価における標準的な評価項目・評価基準	3	
 第 2 章 プロジェクトの概要		
1. 事業の目的・政策的位置付け	6	
2. 研究開発等の目標	9	
3. 成果、目標の達成度	12	
4. 事業化、波及効果について	67	
5. 研究開発マネジメント・体制等	68	
6. 費用対効果	71	
 第 3 章 評価		
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性	73	
2. 研究開発等の目標の妥当性	74	
3. 成果、目標の達成度の妥当性	75	
4. 事業化、波及効果についての妥当性	76	
5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性	77	
6. 費用対効果の妥当性	78	
7. 総合評価	79	
8. 今後の研究開発の方向等に関する提言	80	
 第 4 章 評点法による評点結果		82
第 5 章 評価ワーキンググループのコメント及びコメントに対する対処方針		85
 参考資料		
参考資料 1 経済産業省技術評価指針		
参考資料 2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価指針		
参考資料 3 次世代型双方向通信出力制御実証事業中間評価報告書（概要版）		

事後評価報告書概要

事後評価報告書概要

プロジェクト名	次世代型双方向通信出力制御実証事業
上位施策名	再生可能エネルギーの安定供給確保
事業担当課	資源エネルギー庁 電力基盤整備課

プロジェクトの目的・概要

太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号に応じて出力をコントロールできる太陽光発電用PCS（Power Conditioning System：直流交流変換装置）を開発するとともに、通信と組み合わせた実証試験を実施する。

予算額等（補助（補助率：1/2））(単位：千円)

開始年度	終了年度	中間評価時期	事後評価時期	事業実施主体
平成23年度	平成25年度	平成25年度	平成27年度	東京大学等
H23FY 予算額	H24FY 予算額	H25FY 予算額	総予算額	総執行額
800,000	459,158	108,000	1,367,158	491,329

目標・指標及び成果・達成度

(1) 全体目標に対する成果・達成度

要素技術	目標・指標	成果	達成度
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS(住宅用、事業用)	・通信機能付き太陽光発電用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	通信による出力制御実証試験を行う機能を検討し、通信装置とのインターフェースの共通仕様を取り纏め、それらを具備する機器開発を実施し、開発機器の動作試験および通信装置との接続試験を実施した。また、実フィールドへ開発機器を設置したうえで、双方向通信によるPCS出力制御試験を実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。	達成
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	・通信機能付き蓄電池用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	充・放電電力制御方法や主回路定格などの基本仕様ならびに通信機能仕様の検討、それらを具備する機器開発、動作試験および通信装置との接続試験を実フィールドにて実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。	達成
③電圧調整機能付きPCS	・シミュレーション等の検討で選定された最適な制御方式を具備したPCSの開発 ・安定的に動作すること	各種シミュレーションを実施した上で、電圧上昇抑制効果やSVRタップ動作への影響、SVC制御機能への影響、制御の安定性などを評価項目として、定力率制御方式、電圧依存型定力率制御方式を実証器に具備する制御方式として選定するとともに、基本制御仕様を検討・確定した。さらに前者を組み込んだ3kW級PCSおよび後者を組み込んだ50kW級	達成

		PCSを実フィールドへ設置し、仕様どおりの動作特性を確認することで、良好な試験結果を得ることができた。	
④ 双方向通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器の開発 ・安定的かつ確実に動作すること 	センターサーバ～PCS間の構成、通信手順、電文形式等を議論のうえ取り纏め、PCSの制御を目的とした各種双方通信において必要となる機器を開発した。また、開発した機器を実証フィールドおよび各社敷地内等に設置したうえで、携帯電話、WiMAX、インターネットによる公衆通信網、特定小電力無線、無線LAN、PLCの各種通信試験を実施し、いずれの試験においても、PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器が、安定的かつ確実に動作することを確認し、良好な結果を得ることができた。	達成
⑤ サイバーセキュリティ関連機器	<ul style="list-style-type: none"> ・通信ネットワークに内在する脆弱性の検討・セキュリティ技術の開発 ・想定される攻撃からネットワークを保護できること 	スマートグリッドシステムのセキュリティに関わる文献調査などにより、セキュリティリスクに対する対策方針について検討を行った。また、開発した侵入検知システムを青森フィールドに導入し、作成した対策方針を参考に、複数の検知方法についてそれぞれ検知結果の評価を行い、想定される攻撃からネットワークを保護できることを確認し、良好な試験結果を得ることができた。	達成

(2) 目標及び計画の変更の有無

なし

<共通指標>

論文数

9

評価概要

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

太陽光発電等の再生可能エネルギーの大量導入は、国のエネルギー政策によって決定されたものであり、余剰電力対策としての出力抑制は不可欠である一方、発電事業者にとっては発電機会の損失であるため、事業者間における抑制負担の公平性や全体最適な運用が可能となる技術の開発が求められる。

その上で、通信を用いた太陽光発電出力制御技術の開発は国が積極的に関与して取り組むべき課題であり、補助事業として妥当と考えらえる。

2. 研究開発等の目標の妥当性

PV、蓄電池の遠隔制御に不可欠な基本的要素技術や複数の通信手段を用いた技術が開発目標として適切に設定されている。

一方、基本的には、既存の技術の応用で達成可能と思われる目標設定であり、実用性・先進性の観点からは、多数のPCSとの双方向通信の実用性の検証を開発目標とすべきであったと考えられる。

3. 成果、目標の達成度の妥当性

工場試験だけでなく実フィールドにおいて異なる通信方式による双方向通信について出力制御が可能であることを実証しており、当初の目標が達成されている。

また、サイバーセキュリティ対策についても想定される攻撃に対する保護機能を実証できており、評価できる。

なお、論文・学会発表が少なく、外部専門家との間で十分な議論がされていないと考えられ、幅広く実証成果を利活用できるよう、発表機会を増やして欲しい。

さらに、今後は国際標準化や海外への発信等を視野に入れて欲しい。

4. 事業化、波及効果の妥当性

国内の多くのメーカーが本事業に参画しており、業界としての事業化に向けての基盤となっている。すべての要素技術において実用性に適う実証結果が得られており、再生可能エネルギーの大量導入に資することが期待され、評価できる。

なお、国内外での事業化に向け、採用すべき通信方式などについて、総合評価があってもよかったです。

5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性

多くの企業、電力会社及び大学等による十分な実施体制が構築されており、すべての対象事業において妥当な結果が得られていることから評価できる。

なお、「電圧調整機能付きPCS」については事業者が2社しか参加しておらず、資源投入も小さかったため、今後の海外展開を見据えた場合、より多くの資源を投入してもよかったです。

また、「通信による出力制御が可能な太陽光用PCS」については事業者が7社担当しており、各社の現有PCSでの動作が実証されているが、将来的にどのような方式とすべきか、海外展開も含め、今回の成果に基づき、今後の開発方針等に関する提言があってもよかったです。

6. 費用対効果の妥当性

産学官の連携の下、効率的に事業が推進されており、本研究の成果により、適切な出力抑制の実施と不必要的出力抑制の低減が期待され、太陽光発電システムの有効利用と電力の安定供給につながることが期待される。

また、当初予算と比較して、執行率は53%程度であり、適切な予算計画であったとすれば、費用対効果が高く、効率的な研究が実施できていると言える。

なお、本事業の効果は、多数のPCSを含むPCS群全体として、目標とする制御が実施できるか否かによるため、その意味では今回の成果だけでは、本事業の真の費用対効果を評価することは難しい。

7. 総合評価

本事業は再生可能エネルギーの大量導入のために緊急に必要となる技術であり、設定された目的、並

びに目標はいずれも事業化に適う成果をあげて達成されており、実証事業は妥当な成果が得られたと評価できる。

また、多くのPCSメーカーが参画している点も、業界としての事業化に向けての基盤となっており評価できる。

なお、海外においても出力制御や電圧調整機能付きPCSの導入は検討されており、本事業の成果を社会に還元するためには、国際標準化が必要不可欠であると考える。

8. 今後の研究開発の方向等に関する提言

本事業において、出力制御技術が実用化できることが実証されたと考えられ、通信方式の決定や出力制御システムの標準化を速やかに進め、成果を早期に活用できる体制の構築を求める。

また、太陽光発電システムは20年以上の長期間の運用を想定しているため、将来の技術革新や新技術の導入に柔軟に対応できる出力制御方式や機器構成とすることが期待される。

さらに、住宅用PVも含め、PV群全体としての制御の実現可能性の検証等が期待される。

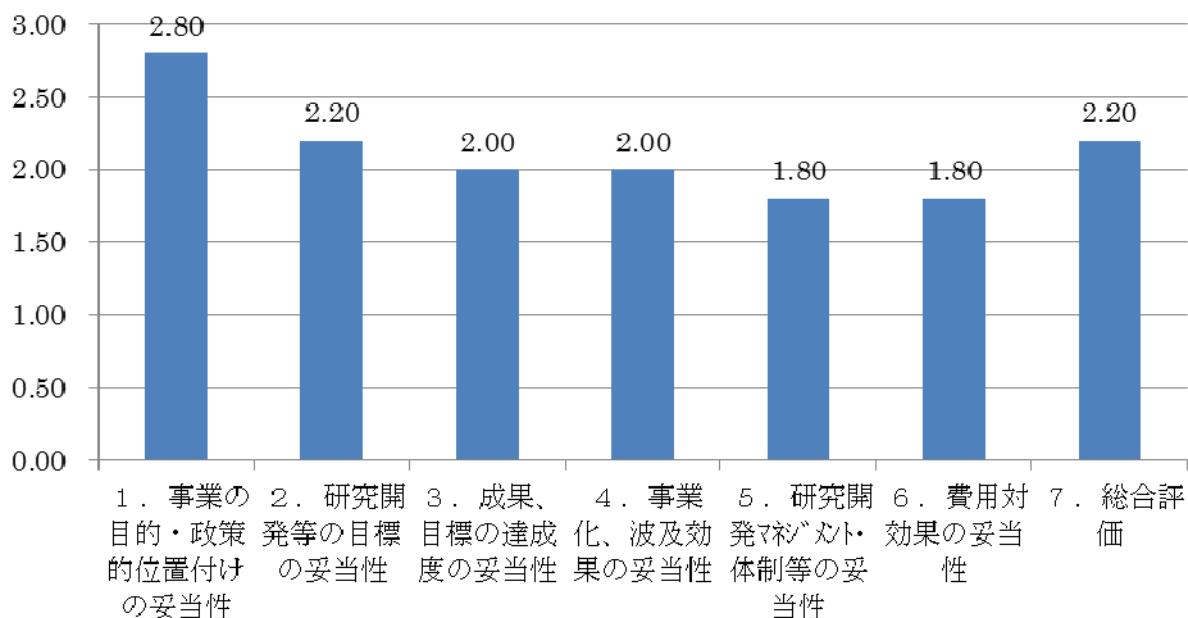
なお、得られた成果については国際標準化を見据えるとともに、サイバーセキュリティ対策については引き続き検討を進めていく必要がある。

評点結果

評点法による評点結果 「次世代型双方向通信出力制御実証事業」

	評点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性	2.80	3	2	3	3	3
2. 研究開発等の目標の妥当性	2.20	2	2	3	3	1
3. 成果、目標の達成度の妥当性	2.00	2	2	2	2	2
4. 事業化、波及効果の妥当性	2.00	2	1	2	3	2
5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性	1.80	2	2	2	2	1
6. 費用対効果の妥当性	1.80	2	1	2	3	1
7. 総合評価	2.20	2	2	2	3	2

評点



第1章 評価の実施方法

第1章 評価の実施方法

本プロジェクト評価は、「経済産業省技術評価指針」（平成26年4月改定、以下「評価指針」という。）に基づき、以下のとおり行われた。

1. 評価目的

評価指針においては、評価の基本的考え方として、評価実施する目的として

- (1)より良い政策・施策への反映
- (2)より効率的・効果的な研究開発の実施
- (3)国民への技術に関する施策・事業等の開示
- (4)資源の重点的・効率的配分への反映

を定めるとともに、評価の実施にあたっては、

- (1)透明性の確保
- (2)中立性の確保
- (3)継続性の確保
- (4)実効性の確保

を基本理念としている。

プロジェクト評価とは、評価指針における評価類型の一つとして位置付けられ、プロジェクトそのものについて、同評価指針に基づき、事業の目的・政策的位置付けの妥当性、研究開発等の目標の妥当性、成果、目標の達成度の妥当性、事業化、波及効果についての妥当性、研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性の評価項目について、評価を実施するものである。

その評価結果は、本プロジェクトの実施、運営等の改善や技術開発の効果、効率性の改善、更には予算等の資源配分に反映されることになるものである。

2. 評価者

評価を実施するにあたり、評価指針に定められた「評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者である外部評価者の導入等により、中立性の確保に努めること」との規定に基づき、外部の有識者・専門家で構成する検討会を設置し、評価を行うこととした。

これに基づき、評価検討会を設置し、プロジェクトの目的や研究内容に即した専門家や経済・社会ニーズについて指摘できる有識者等から評価検討会委員名簿にある5名が選任された。

なお、本評価検討会の事務局については、指針に基づき経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課が担当した。

3. 評価対象

次世代型双方向通信出力制御実証事業（実施期間：平成23年度から平成25年度）を評価対象として、研究開発実施者（東京電力株式会社）から提出されたプロジェクトの内容・成果等に関する資料及び説明に基づき評価した。

4. 評価方法

第1回評価検討会においては、研究開発実施者からの資料提供、説明及び質疑応答、並びに委員による意見交換が行われた。

第2回評価検討会においては、それらを踏まえて「プロジェクト評価における標準的評価項目・評価基準」、今後の研究開発の方向等に関する提言等及び要素技術について評価を実施し、併せて4段階評点法による評価を行い、評価報告書(案)を審議、確定した。

また、評価の透明性の確保の観点から、知的財産保護、個人情報で支障が生じると認められる場合等を除き、評価検討会を公開として実施した。

5. プロジェクト評価における標準的な評価項目・評価基準

評価検討会においては、経済産業省産業技術環境局技術評価室において平成25年4月に策定した「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準について」のプロジェクト評価（中間・事後評価）に沿った評価項目・評価基準とした。

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

(1) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。

- ・事業の政策的意義（上位の施策との関連付け等）
- ・事業の科学的・技術的意義（新規性・先進性・独創性・革新性・先導性等）
- ・社会的・経済的意義（実用性等）

(2) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。

- ・国民や社会のニーズに合っているか。
- ・官民の役割分担は適切か。

2. 研究開発等の目標の妥当性

(1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。

- ・目的達成のために具体的かつ明確な研究開発等の目標及び目標水準を設定しているか。特に、中間評価の場合、中間評価時点で、達成すべき水準（基準値）が設定されているか。
- ・目標達成度を測定・判断するための適切な指標が設定されているか。

3. 成果、目標の達成度の妥当性

(1) 成果は妥当か。

- ・得られた成果は何か。
- ・設定された目標以外に得られた成果はあるか。
- ・共通指標である、論文の発表、特許の出願、国際標準の形成、プロトタイプの作製等があったか。

(2) 目標の達成度は妥当か。

- ・設定された目標の達成度（指標により測定し、中間及び事後評価時点の達成すべき水準（基準値）との比較）はどうか。

4. 事業化、波及効果についての妥当性

- (1) 事業化については妥当か。
- ・事業化の見通し（事業化に向けてのシナリオ、事業化に関する問題点及び解決方策の明確化等）は立っているか。
- (2) 波及効果は妥当か。
- ・成果に基づいた波及効果を生じたか、期待できるか。
 - ・当初想定していなかった波及効果を生じたか、期待できるか。

5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性

- (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。
- ・事業の目標を達成するために本計画は適切であったか（想定された課題への対応の妥当性）。
 - ・採択スケジュール等は妥当であったか。
 - ・選別過程は適切であったか。
 - ・採択された実施者は妥当であったか。
- (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。
- ・適切な研究開発チーム構成での実施体制になっているか、いたか。
 - ・全体を統括するプロジェクトリーダー等が選任され、十分に活躍できる環境が整備されているか、いたか。
 - ・目標達成及び効率的実施のために必要な、実施者間の連携／競争が十分に行われる体制となっているか、いたか。
 - ・成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組を積極的に実施しているか、いたか。
- (3) 資金配分は妥当か。
- ・資金の過不足はなかったか。
 - ・資金の内部配分は妥当か。
- (4) 変化への対応は妥当か。
- ・社会経済情勢等周辺の状況変化に柔軟に対応しているか（新たな課題への対応の妥当性）。
 - ・代替手段との比較を行ったか。

6. 費用対効果の妥当性

- (1) 費用対効果等は妥当か。
- ・投入された資源量に見合った効果が生じたか、期待できるか。
 - ・必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

7. 総合評価

8. 今後の研究開発の方向等に関する提言

第2章 プロジェクトの概要

第2章 プロジェクトの概要

1 事業の目的・政策的位置付け

1－1 事業目的

2010年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、我が国が低炭素社会を実現していくための電力供給システムとして、再生可能エネルギー等の利用が中長期的に大幅に拡大する中、電力の安定供給を維持しつつ、社会的コストが最小となるような需給管理を可能とすること、またこれを実現するためには2020年代を目指すことが述べられた。

これまで、「低炭素電力供給システムに関する研究会」、「次世代送配電ネットワーク研究会」等の有識者会議で取り纏められたように、太陽光発電の大量導入は電力系統の運用上、余剰電力発生、配電線の電圧上昇等多くの技術的課題をもたらし、その対策が求められている。既にいくつかの実証事業において、これらの諸課題に対応するための研究開発、実証試験が行われているが、上記2つの研究会に引き続き開催された「次世代送配電システム制度検討会」において、太陽光発電の出力制御の必要性、また、そのため将来のきめ細やかな出力制御に必要な双方向通信技術を確立する必要性が2011年2月に取り纏められた。

このような中、2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う深刻な供給力不足を背景に、これまで以上に太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーが注目されている。

以上のような経緯、最新の情勢を踏まえ、太陽光発電の設置者における太陽光発電の出力抑制による発電機会損失を最小化するため、双方向通信機能による太陽光発電や系統側蓄電池等の制御に関する技術開発、および実証を行う。

1－2 政策的位置付け

エネルギー基本計画等で目標とされている2020年の太陽光発電の2,800万kW導入にあたっては、電力の安定供給の観点から、電力需要の少ない時期における余剰電力対策が不可欠であり、また、系統安定化コストの低減の観点から太陽光発電の出力抑制は効果的である。よって、太陽光発電の大量導入と電力の安定供給、系統安定化対策コストの低減を同時に達成するためにも、太陽光発電や系統側蓄電池の制御に係る機器の開発、実証等について早急に取り組む必要がある。

1－3 国の関与の必要性

太陽光発電等の再生可能エネルギーの大量導入は、国のエネルギー政策によって決定されたものであり、それに伴う系統安定化対策については、民間事業者である電力会社とともに国も責任を持って対応することが必要である。

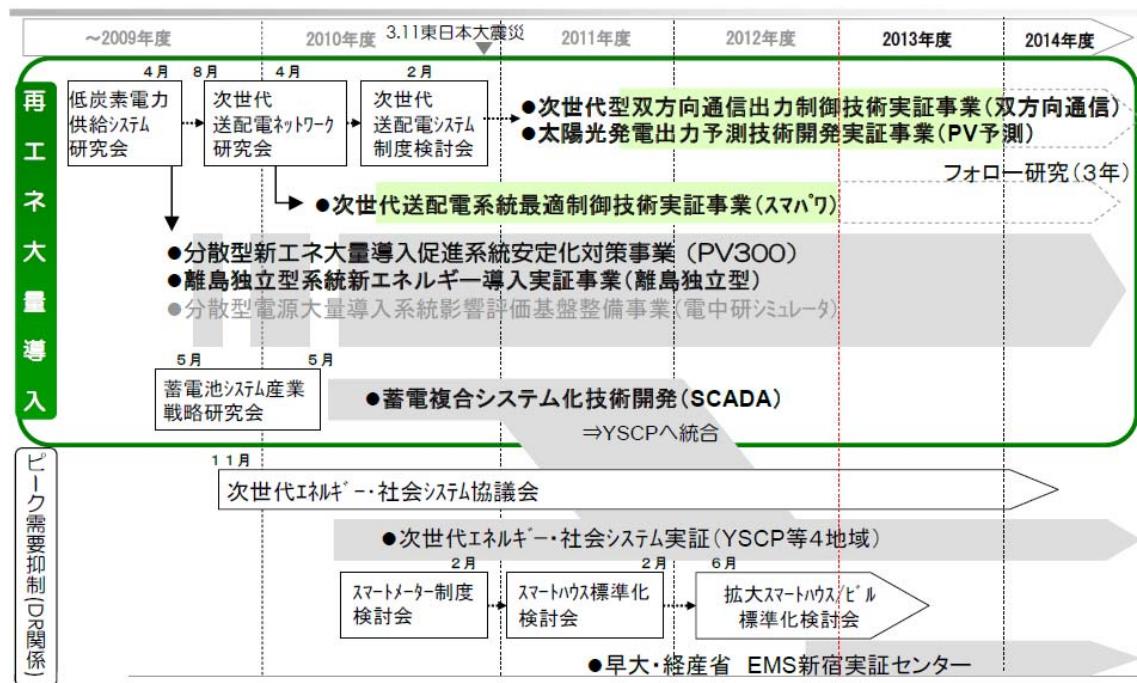


図1-1 実証プロジェクトの国の研究会との関係と実証期間

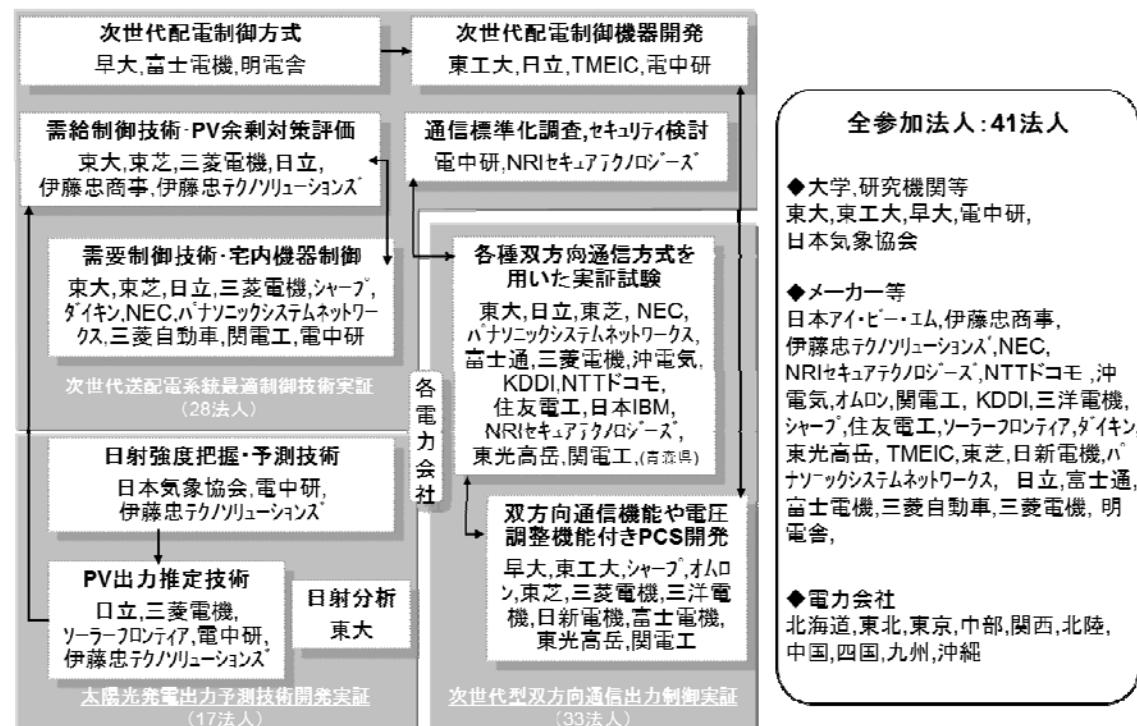


図1-2 次世代送配電制御、次世代双方向通信、PV出力予測の実証体制

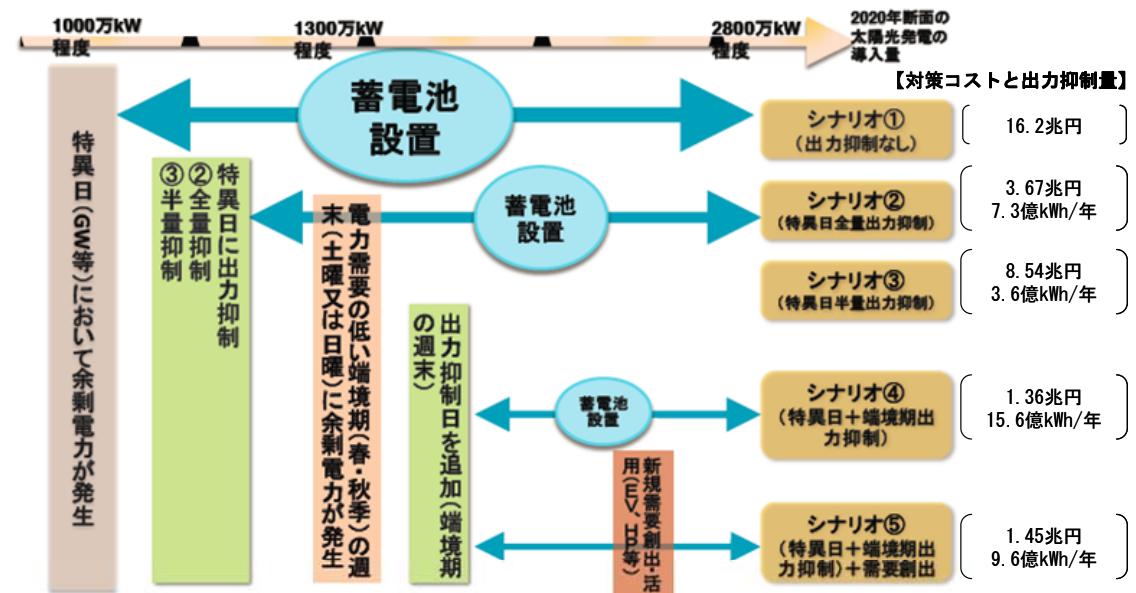


図1－3. 系統安定化対策化シナリオと余剰電力対策量試算の考え方

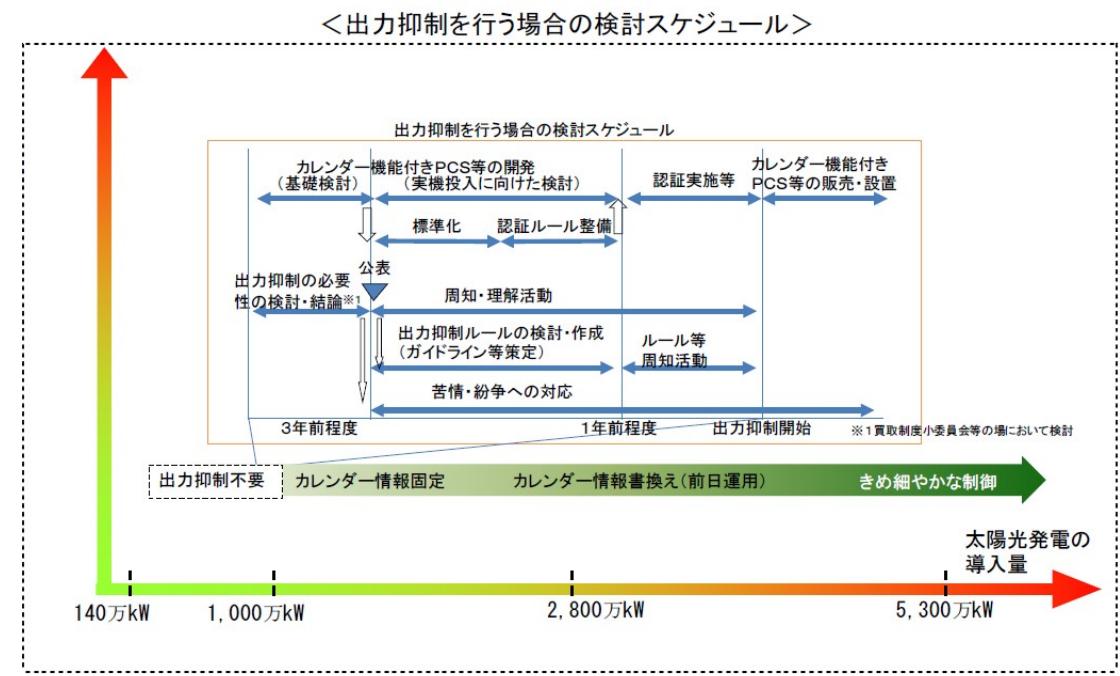


図1－4. 出力抑制を行う場合の検討スケジュール

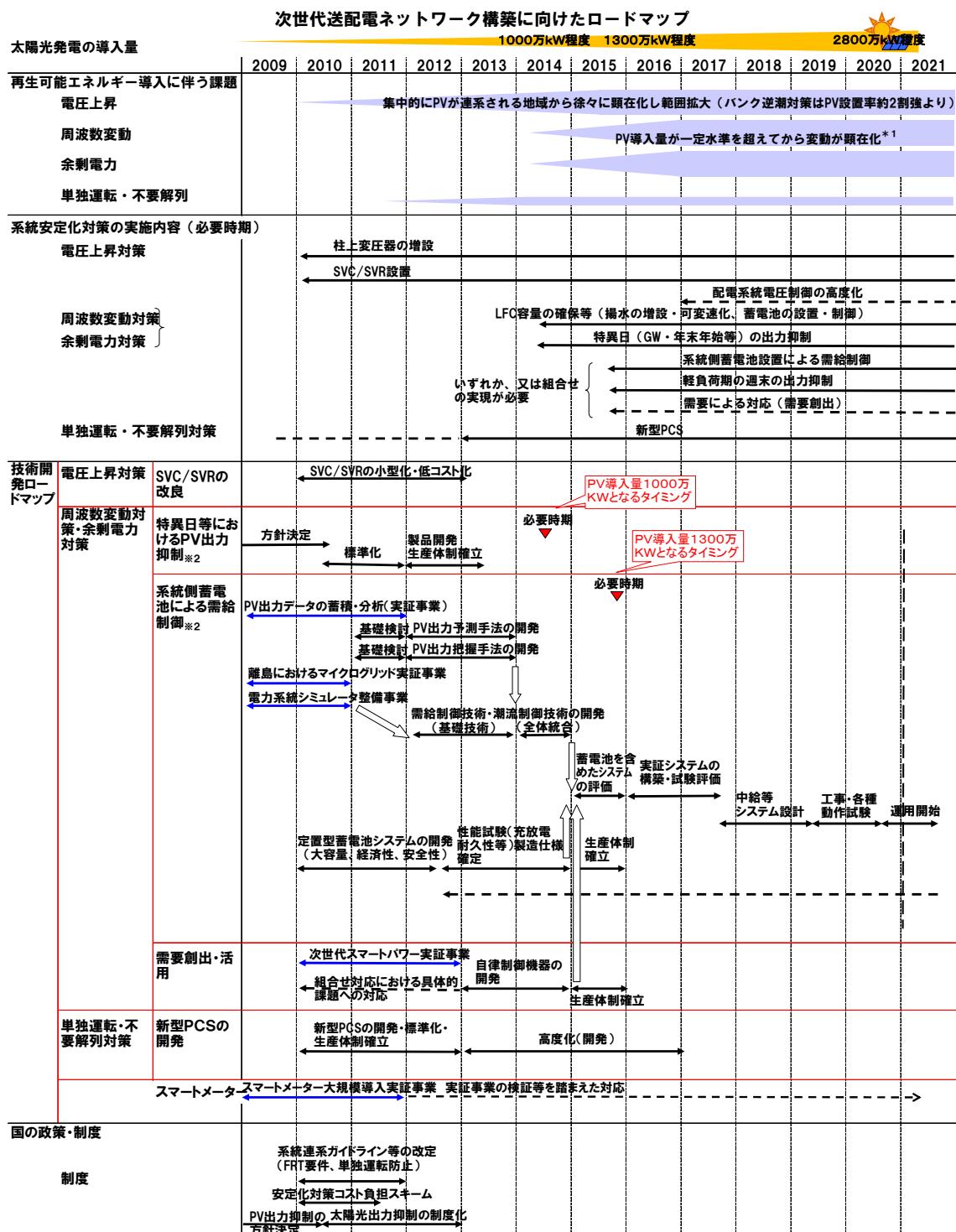


図1-5. 次世代送配電ネットワーク構築に向けたロードマップ

2 研究開発等の目標

2-1 研究開発目標

太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号により出力をコントロールできる太陽光発電用PCS (Power Conditioning System: 直流交流変換装置)を開発するとともに、通信と組み合わせた試験を実施する。

試験では、PCSの設置環境として、住宅地・商業地・農村などの地域環境、室内・室外といった設置場所など、様々な状況を想定して、今後適用が期待される電力系統と需要家を結ぶ種々の通信手段を用いた試験を実施する。試験は、実証フィールドや参加法

人の自社敷地内を用いて基礎的・系統的な試験を行うとともに、実際の住環境におけるフィールドテストを青森県六ヶ所村の青森フィールドで実施する。さらに、蓄電池など一般の太陽光発電システム以外の要素についても、双方向通信によって制御する試験を実施する。

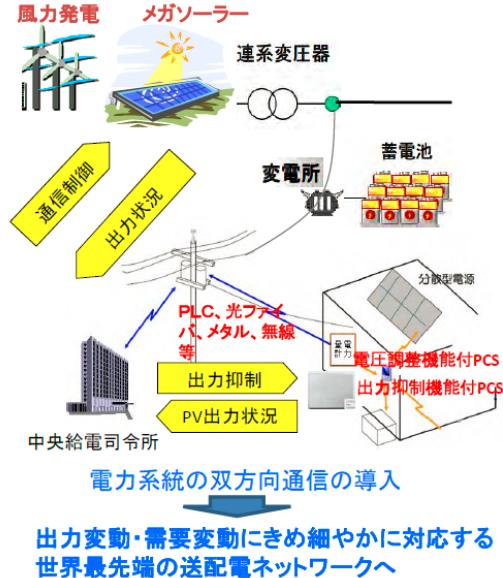


図2－1. 実証概要

(www8.cao.go.jp/cstp/budget/saisyu/sanko40.pdfより引用)

2－2 全体の目標設定

表2－1. 全体の目標

目標・指標	設定理由・根拠等
太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号により出力をコントロールできる太陽光発電用PCS等の開発、およびそのPCS等を制御するための通信方式の開発	双方向通信により、太陽光発電の出力制御を実現するシステムを構築するため、新たに開発する。

2－3 個別要素技術の目標設定

表2－2. 個別要素技術の目標

要素技術	目標・指標	設定理由・根拠等
①通信による出力制御が可能な太陽光発電用PCS（住宅用、事業用）	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機能付き太陽光発電用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること 	現状の太陽光発電用PCSにデータ通信によって制御信号などの授受を行う機能を付加することにより遠隔での制御の実現可能性を確認するため。
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機能付き蓄電池用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること 	現状の蓄電池用PCSに、データ通信によって制御信号などの授受を行う機能を付加することにより遠隔での制御の実現可能性を確認するため。
③電圧調整機能付	<ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーション等の検 	選定された制御方式を具備し

きPCS	討で選定された最適な制御方式を具備したPCSの開発 ・ 安定的に動作すること	た電圧調整機能付きPCSが安定的に機能しているか確認するため。
④双方向通信機器	・ PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器の開発 ・ 安定的かつ確実に動作すること	電力会社が保有する通信網（光ファイバー、メタルケーブルなど）、通信事業者による広域サービス（携帯電話、WiMAXなど）を有効に活用しつつ、ローカルに通信網を形成するための無線LAN、特小無線（900MHz帯、400MHz帯）や、電線そのものをインフラとして活用する電力線搬送（PLC）がPCS制御の要件を満たしていることを確認するため。
⑤サイバーセキュリティ関連機器	・ 通信ネットワークに内在する脆弱性の検討・セキュリティ技術の開発 ・ 想定される攻撃からネットワークを保護できること	双方向通信によって、太陽光発電や蓄電池を含む機器・システムを制御する状況では、相応のセキュリティ確保が必要であるため。

3 成果、目標の達成度

3－1 成果

3－1－1 全体成果

将来の太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号により出力をコントロールできるPCSを開発するとともに、通信と組み合わせた検証試験を実施することを目的とした研究計画に基づき、下記に示す5つの要素技術の開発を実施した。

「通信による出力制御が可能な太陽光発電用PCS（住宅用、事業用）」では、通信による出力制御実証試験を行う機能を検討し、通信装置とのインターフェースの共通仕様を取り纏め、それらを具備する機器開発を実施し、開発機器の動作試験および通信装置との接続試験を実施した。また、実フィールドへ開発機器を設置したうえで、双方向通信によるPCS出力制御試験を実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。

「通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS」では、系統制御用途および需要家用途を想定した双方向通信機能を有する蓄電池用PCSについて、充・放電電力制御方法や主回路定格などの基本仕様ならびに通信機能仕様の検討、それらを具備する機器開発、動作試験および通信装置との接続試験を実フィールドにて実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。

「電圧調整機能付きPCS」では、太陽光発電用PCSに具備することが可能な無効電力制御機能として、①電圧比例制御、②電圧一定制御（現行方式）、③定力率制御（全系で同一力率）、④電圧依存型定力率制御の4つの制御方式を定義した。この4方式の中から電圧上昇抑制効果やSVR（Step Voltage Regulator：電圧調整器）タップ動作への影響、SVC（Static Var Compensator：静止型無効電力補償装置）制御機能への影響、制御の安定性などを評価項目として、定力率制御方式、電圧依存型定力率制御方式を実証器に具備する制御方式として選定するとともに、基本制御仕様を検討・確定した。さらに前者を組み込んだ3kW級PCSおよび後者を組み込んだ50kW級PCSを実フィールドへ設置し、仕様どおりの動作特性を確認することで、良好な試験結果を得ることができた。

「双方向通信機器」では、センターサーバとPCS間の構成、通信手順、電文形式等を取り纏め、PCSの制御を目的とした双方向通信方式である公衆無線網（携帯電話、WiMAX）、特定小電力無線（900MHz帯、400MHz帯）、電力線搬送（PLC）、無線LANについて必要となる機器を開発し、実証フィールド（青森フィールド、関電工フィールド、東光高岳フィールド）および参加法人の自社敷地内における試験を実施した。青森フィールドでは、開発した通信機器、PCS、PVを現地に設置し、試験を実施した。試験では、PCSの出力制御方式として、出力制御カレンダによる方式、および翌日出力制御情報による制御と当日制御を組み合わせた方式の2方式を採用した。関電工フィールドでは、開発したPCSを関電工事業所に設置し、青森フィールドのセンターサーバとPCSとを公衆無線網で接続し、PCSの直接制御を開始した。また、関電工事業所内に設置したBEMSとの組み合わせによるPCSの出力制御の実証も開始した。東光高岳フィールドでは、開発したPCSを東光高岳事業所に設置し、青森フィールドからの直接制御試験を実施した。また、PLCと配搬信号との干渉試験を行い、運用上問題ないことを確認した。特定小電力無線および無線LANの試験では、無線周波数の違いや建物構造の違い等による伝搬特性の比較・評価などを実施した。いずれの試験においても、PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器が、安定的かつ確実に動作することを確認し、良好な試験結果を得ることができた。

「サイバーセキュリティ関連機器」では、スマートグリッドシステムのセキュリティに関わる文献調査などにより、セキュリティリスクに対する対策方針について検討を行

った。また、開発した侵入検知システムを青森フィールドに導入し、作成した対策方針を参考に複数の検知方法についてそれぞれ検知結果の評価を実施することで、想定される攻撃からネットワークを保護できることを確認し、良好な試験結果を得ることができた。

3－1－2 個別要素技術成果

(1) 通信による出力制御が可能な太陽光発電用PCS（住宅用、事業用）

下記の通り、通信による出力制御が可能な太陽光発電用PCSの開発および試験を実施した。

評価指標は、PCSの開発および通信信号により出力制御できることであり、結果として、仕様に基づいたPCSを開発し、試験において確実に出力制御できることがわかり、良好な試験結果を得ることができた。

	参加法人	開発機器	設置場所	試験結果
①	オムロン	PCS（住宅用）	東光高岳フィールド 青森フィールド	良
②	東芝	PCS（住宅用）	青森フィールド	良
③	三洋電機	PCS（住宅用）	東光高岳フィールド 青森フィールド	良
④	シャープ	PCS（住宅用）	東光高岳フィールド	良
⑤	三菱電機	PCS（住宅用）	東光高岳フィールド	良
⑥	東光高岳	PCS（事業用）	東光高岳フィールド	良
⑦	日新電機	PCS（事業用）	関電工フィールド	良

① 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用PCS開発・試験（オムロン）

①－1 開発

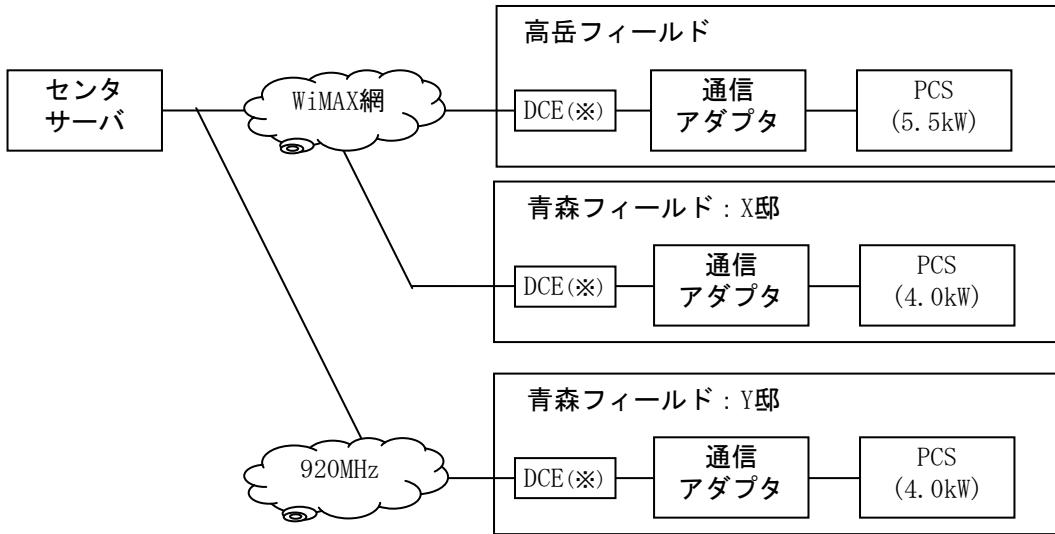
通信アダプタからの指示により、即時に出力制御を実施する通信制御方式の太陽光発電用PCSを2機種（4.0kWタイプと5.5kWタイプ）開発した。

表3－1. PCS仕様

型式	4.0kWタイプ	5.5kWタイプ
写真		

①－2 試験

東光高岳フィールド内の配電ネットワーク試験場、および青森フィールドの一般家屋2軒のご協力を頂き、機器の動作状況や効果検証を実施した。通信アダプタからの制御要求に対しては、制御成功率100%と確実に制御を実施することを確認し、良好な試験結果を得ることができた。



(※) DCE (Data Circuit terminating Equipment) : データ回線終端装置

図 3－1. 試験機器構成

② 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用 PCS の開発 (東芝)

②－1 開発

系統側からのカレンダ情報と通信アダプタ側に処理させる制御方式 (Simple PCS) にしたがってPCSを開発するとともに、プロトコル仕様は下記のとおり（図3－2）とした。

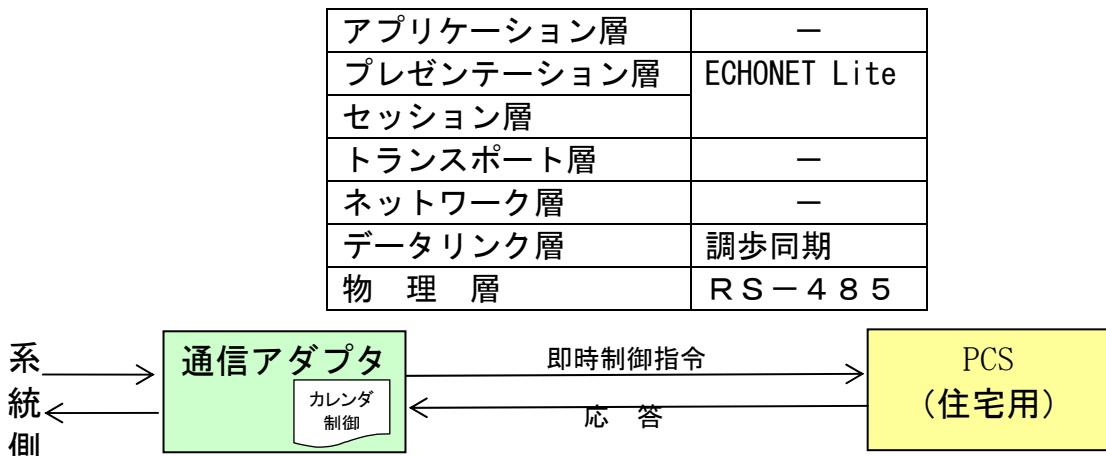


図 3－2. プロトコル仕様

②－2 試験

開発した双方向通信出力制御機能付き太陽光発電用PCSを実環境の中で試験動作させるため、PCSの他に太陽光発電パネルを含めた太陽光発電システムを六ヶ所村役場第二庁舎に設置した。



図3-3. PVおよびPCS外観

双方向通信出力制御機能付きの太陽光発電用PCSの状態は、通信モジュールを介して2012年12月から計測を実施し、双方向通信による出力制御が正常に動作することを確認しており、良好な試験結果を得ることができた。

③ 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用PCSの開発（三洋電機）

③-1 開発

通信仕様書を踏まえ、弊社既存のPCSおよび送信ユニットの改造を行い、PCSの出力制御処理シーケンスと送信ユニットの通信処理部分については新たに開発を実施した。

(図3-4の朱色部)

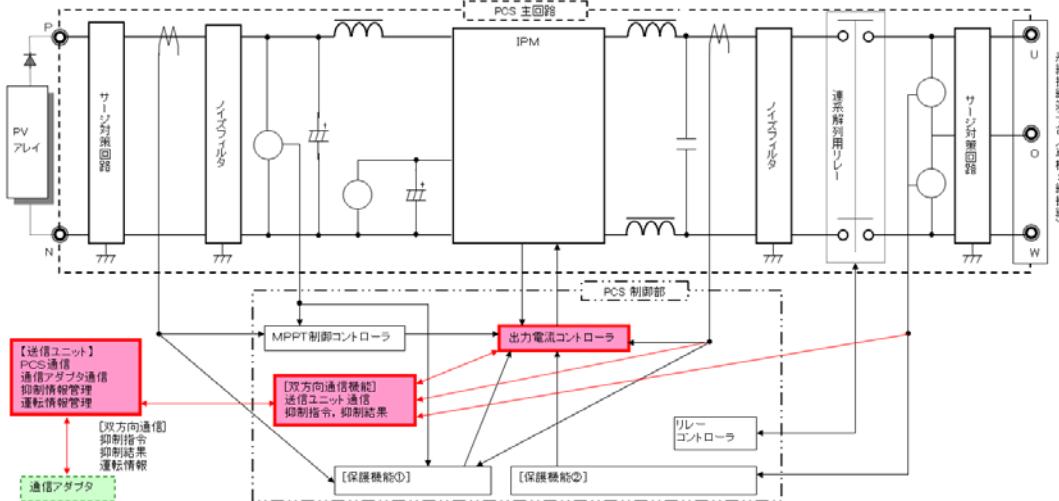


図3-4. PCS回路図

③-2 試験

開発した機材を青森フィールド、東光高岳フィールドに設置し、遠隔からの双方向通信による出力制御が正常に動作することを確認しており、良好な試験結果を得ることができた。図3-5に開発したPCSおよび送信ユニットの設置状態を示す。(通信アダプタとは壁内配線接続)



図3－5．PCSおよび送信ユニットの設置状態

- ④ 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用 Intelligent PCS の開発、及びシャープ Web モニタリングサービスを利用した出力制御運転検証（シャープ）

④－1 開発

開発した Intelligent PCS を図 3－6 に示す。出力制御予定の日時、抑制量を“出力制御カレンダ情報”として、また出力制御運転状況を“運転履歴情報”“発電量/出力抑制量”として PCS 内で管理するとともに、図 3－7 に示すように PCS 用カラー液晶モニタを用いて“見える化”を図った。

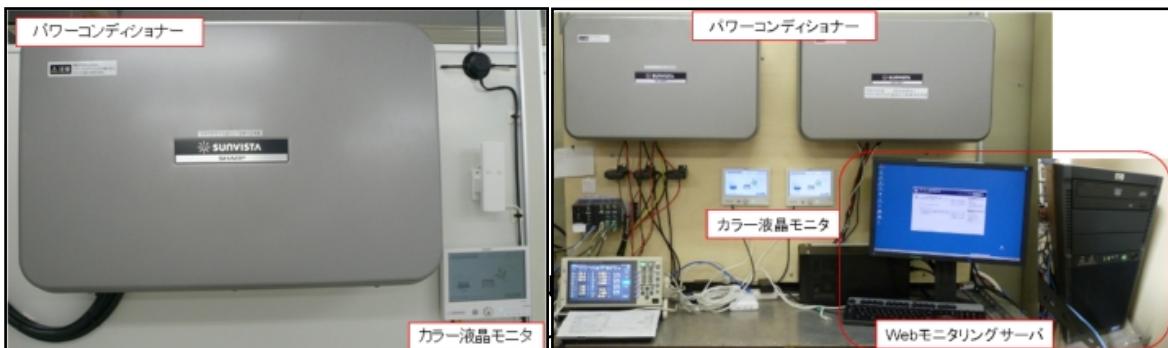




図3-7. カラー液晶モニタ 開発画面の一例

④-2 試験

シャープWebモニタリングサービス（※）を利用して、多数台のPCSに対して一括した出力制御運転を実現できることを目的に試験を行った。

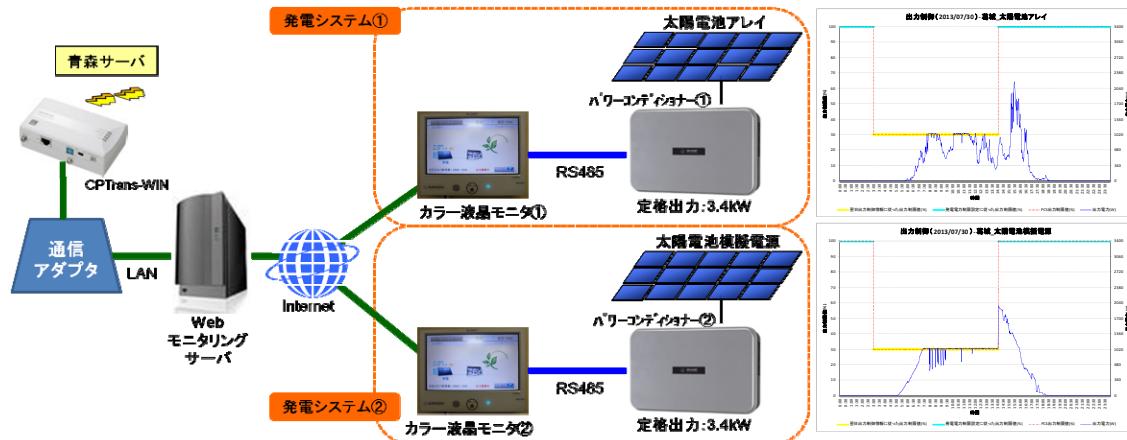


図3-8. Webモニタリングサービスを利用した機器構成と
制御情報による出力制御結果

(※)Webモニタリングサービス：インターネットを介して各ユーザー宅の太陽光発電用PCSとシャープソーラーモニタリングセンター内のWebモニタリングサーバとを接続し、太陽光発電用PCSの監視と定期診断を行うサービス

図3-8に示すシステムをシャープ葛城事業所内に構築し、青森サーバからの出力制御情報をWebモニタリングサーバで受信し、同サービスを利用する複数台（本実証事業では2台）の太陽光発電用Intelligent PCSに配信できることを確認した。加えて、太陽光発電用Intelligent PCSが配信された出力制御情報に従い出力制御を行うことを確認しており、良好な試験結果を得ることができた。

⑤ 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用PCSの開発（三菱電機）

⑤-1 開発

家庭用標準製品（型番PV-PN30G）をベースに、カレンダ情報を受け取るI/F機能を追加し、開発した。主な開発内容を以下に示す。

- ・外部とのI/Fは、本事業の共通仕様であるRS-485を採用
- ・ベースとした製品にRS-485通信のドライバ、本事業で規定された電文フォーマットおよび通信手順を実装
- ・双方向通信による出力制御機能を実装。但し、電圧上昇抑制による出力制限機能と内部温度上昇などからPCSを保護するためのPCS機器保護出力制限機能の既存機能を阻害しないこと。



図3－9. PV-PN30Gの外観

⑤－2 試験

開発したPCSは、東光高岳フィールドで評価を実施し、双方向通信による出力制御が正常に動作することを確認しており、良好な試験結果を得ることができた。

⑥ 双方向通信出力制御機能を有する太陽光 PCS（事業用）の開発（東光高岳）

⑥－1 開発

50kW PCSに、各社共通の仕様を通信機能に組み込み、50kW事業用太陽光発電用PCSを開発した。



⑥－2 試験

開発した機器が実系統に接続された場合を想定し、東光高岳フィールドでの配電ネットワーク試験場にて、開発した50kW事業用太陽光発電用PCSを含めた下記の3つの実証機を設置した。

配電ネットワーク試験場における試験状況を図3－11、システム構成図を図3－12に示す。

- ・3～5kW級家庭用双方向通信機能付きPCS
- ・50kW事業用双方向通信機能付きPCS
- ・3kW、50kW電圧調整機能付きPCS



試験場全景



家庭用PCS設置状況

図3－11. 配電ネットワーク試験場での双方向通信試験状況

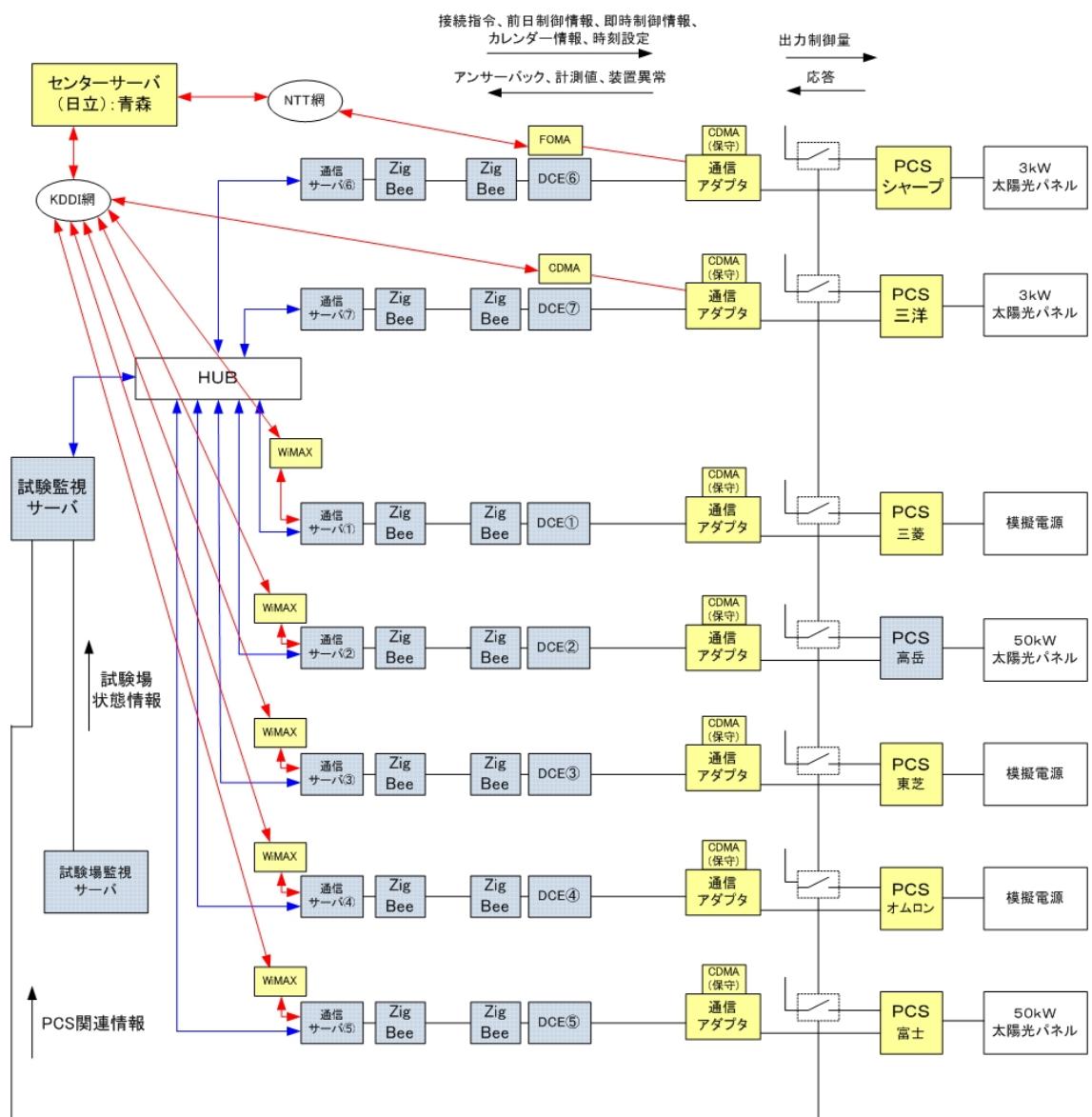


図3-12. 配電ネットワーク試験場でのシステム構成図

さらに、青森フィールドのセンターサーバから出力制御信号を利用して、各PCSの出力制御機能の実証を行った。図3-13に、事業用PCS（50kW）の出力波形例を示す。図中の赤線で示したグラフの左側が出力制御あり時（30%に出力抑制）、右側が出力制御なし時（100%出力）の波形である。

図3-13より、左の波形では制御指令通りに定格の30%に確実に出力制御されていることがわかり、良好な試験結果を得ることができた。

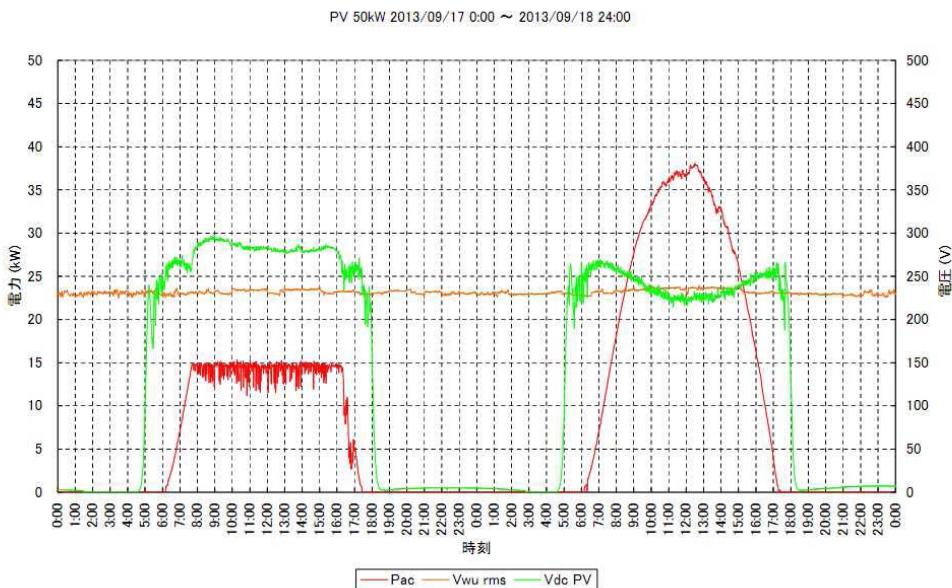


図3-13. 太陽光発電の出力波形

⑦ 双方向通信出力制御機能を有する太陽光発電用 PCS の開発（日新電機）

⑦-1 開発

PCS通信インターフェース共通仕様に基づき、10kW PCSをベースに双方向通信出力制御機能付きPCSを開発した。

共通仕様として策定したSimple PCSを下記に示す。

- ・上位システムからのカレンダ情報、即時出力制御情報等は通信アダプタ（PCS外部）が受け取る。
- ・PCSは通信アダプタからの出力制御指示に基づき、出力制御を行う。

開発したPCSの外観、装置構成、および出力制御性能を図3-14～図3-16に示す。



図3-14. PCS外観

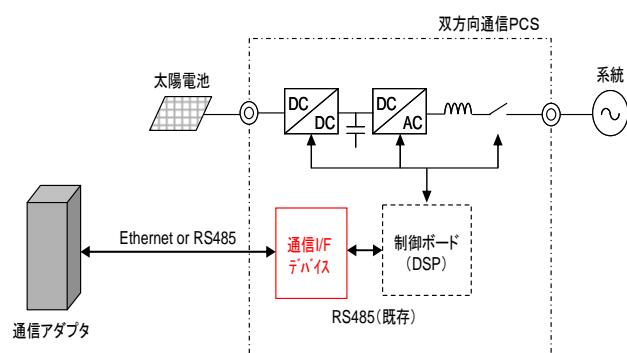


図3-15. 装置構成

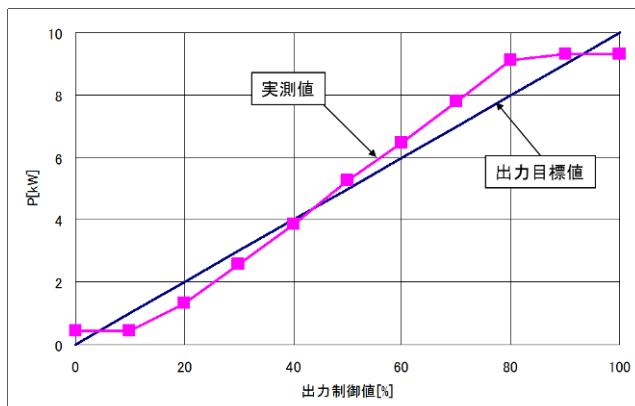


図3-16. 出力制御性能グラフ

⑦-2 試験

開発したPCSを関電工フィールドに設置し通信試験を実施し、双方向通信による出力制御が正常に動作することを確認しており、良好な試験結果を得ることができた。

(2) 通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS

下記の通り、通信による出力制御が可能な蓄電池用PCSを開発の開発および試験を実施した。

評価指標は、PCSの開発および通信信号により出力制御できることであり、結果として、仕様に基づいたPCSを開発し、試験において確実に出力制御できることがわかり、良好な試験結果を得ることができた。

	参加法人	開発機器	設置場所	試験結果
①	関電工	蓄電池用PCS (余剰電力対策用)	関電工フィールド	良
②	東光高岳	蓄電池用PCS (周波数調整用)	東光高岳フィールド	良

① 双方向通信出力制御機能を有する蓄電池用 PCS の開発（関電工）

①－1 開発

太陽光余剰電力発生時の需要家内の蓄電池を用いた出力抑制対策、および節電対策が可能なシステム構築を構築するための蓄電・蓄熱・負荷設備を導入し、双方向通信機能を有する蓄電池用PCSおよび中央監視システムの開発を行った。加えて、出力抑制回避運用および節電制御に用いるアルゴリズムの開発を行った。

太陽光発電制御：出力抑制回避制御アルゴリズム（蓄電池、給湯用HP用）

節電制御：節電制御アルゴリズム（蓄電池、照明、パッケージエアコン用）

表 3－2. 蓄電池用PCSの基本仕様

機器	仕様	構成
蓄電池用PCS (余剰電力対策用)	定格容量5kW	2台



蓄電池

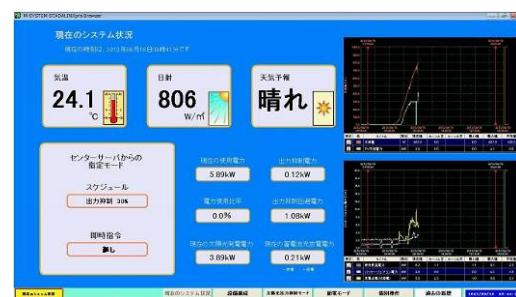
蓄電池用PCS

蓄熱設備(給湯用HP)



]

負荷設備(照明、パッケージエアコン)



中央監視システム

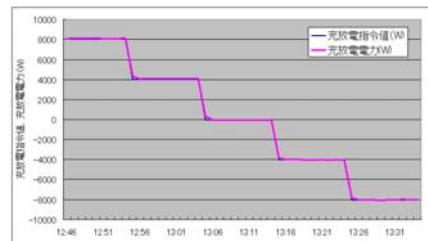
図3-17 各種機器導入状況

①-2 試験

導入した設備に対して、中央監視システムからの制御確認試験を実施し、以下の通り良好な試験結果を得ることができた。

表3-3. 機能確認試験結果

対象機器	試験項目	結果
蓄電池	定電流充放電試験	良
	定電力充放電試験	良
空調用HP	スケジュール運転試験	良
給湯用HP	スケジュール運転試験	良
負荷	照明制御試験	良
	空調制御試験	良



試験

② 双方向通信出力制御機能を有する蓄電池用PCSの開発(東光高岳)

②-1 開発

今回開発するPCSは、太陽光発電用PCSの双方向通信出力制御機能をベースとして、充電時、放電時ともに出力制御指令による出力制御を実施し、電池残存容量の返信(アンサーバック)を行うこととした。

なお、今回は系統設置を想定し、模擬蓄電池SCADAから出力制御信号を送信し、蓄電池サーバを介して、蓄電池用PCSの双方向通信制御の動作を確認する。

通信仕様については、太陽光PCSの双方向通信出力制御に使用する、次世代双方向通信出力制御に係る共通インターフェース仕様に準拠した。

通信データフォーマットは、ECHONET_LITEの中の機器オブジェクト「3.3.14 蓄電池クラス規定」を使用した。

表 3－4. 蓄電池用PCSの基本仕様

機器	仕様	構成
蓄電池用PCS (周波数調整用)	定格容量200kW	50kW PCS4台並列運転

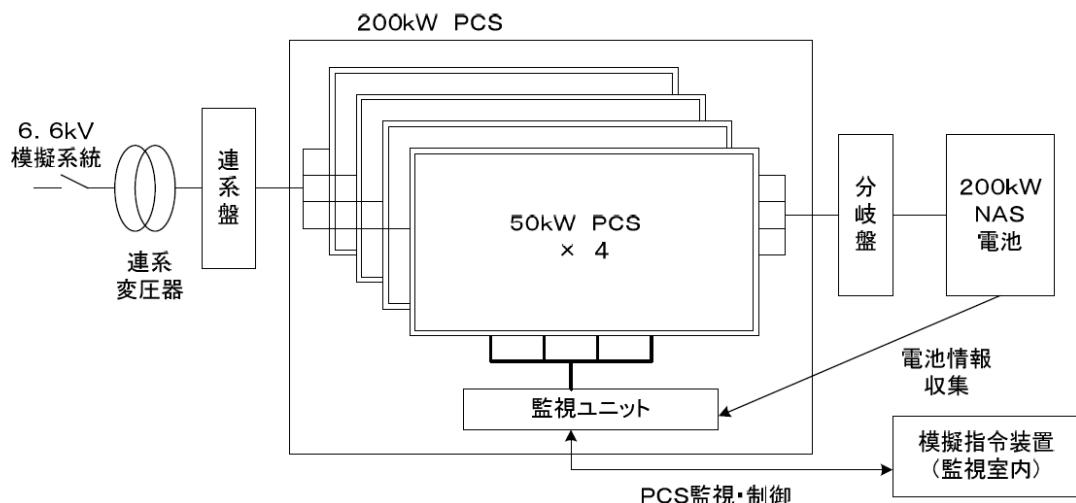


図 3－19. 蓄電池用PCS主回路構成図

②－2 試験

検証を実施するための実証試験場での通信構成を

図 3－20 に示す。

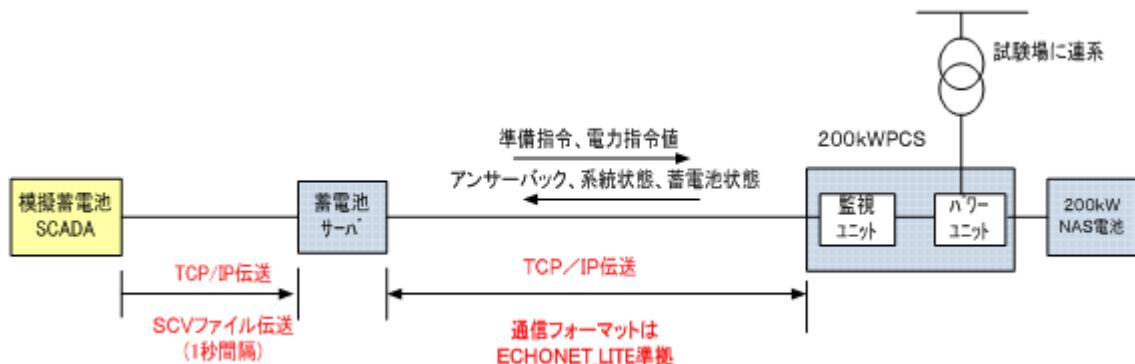


図 3－20. 実証試験場での通信構成



200kW NAS電池用
双方向通信出力制御機能付
PCS

200kW NAS電池

図3－21. 実証試験場での設置状況

蓄電池用PCSの双方向通信出力制御機能試験を実施し、以下の通り良好な試験結果を得ることができた。

- ① 模擬蓄電池 SCADA および蓄電池サーバを使用して、AFC 指令による NAS 電池の双方向通信出力制御が可能であることを確認した。
- ② ECHONET-LITE フォーマットでの双方向通信出力制御を確認した。
- ③ 模擬蓄電池 SCADA および蓄電池サーバとともに、1秒周期での情報送受信 ができることを確認した。
- ④ NAS 電池 PCS は 1秒周期の AFC 制御での出力制御が可能であることを確認した。
- ⑤ 東光高岳フィールド環境で、1秒周期での応答確認（AFC 指令値受信確認および瞬時充放電電力制御）は可能であることを確認した。

NAS電池の双方向出力制御の結果例を図3－22、図3－23に示す。

AFC指令値とPCSの充放電指令値、充放電電力の測定結果

NAS電池 100kW充電運転時

【伝達関数】 $K=0 \ G=1 \ T=10$ で AFC指令値送信

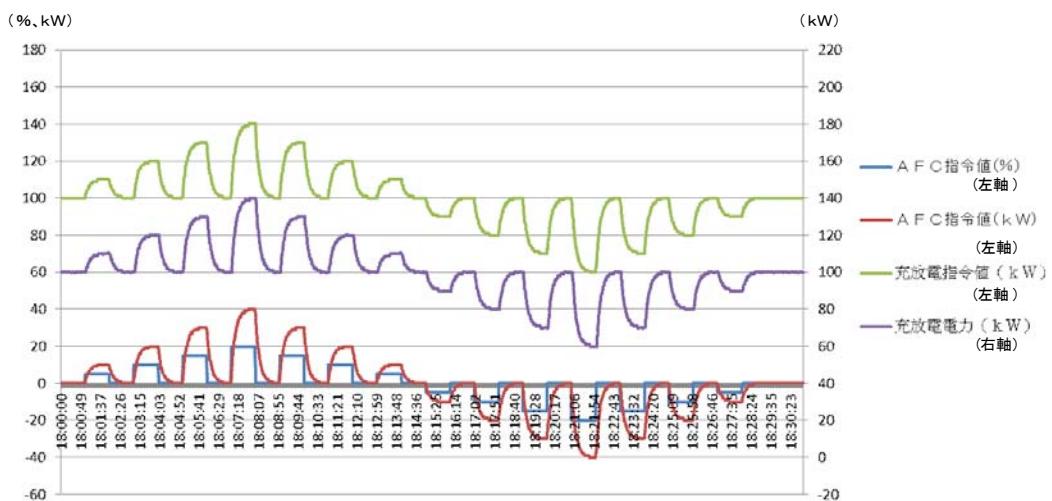


図 3－22. NAS電池 100kW充電運転時の出力制御例

AFC指令値とPCSの充放電指令値、充放電電力の測定結果

NAS電池 100kW放電運転時

【伝達関数】 $K=0 \ G=1 \ T=10$ で AFC指令値送信

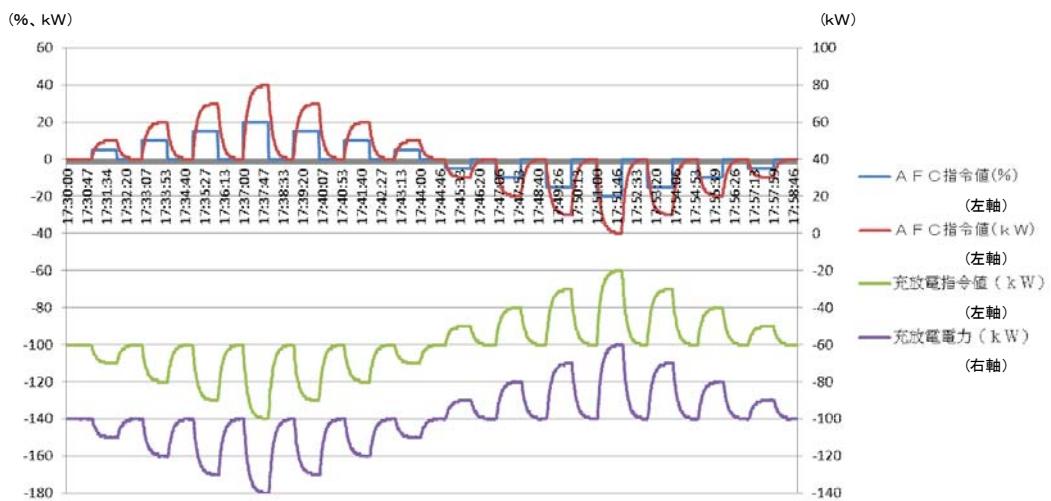


図 3－23. NAS電池 100kW放電運転時の出力制御例

(

3) 電圧調整機能付きPCS

下記の通り、電圧調整機能付きPCSを開発し、試験を実施した。

評価指標は、最適な制御方式の選定、PCSの開発および安定的に動作することであり、結果として、制御方式の選定、仕様に基づいたPCSの開発、および機能試験により安定的に動作することの確認を行い、良好な試験結果を得ることができた。

	参加法人	開発機器	設置場所	試験結果
①	東芝	定力率制御方式PCS	東光高岳フィールド	良
②	富士電機	電圧依存型定力率制御方式PCS	東光高岳フィールド	良

○電圧調整方法として比較検討する無効電力制御方式は、下記の4方式を検討対象とした。

- ・電圧比例制御

連系点電圧に応じて進み無効電力を出力する。

- ・電圧一定制御

連系点電圧が上限値を逸脱した場合には、上限値に低下するまで進み無効電力を出力する。

- ・定力率制御

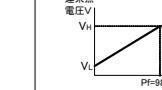
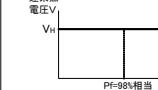
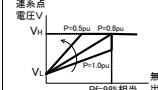
連系点電圧にかかわらず、P V出力に応じて一定力率となるよう進み無効電力を出力する。

- ・電圧依存型定力率制御

連系点電圧およびP V出力に応じて、連系点電圧が高いほど低い力率となるよう進み無効電力を出力する。（電圧に応じて力率を変化）

上記4方式について比較検討した結果を表3－5に示す。評価の結果、定力率制御と電圧依存型定力率制御方式の2方式を実証器に採用することとした。

表3-5. 無効電力制御の比較結果

	電圧比例制御方式	電圧一定制御方式	定力率制御方式	電圧依存型定力率制御方式
動作特性・原理	 遠系点電圧V V_L V_H 無効電力 $PF=98\%$ 相当 出力Q $K = \frac{1}{V_H - V_L}$	 遠系点電圧V V_L V_H 無効電力 $PF=98\%$ 相当 出力Q	 遠系点電圧V $0.5pu$ $1.0pu$ P に比例 $PF=98\%$ 相当 出力Q	 遠系点電圧V V_L V_H $P=0.5pu$ $P=0.8pu$ PV 出力に比例し、かつ遠系点電圧に比例して進み無効電力を出力する $K = \sqrt{\frac{1}{\cos^2 \theta} - 1}$ $\cos \theta = \text{設定力率}>0.85$
逸失発電電力（出力抑制量）	△	△	◎	◎
電圧上昇抑制効果	◎	△	◎	◎
タップ動作回数低減	◎	△	◎	◎
配電線損失	○	◎	△	○
LRTタップへの影響	△	△	◎	△
実証器に採用	—	—	○	○

○電圧調整機能付きPCSの試験法の検討

試験法を検討し、以下の通り決定した。

・高圧PCSの電圧補償機能の検証試験（三相3線400V）

- (a) 定力率制御PCS模擬NAS電池の出力上昇（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証
- (b) 設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴わない場合）
- (c) 設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴う場合）
- (d) 系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況を確認
- (e) 定力率制御PCS模擬NAS電池の出力急変により発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況を確認

・高圧PCS、低圧PCS混在系統での電圧補償機能の検証試験

- (a) 定力率制御PCS模擬NAS電池の出力上昇（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証
- (b) 設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴わない場合）
- (c) 設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴う場合）
- (d) 系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況を確認

① 電圧調整機能付きPCSの開発と試験評価（東芝）

①-1 開発

住宅用PCSの電圧調整機能において、太陽光発電が大量導入された時に生じる電圧変動を抑制するために必要な対策技術を検討した。

系統電圧の適正值を逸脱した時の住宅用PCSの自律的電圧制御のための制御方式について検討した結果、制御内容がシンプルかつシミュレーションにおいても良好な結果が得られた「定力率制御方式」機能を持った住宅用PCSを開発した。

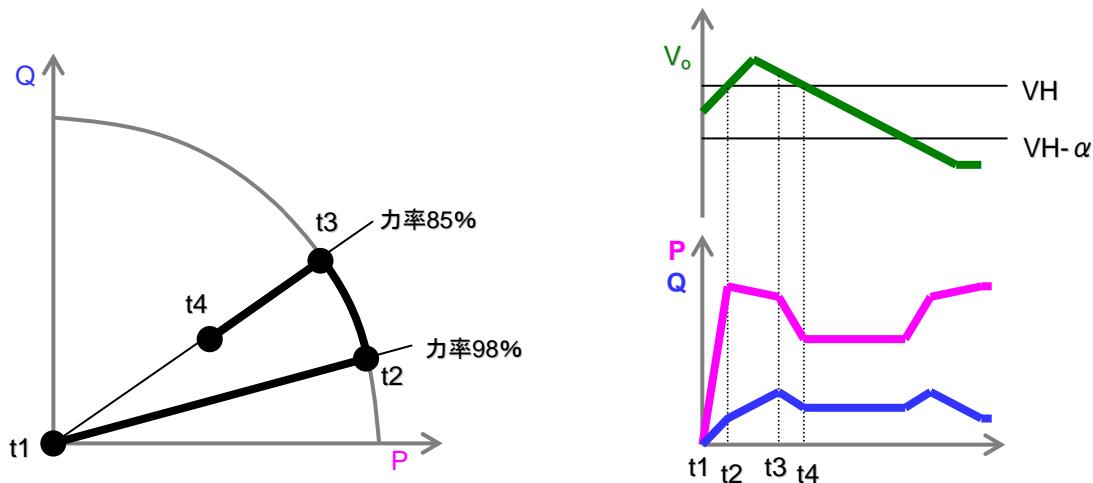


図3－24. PCSの動作

①－2 試験

東光高岳フィールドに設置したPCSの設置状況を図3－25に示す。設置したPCSに対して以下の試験を実施し、良好な試験結果を得ることができた。

- ・ Case1からCase7（低圧家庭用PCSの試験項目）
 - Case1：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力制御（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証
 - Case2：供試PCSの発電電力増に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証
 - Case3：系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況確認
 - Case4：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力急変により発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況を確認
 - Case5：運転点が供試PCS設定電圧上昇値以下での単独運転（供試低圧PCSのみ）
 - Case6：運転点が供試PCS設定電圧上昇値以下での単独運転（供試低圧PCS+その他低圧PCS）
 - Case7：運転点が供試PCS設定電圧上昇値で出力抑制状態での単独運転（供試低圧PCS+その他低圧PCS）

- ・ Case13からCase16（高圧事業用PCS、低圧家庭用PCS混在系統での試験項目）
 - Case13：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力上昇（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証
 - Case14：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴わない場合）
 - Case15：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴う場合）
 - Case16：系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況確認



図3－25. PCSの設置状況

② 電圧調整機能付き PCS の開発と試験評価（富士電機）

②-1 開発

今回開発したPCSを図3-26に示す。標準PCS、通信デバイス（シーケンサ）、POD、MTDより構成される。

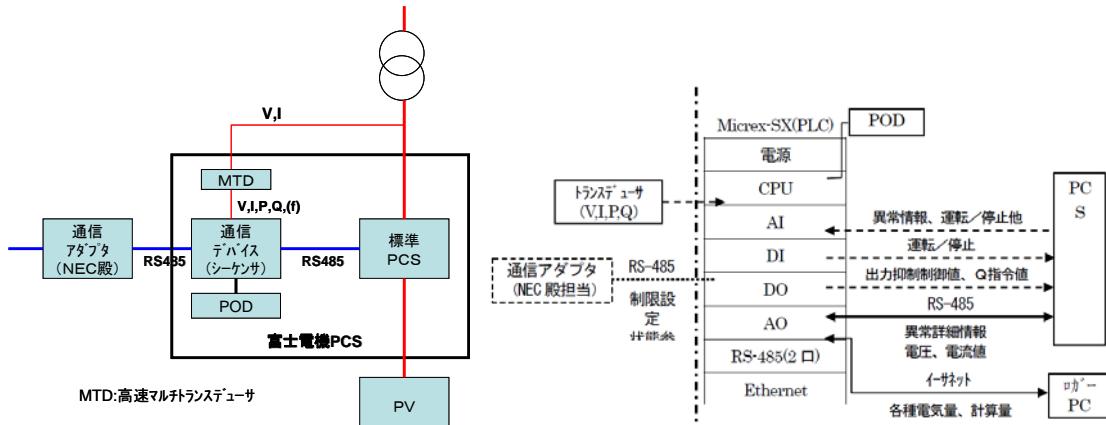


図3-26. システム構成図

具備する機能は以下の通り。

- ・PV- PCS機能
- ・系統連系機能
- ・通信アダプタとの通信機能
- ・通信アダプタ経由の信号による出力抑制機能
- ・PCS状態監視/状況通知
- ・POD（デバイスドライバ装置）による状態監視/制御機能
- ・各種データ計測/ロギング機能

POD：各種整定値の設定、PCS、SXの状態表示、計測値表示を行う。

Micrex-SX：通信アダプタからの指令によりPCS状態情報、計測情報を返信する。PCSに対する出力抑制指令値を受信し、PCSの出力制御を行う。トランジスタからのP、V等の電気量、PODからの各種整定値を使用し、PCSに対するQ指令、出力抑制指令値を算出、出力（4-20mA）し、連系点電圧上昇を抑制させる。

ロガーパソコン：計測値、演算値等をSXより収集する。

②－2 試験

東光高岳フィールド内の配電ネットワーク試験場に、50kW事業用双方向通信機能付きPCSの設置を完了し（図3－27参照）、センターサーバ～通信サーバ～通信アダプタ～PCS間で、出力抑制制御が実行されることを確認した。また、設置したPCSに対して以下の試験を実施し、良好な試験結果を得ることができた。

- Case8からCase12（高圧事業用PCSの試験項目）

Case8：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力上昇（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証

Case9：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴わない場合）

Case10：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴う場合）

Case11：系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況確認

Case12：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力急変により発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況を確認

- Case13からCase16（高圧事業用PCS、低圧家庭用PCS混在系統での試験項目）

Case13：定力率制御PCS模擬NAS電池の出力上昇（発電電力増）に伴い発生する電圧上昇の抑制効果検証

Case14：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴わない場合）

Case15：設定電圧下限値をパラメータとして供試PCSの動作状況を確認（出力抑制を伴う場合）

Case16：系統側要因（LRT動作）で発生する電圧変動に対する供試PCSの動作状況確認

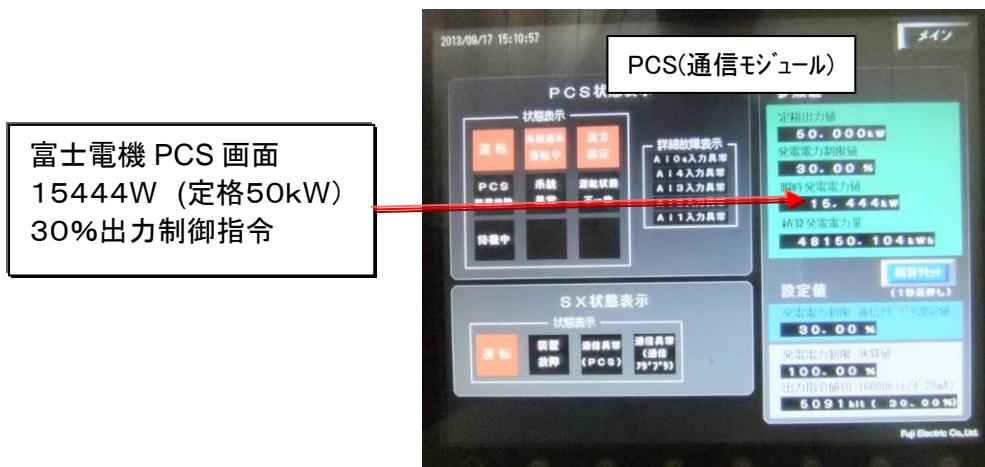


図 3－27. 50kW事業用双方向通信機能付きPCS

(4) 双方向通信機器

下記の通り、双方向通信機器を開発し各フィールドにて通信試験を実施した。

評価指標は、双方向通信機器の開発および開発機器の安定的かつ確実な動作であり、各フィールドにおいて、パケットエラー率（PER）や通信成功率にて評価を行い、良好な試験結果を得ることができた。

	参加法人	開発機器	設置場所	試験結果
①	三菱電機	900MHz帯特小無線	自社フィールド	良
②	パナソニック システムネットワークス	900MHz帯特小無線 2.4GHz帯無線LAN	自社フィールド	良
③	富士通	2.4GHz帯無線LAN	自社フィールド	良
④	日立製作所	試験用無線端末 センターサーバ	青森フィールド	良
⑤	東芝	900MHz帯特小無線	青森フィールド	良
⑥	沖電気工業	900MHz帯特小無線	青森フィールド	良
⑦	住友電気工業	電力線通信（PLC）	青森フィールド 東光高岳フィールド	良
⑧	日本電気	通信アダプタ	青森フィールド 関電工フィールド 東光高岳フィールド	良
⑨	日本アイー・ ビー・エム	インターネットで動作 する汎用通信ソフトウ ェア	青森フィールド	良
⑩	KDDI	広域サービス網を利用 した通信ネットワーク	青森フィールド 関電工フィールド 東光高岳フィールド	良
⑪	NTTドコモ	広域サービス網を利用 した通信ネットワーク	青森フィールド 関電工フィールド 東光高岳フィールド	良
⑫	関電工	PCS出力制御システム	関電工フィールド	良

① ローカル通信網（特小無線）による双方向通信試験（三菱電機）

カレンダ情報を送信するための通信手段として、900MHz帯の特小無線を実建物設備において通信性能を測定し、実用性の評価を行った。

①-1 開発

900MHz帯特小無線の測定・評価を行うための測定、および評価ツールを開発した。

・測定ツールの開発

送信側のPCより測定開始指示をすると自動的にテストパケットを受信側に送信し、パケットを受信するとともに電界強度の測定を行う。測定終了後、受信側の通信ユニットに蓄積された測定結果をデータ収集用PCで収集する。これにより、測定員の電波干渉を防ぐとともに、省力化が可能となった。

・測定結果の例

測定ツールの構成を図3-28に示す。

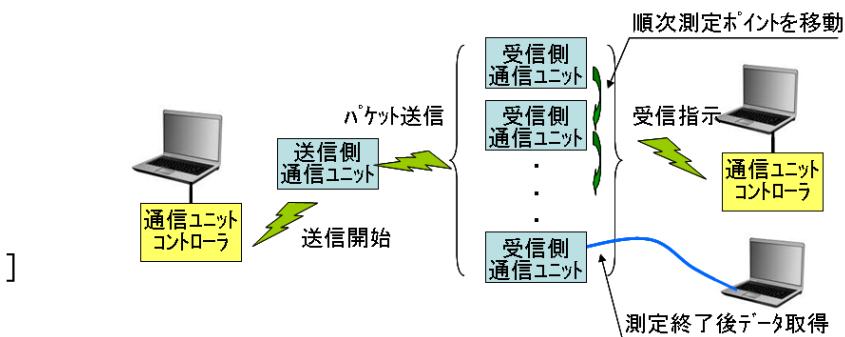


図3-28. 測定ツールの構成

①-2 試験

(a) 実建物における通信性能評価

10箇所の実建物にて測定し評価を行った。測定は、外部から宅内への情報伝達を想定して、スマートメータの設置箇所（外壁やパイプシャフトなど）を送信点とし、宅内の様々な箇所との通信性能を測定した。

実建物は、木造モルタル構造の戸建て6箇所（内、寒冷地区2箇所）、コンクリート構造戸建て2箇所、コンクリート構造集合住宅2箇所で測定を行い、外壁の断熱材、床暖房設備などの影響で電波強度（以下RSSI）の減衰がみられ、送信点より遠い箇所で一部のパケットロスが観測されたが、殆どの箇所で良好な通信性能が得られた。この結果から、一般的な家屋では、900MHz帯特小無線が、宅外から宅内への通信手段として有効であると判断することができた。

測定の状況について、木造モルタル構造の戸建て住宅の測定例を図3-29に示す。左図が、1階部分、右図が2階部分で、TX1（星印、建物外壁）を送信点とし、宅内の各点（○印）を受信点とした。

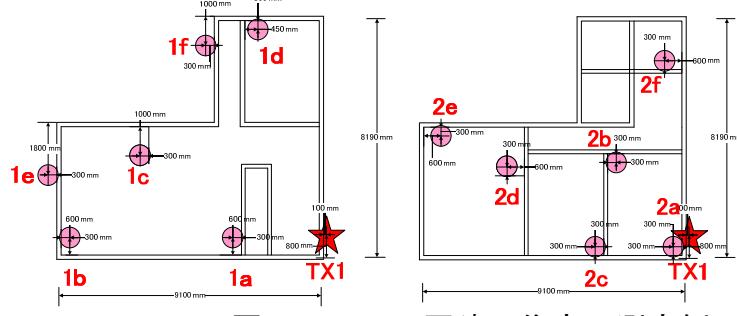


図3-29 戸建て住宅の測定例

図3-30が測定結果で、送信側の通信ユニットは、アンテナ2本で構成しており、青線が送信側のアンテナ1で送信した場合のRSSI、赤線がアンテナ2で送信した場合のRSSIを示しており、1箇所RSSIが低い箇所があるが、通信性能を確保できる-50dBmから-70dBmの範囲におさまっている。また、エンジ線と緑線は、PERを示しているが、RSSIの低い箇所も含めてPERが0となり良好な結果が得られている。

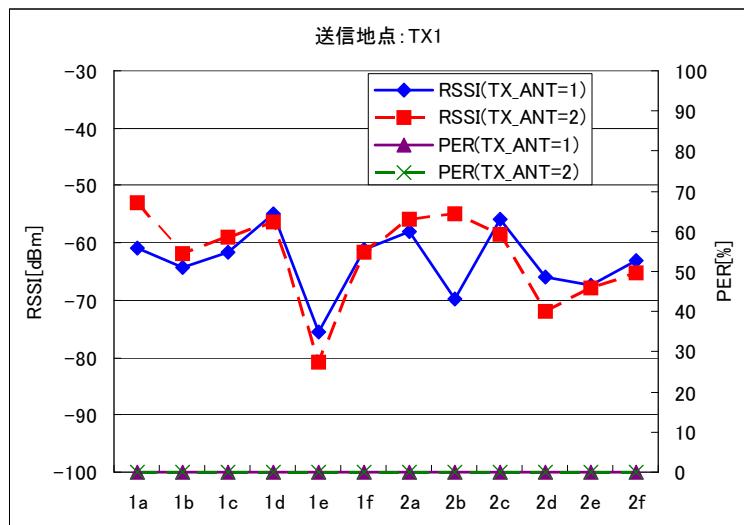


図3-30 戸建て住宅の測定結果

(b) 金属ボックスの影響評価

スマートメータが、建物の外壁に設置された金属ボックスに収納されるケースを想定して、送信側の通信ユニットを一般に使用されている金属ボックスに収納した状態で通信性能を測定し、金属ボックスの影響を評価した。

送信源は送信用通信ユニットを電力メータ内に格納し、電力メータから宅内機器への通信を想定して既設電力メータの位置にTX1を設置した。また、建物の外壁に電力メータが設置されることを想定して、屋外の離れた場所(約5m)にも送信源TX3(金属製の自立型メータボックスに収納)、TX4(窓ありメータボックスに収納)を設置した。また、送信側の通信ユニットに搭載している選択ダイバーシチの2本のアンテナ別(Tx_ant1およびTx_ant2)に測定している。測定した鎌倉市大船新スマートハウス測定地点の間取りと測定ポイントを図3-31、測定地点とRSSI、PERのグラフを図3-32に示す。

測定結果では、金属製の自立型メータボックスの収納したケースで、1箇所パケットエラーを検出しているが、PERは1%以下となっており、実環境において使用できる通信性能を十分に確保していることがわかった。

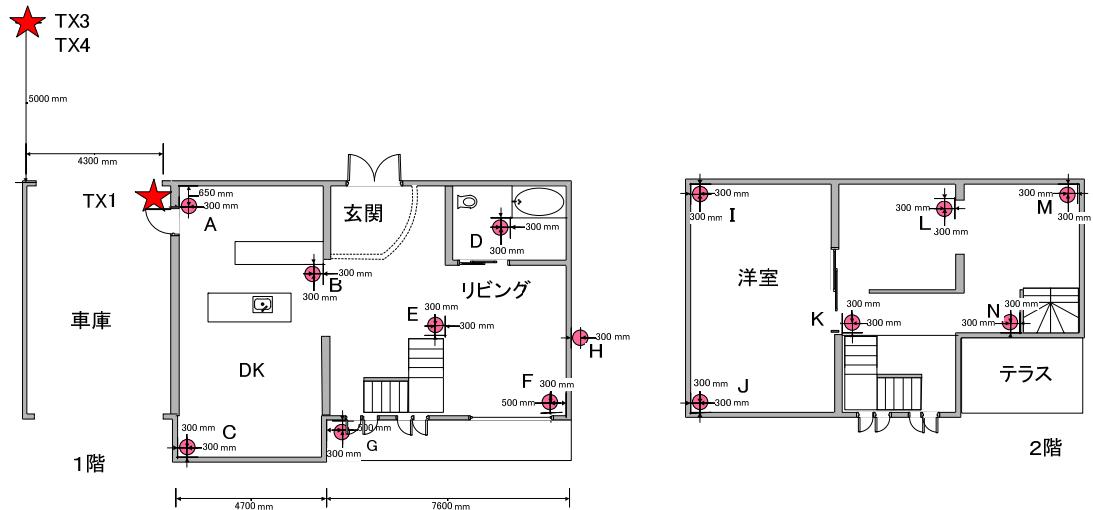


図3－31. 鎌倉市大船新スマートハウス 間取りと測定ポイント

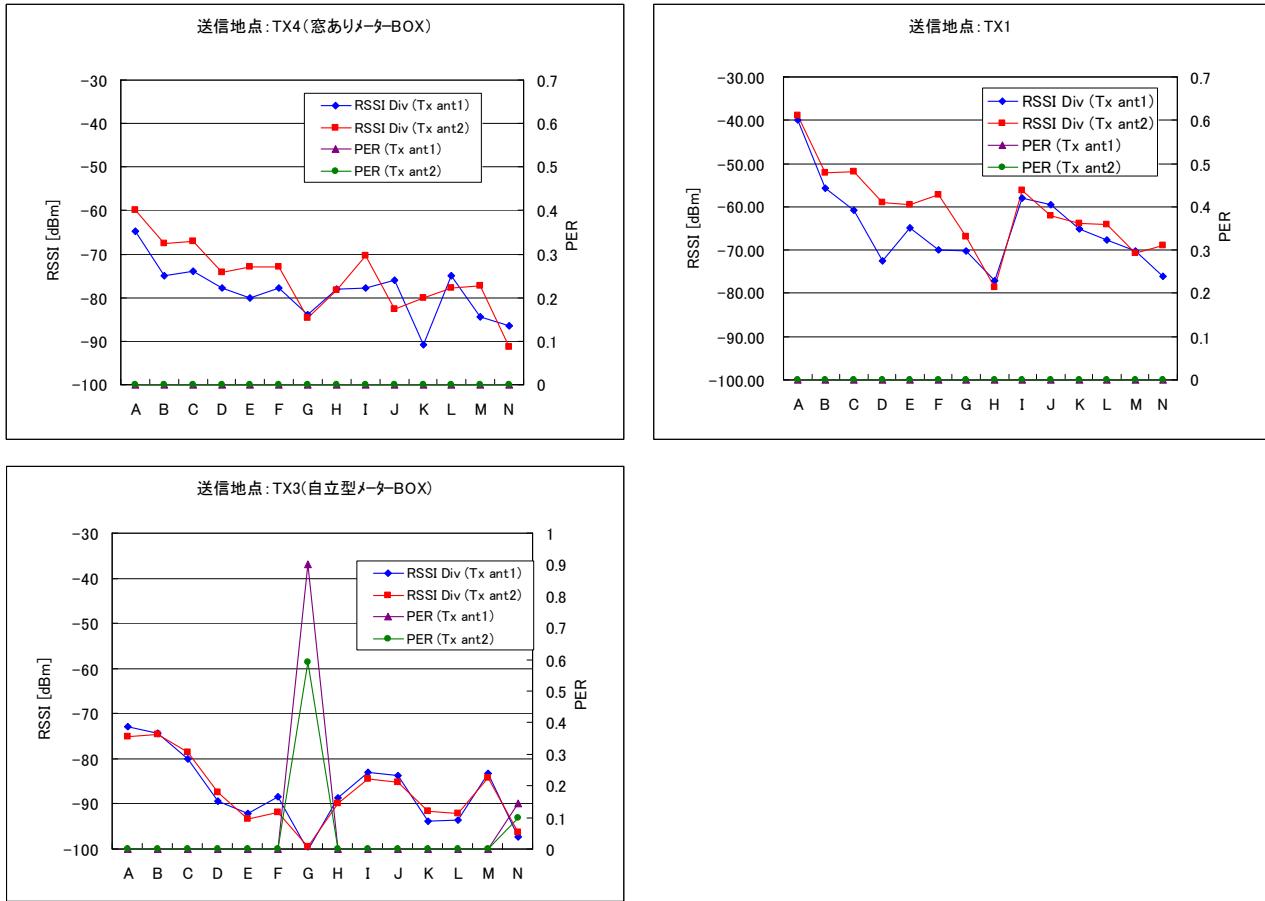


図3-32. 鎌倉市大船新スマートハウス 測定地点とRSSI、PERのグラフ

② ローカル通信網（特小無線および無線 LAN）による双方向通信試験（パナソニックシステムネットワークス）

②-1 開発

電力系統と需要家を結ぶ双方向通信手段のうち、ローカルに通信網を形成するための通信手段として、特小920MHz帯無線機および無線LAN（2.4GHz）伝送装置を開発した。周波数再編により新規割当となった920MHz帯に対応した特小無線機のハードウェア試作開発およびPCSのデータ収集、状態取得、機器制御を行う1対Nおよびマルチホップに対応した通信方式の開発を実施し、加えて無線管理サーバの開発を実施した。



図3-33. 特小920MHz帯無線機



図3-34. 無線LAN伝送装置

②-2 試験

(a) 特小920MHz帯無線機および無線LAN伝送装置の伝搬評価

宅内への伝搬および、屋外でのコンクリート建物の見通し外を含む伝搬評価を実施した。

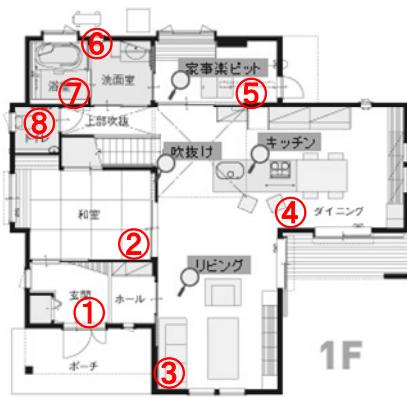


図3-35. 宅内伝搬環境（別途2F）

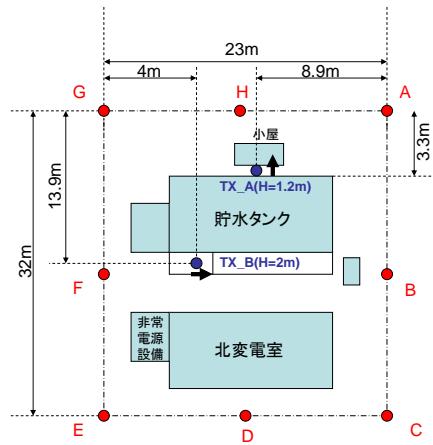


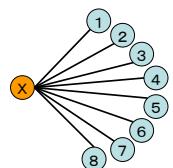
図3-36. 屋外伝搬環境

- ・ 宅内伝搬では建物外からの送信点3箇所、受信点15箇所でRSSI、PERを測定し、920MHzはPER 0～0.1%、無線LANは1MbpsでPER 0%、11MbpsでPER 0～0.82%であった。
→ 宅内伝搬では、920MHz帯無線、無線LAN共に良好な通信結果が得られたことから、実環境において十分使用できることが確認できた。
- ・ 屋外伝搬では送信点2箇所、受信点9箇所でRSSI、PERを測定し、920MHzはPER 0～3%、無線LANは1MbpsでPER 0～95%、11MbpsでPER 0～100%であった。
→ 屋外伝搬では、920MHz帯無線においては良好な結果が得られたことから、実環境において十分使用できることが確認できた。なお、無線LANにおいては見通し外通信の場合には直接通信の難しいエリアが多くなり、密集したエリアでの利用や中継器の追加などが必要となってくると考えられる。

(b) 様々なトポロジー構成におけるデータ伝送性能評価

1対N、マルチホップのトポロジーに対してブロードキャストおよびユニキャストのデータ伝送を行い、応答時間の測定結果を評価。※ブロードキャストは全データの応答完了時間

構成 1 : N



構成 マルチホップ (7段)

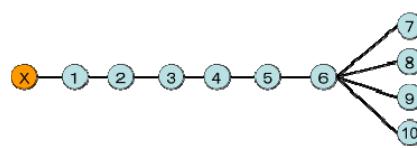


図 3 – 3 7. トポロジーの構成

- 応答時間に関する結果 特小920MHzが約500ms～4s
無線LANが約20ms～500ms

→ 無線LANにおいては伝送速度が早く十分な伝送性能を有している結果が得られたことから、実環境において十分使用できることが確認できた。なお、特小920MHzに関しては、見通し外通信でのエリア構成が行いやすい特性があるが、応答時間のホップ段数による増加が大きく、ホップ数を削減するトポロジー制御が重要と考える。

表 3 – 6. 応答時間の測定結果

(単位 : ms)

試験構成	試験内容	特小920MHz	無線LAN
1:N	ユニキャスト	518.7	21.5
	マルチキャスト	550.2	445.7
マルチホップ (7段)	ユニキャスト	最上段 932.5	最上段 28.5
		最下段 3,698.1	最下段 43.6
	マルチキャスト	最上段 652.0	最上段 45.2
		最下段 4,112.5	最下段 557.7

③ ローカル通信網（大規模マルチホップ通信（無線 LAN））による双方向通信試験（富士通）

③-1 開発

アドホック方式を用いて太陽光発電用PCS の出力制御を目的とした2.4GHz無線LANの双方向通信網（以下、無線LANマルチホップネットワーク）を構築した。

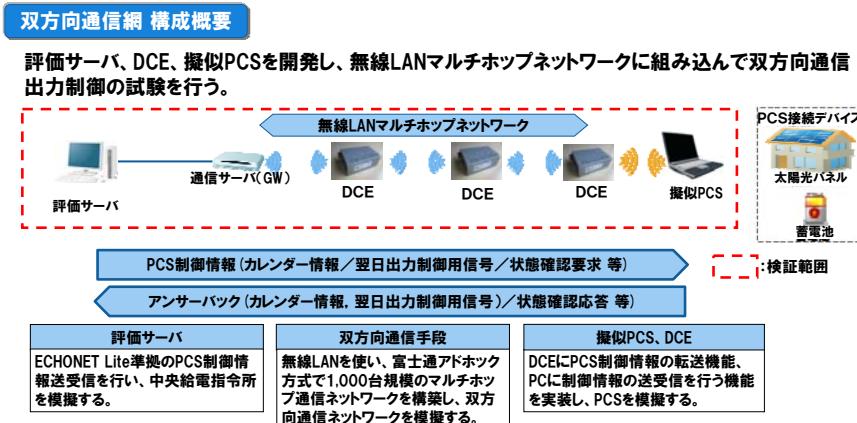


図 3-38. 双方向通信網構成概要

(a) 評価サーバ、疑似PCSの開発

ECHONET-Lite準拠の電文（PCS制御情報）を生成し、無線LANマルチホップネットワークの電文にのせて送受信する機能を開発した。動作環境はWindows7である。動作画面を図3-39、図3-40に示す。

(b) DCEの開発

ハードウェアは既設の無線LANマルチホップネットワークで稼動しているものを元に開発し、ソフトウェア（ファームウェア）は本実証実験に必要な機能（ECHONET-Lite対応など）を追加した。機器の外観を図3-41に示す。



図 3-39. 評価サーバ 動作画面

図 3-40. 疑似PCS 動作画面

図 3-41. DCEの外観

③－2 試験

遠隔からのPCS制御が確実に行えることの検証と性能評価のための試験を実施した。

(a) 無線 LAN マルチホップネットワーク（通信サーバ～DCE 間）の通信性能測定

評価サーバから疑似PCSに対して測定条件を変えてデータを送信し、応答時間と通信成功率の平均値を測定した。測定条件は以下の通り。

通常試験：カレンダ情報、翌日出力制御情報、状態確認要求の3種類を20秒/回で送信

加速試験：通常試験と同じPCS制御電文を15秒/回、10秒/回、7秒/回で送信

負荷試験：10秒/回で1024byte、2048byte、4096byteのデータを送信

測定した結果、平均応答時間は通常試験と加速試験で差は無く、ともに0.1～0.4秒とHOP数の増加に比例して長くなかった。負荷試験では1024byteと2048byteの時は両方とも1.5秒、4096byteでは2.1秒に増加した。平均通信成功率は全ての試験で99.5%以上となり、問題なくデータを送受信できることを確認した。

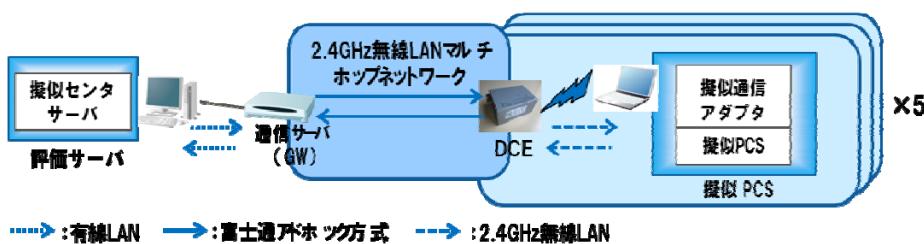
(b) 無線 LAN マルチホップネットワークと 900MHz 帯無線マルチホップネットワークの性能評価基礎データ収集と両者の比較評価

900MHz帯無線マルチホップネットワークと無線LANマルチホップネットワークにおいて、通信サーバ(GW)とDCE間でデータ通信を行い、応答時間と通信成功率の平均値を測定した。

結果、平均応答時間はHOP数別に見ると900MHz帯無線マルチホップネットワークが2.4GHz無線LANマルチホップネットワークの約10倍大きい値となり(5HOPの時900MHzが1,846msec、2.4GHzが181msec)、それぞれの通信速度に応じた結果となった。平均通信成功率は98.4～99.9%となり、問題なくデータを送受信できることを確認した。

(c) 実フィールドに近い環境下での出力制御情報の応答率測定と測定結果に対する環境(天候、気温等)の影響評価

実フィールドに近い測定環境をオフィスに構築し、年間を通して定期的にPCS制御情報を送信して応答率を測定した。あわせて測定期間中の気象データを取得し、応答率に対する気温や湿度等、環境による影響の有無を評価した。図3-4-2に、実フィールドに近い環境下の通信性能測定環境を示す。



【設置環境】

評価サーバと通信サーバはオフィス2階、通信ユニット(DCE)と擬似PCSはオフィスの外周部に設置

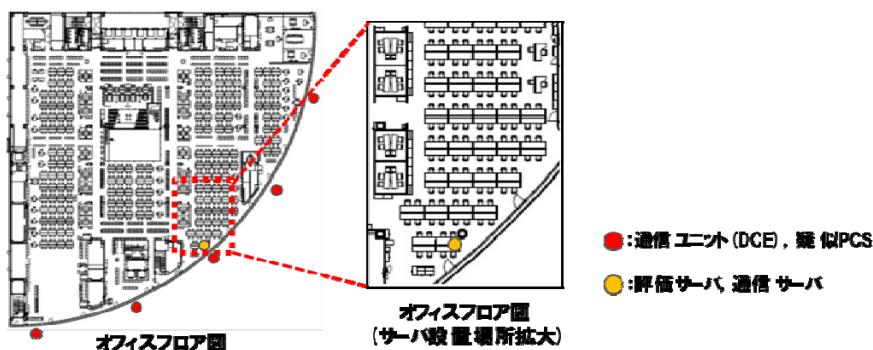


図3-42. 実フィールドに近い環境下の通信性能測定環境

上記測定環境において、評価サーバから5台の擬似PCSに対して一定間隔で複数種類のPCS制御情報を送信し、応答率を測定した。併せて測定期間中の気象データとして、気象庁から東京気象台で測定された最高気温、降水量、平均湿度を取得し、それらの値と応答率の相関関係の有無について回帰分析を行い、応答率に対する環境による影響の有無を評価した。

表3-7に応答率の測定結果（2013年6月20日～2013年12月31日）を示す。

表3-7. PCS制御情報毎の応答率

No.	制御電文	送信頻度	応答率平均値	応答率最大値	応答率最小値
1	80 (動作状態)	30分/回	99.55%	100.00%	98.33%
2	88 (異常発生状態)		99.70%	100.00%	98.33%
3	D0 (系統連系状態)		99.73%	100.00%	98.75%
4	F7 (PCS異常コード)		99.70%	100.00%	98.33%
5	F8 (通信アダプタ異常コード)		99.70%	100.00%	98.33%
6	F4 (翌日出力制御情報設定)	24時間/回	99.02%	100.00%	80.00%
7	F6 (当日積算発電電力量計測値)		99.39%	100.00%	80.00%
8	F1 (出力制御カレンダー(翌年) 設定)	1ヶ月/回	100.00%	100.00%	100.00%

応答率平均値は、30分に1回送信されるPCS制御情報は99.5%以上。1日に1回送信されるPCS制御情報は99%台、月に1回送信されるPCS制御情報は100%となった。

全てのPCS制御情報について散布図を作成して回帰分析を行い、決定係数R²を求めたところ、全ての決定係数の値は全て0.07以下であり、各PCS制御情報と気象データ（降水量、最高気温、平均湿度）の相関は低いことが分かる。よって応答率に対する気温、降水量、湿度の影響は小さいものと考えられる。この結果から2.4GHz無線LANマルチホップネットワークは気温、降水量、湿度の影響を殆ど受けずに遠隔でのPCS制御が行えることが分かった。

④ 青森フィールドにおける実証試験（日立製作所）

④-1 開発

青森フィールドにおいて通信実証試験を行うための21台（特定小電力無線5台、CDMA携帯無線6台、FOMA携帯無線5台、WiMAX無線5台）の無線端末を開発した。また、共通試験においてユースケースを実行可能なセンターサーバを開発した。

④-2 試験

PCS出力制御を行うための双方向通信システムに関し、通年のロングラン試験による通信性能評価を目的とした。2012年12月から2013年11月の1年間を季節毎に4期に分けて試験を行う予定で、冬、春、夏の3期まで試験を完了した。各期は3ヶ月あり、月毎に共通シナリオ1、共通シナリオ2、個別試験を行った。共通シナリオ1では出力制御カレンダによる制御用の通信、シナリオ2では翌日出力制御による制御用の通信に関する評価を行った。個別試験では通信メディアの特性を評価した。

表3-8. 実証スケジュール

試験区分	H24		H25									
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
シナリオ1	■			■			■			■		
シナリオ2		■	■	■	■		■	■	■	■	■	
個別試験			■		■			■	■			■

- ・シナリオ1：出力制御カレンダ更新によるPCS出力制御

PCS出力制御が、PCS出力制御用通信網の本格的な構築よりも早期に必要となった場合を想定したシナリオである。年に1回程度、数週間をかけて当年と翌年の出力制御カレンダ情報（年間の特異日の出力制御情報を格納）を設定する。

・シナリオ2：翌日（当日）出力制御情報によるPCS制御

PCS出力制御用通信網が、PCS出力制御が必要とされる時期よりも早期に本格的に構築された場合を想定したシナリオである。毎日、翌日の出力制御の要否を判定し、必要であれば翌日の出力制御情報を設定する。また、当日内の出力制御も可能とする。

(a) 通信実証試験

共通試験では、シナリオ毎のユースケースに対応する電文の到達率や応答速度を測定した。個別試験では、無線電波の伝搬特性を測定した。

図3-4-3は、共通試験における通信メディア毎の応答速度を示す。920MHz無線の応答は速く、携帯電話はリンク確立に時間がかかるが、メディアによらずほぼ100%の到達を確認した。図3-4-4は、個別試験における特定小電力無線の電波伝搬特性を示す。周波数が低い429MHz無線は回り込み効果があり、障害物のある環境でも遠方まで伝搬する。いずれも、季節による差異は計測されなかった。

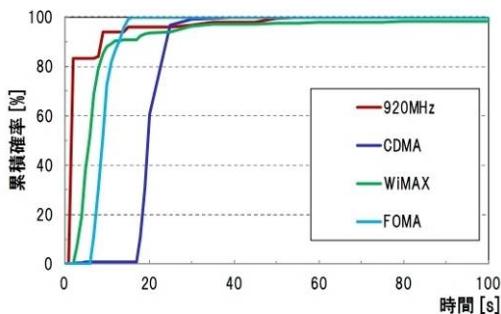


図3-4-3. 共通試験の応答速度比較

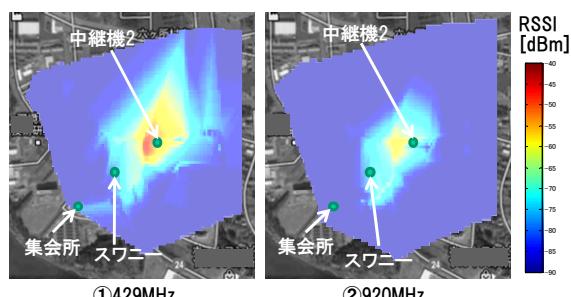


図3-4-4. 個別試験の電波伝搬特性

(b) センターサーバ動作試験

共通試験においてセンターサーバからユースケースを実行し、各通信サーバとの通信電文ログを取得し、制御応答特性を測定した。

青森フィールドの全端末から590秒以内に制御応答が返ってくることから、センターサーバが各機器と安定的かつ確実に通信できていることがわかった。

⑤ 900MHz 帯特定小電力無線（1mW タイプ）を用いた双方向通信の開発・試験（東芝）

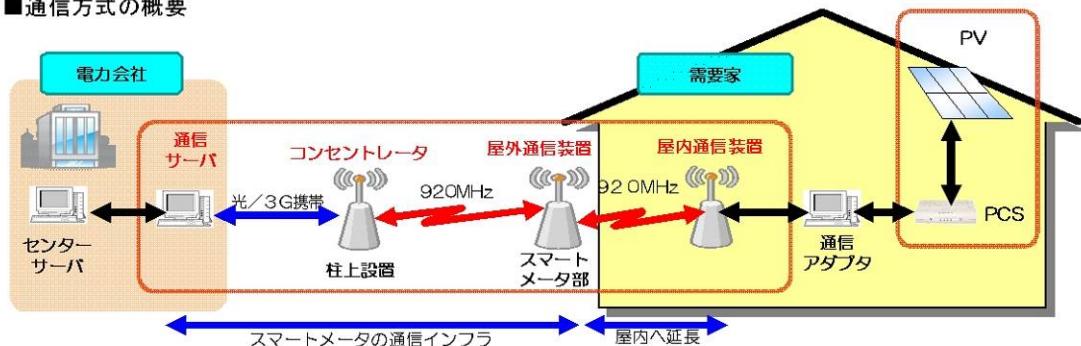
⑤－1 開発

青森フィールドにおける検証を行う通信媒体のうち、900MHz無線マルチホップについて、電波出力が1mWのタイプの機能および性能検証を行うための通信サーバ、コンセントレータ、屋外通信装置、屋内通信装置の各通信装置を開発した。

⑤－2 試験

900MHz無線マルチホップ技術が将来のスマートメータ通信インフラの一つとして採用された場合に、屋内のPCSに接続された通信装置へ同じ通信技術で接続することを想定したネットワーク構成としている。青森フィールドにおける検証でのネットワーク機器構成図を図3－45に示す。事前の無線伝搬環境調査などの結果から各装置の設置箇所を決定後に、村内の計33カ所に各装置を設置して2012年12月より検証を行っている。

■通信方式の概要



■実証試験構成図

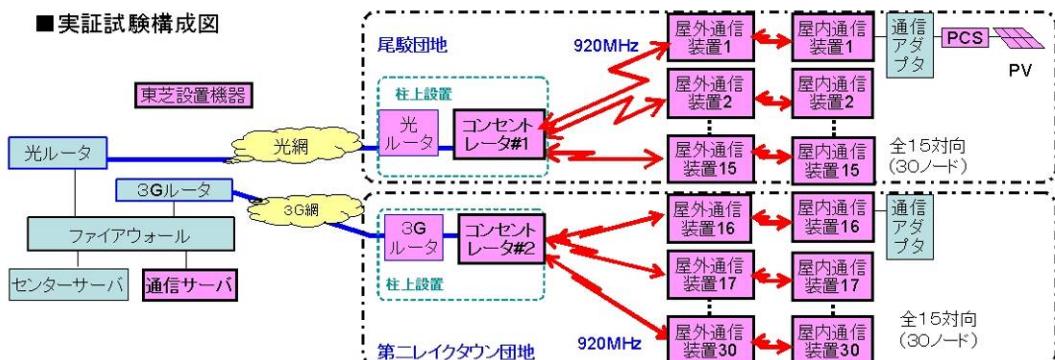


図3－45. 実証試験構成図

青森フィールド内の無線ネットワークは、2カ所の電柱上に設置されたコンセントレータを中心に構成され、状況によりマルチホップ状態を変化させつつ、安定した通信を行える状態となっている。住民の方の転居に伴う停電の影響を除き、個別試験期間（2月、5月、8月、11月）を除く期間におけるセンターサーバとの双方向通信に関する応答成功率は以下となつた。

表3-9. センターサーバからの要求に対する応答成功率

応答が返ってきた数	37459
応答が返ってこなかった数	7
応答成功率平均値	99. 98%

月ごとの応答成功率については99. 80%から100%の間の高い確率で推移しており、安定した通信ができていたことがわかる。

- ⑥ 900MHz 帯特定小電力無線（10mW タイプ）を用いた双方向通信の開発、センターサーバとの双方向通信試験（沖電気工業）

⑥-1 開発

開発システムは、センターサーバと通信アダプタ間の920MHz帯無線マルチホップシステム（出力20mW）の管理・制御を行う通信サーバ、マルチホップ通信を行い通信サーバへ電文を受け渡すコンセントレータ、および、各エリアを接続するための中継器、家庭に設置され、基地局無線機とマルチホップ通信を行い、通信アダプタ間でデータの送受信を行うDCEで構成される。

⑥-2 試験

青森フィールドにこれらの機器を設置し、屋外及び居住環境における試験を実施した。

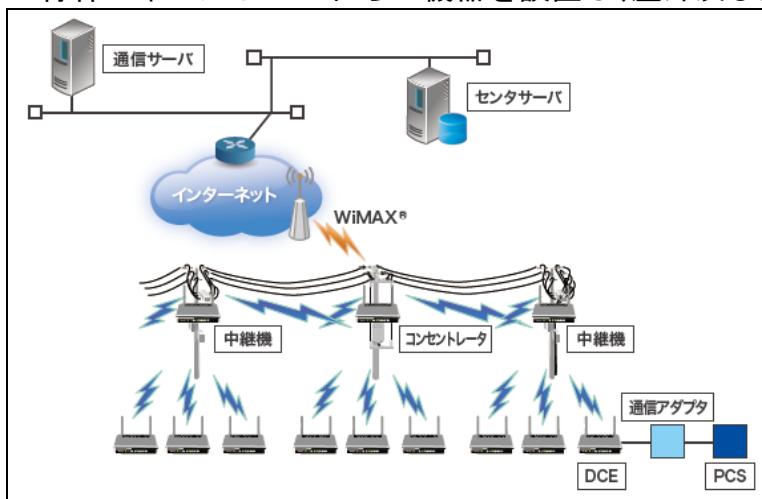


図3-4-6. システム構成



図3-4-7. 開発した無線機

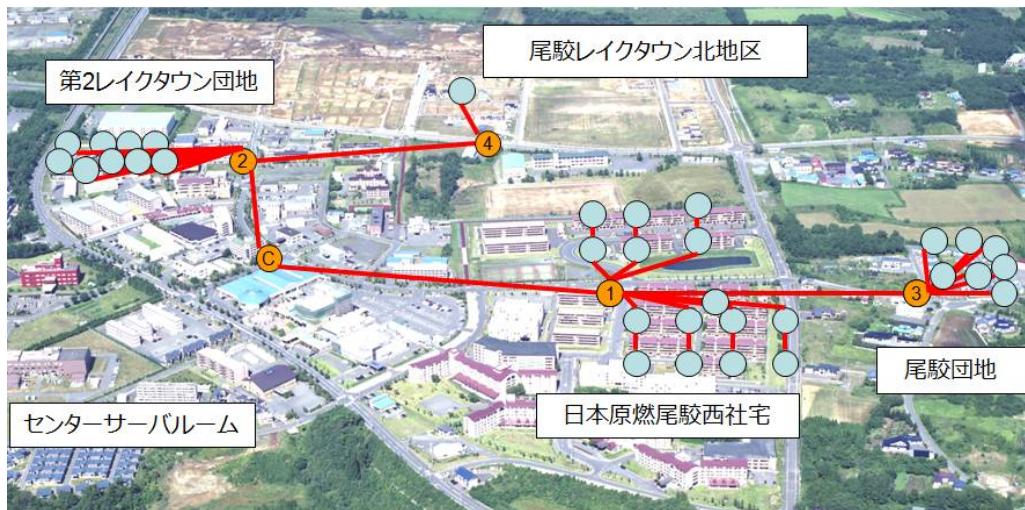


図3-48. 青森フィールドにおける機器の設置状況
(青がDCE、橙がコンセントレータ、中継機を示す、赤線は転送経路の一例)

本試験では、センターサーバからの制御信号が通信サーバを経由して、家庭に設置した各DCE、あるいは通信アダプタに到達し、応答がセンターサーバに戻ったことをもって通信成功となる。この条件において、各DCEの通信成功率を求めたところ、全期間を通じて平均98.9%であった。一部の通信はセンターサーバにおいて未応答時に再送を行っている。この再送は初回通信の3時間もしくは6時間後に行われており、再送後の通信成功率は100%である。

2013年2月末に通信サーバに再送機能を追加した結果、3月～11月の平均通信成功率は99.7%となり、通信性能の改善を確認することができた。通信サーバにおける再送機能は、通信失敗時に約4分毎に最大5回の再送を行っており、一時的な通信環境の悪化に対応している。センターサーバにおける再送を行った通信は100%の成功率となったことから、遅延時間に十分な余裕があれば今回のように対象家屋がまばらに存在する環境であっても確実な通信を行うことが可能である。

以上の試験結果より、開発機器が安定的かつ確実に通信できていることが確認できた。

表3-10. 月別実験結果

	戸建住宅	原燃社宅	尾駒団地	第2レイクタウン団地	全体
24年12月	99.3%	93.9%	99.6%	96.9%	96.2%
25年1月	98.3%	96.2%	99.2%	96.4%	97.0%
25年2月	98.5%	96.4%	99.2%	97.5%	97.4%
25年3月	100.0%	98.8%	100.0%	99.7%	99.4%
25年4月	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
25年5月	99.7%	100.0%	100.0%	99.3%	99.8%
25年6月	99.2%	99.4%	99.7%	96.1%	98.5%
25年7月	99.4%	100.0%	99.8%	99.0%	99.7%
25年8月	100.0%	100.0%	99.7%	99.5%	99.8%
25年9月	98.5%	99.6%	99.8%	97.4%	99.0%
25年10月	100.0%	100.0%	99.8%	99.7%	99.9%
25年11月	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑦ 電力線通信（PLC）を用いた双方向通信の開発・試験（住友電気工業）

⑦-1 開発

電力会社の配電線を通信路とする通信方式（PLC : Power Line Communication）として、TWACS方式とG3方式の2方式のPLC通信装置の開発と現地への機器設置を行った。（図3-49、図3-50参照）



図3-49. PLC通信装置の設置状況



図3-50. 通信実証システム構成

⑦-2 試験

PLC通信試験の結果を表3-11に示す。TWACS方式、G3方式共にセンターサーバ～通信アダプタ間の通信成功率は99%以上を示している。また、PLC区間における通信成功率（PLC通信以外の失敗要因を除外した場合）に着目すると、TWACS方式、G3方式共に年間平均99.8%以上の高い値を示しており、PLCが通信媒体として非常に安定していることがわかる。これに、上位層の再送手順を組合せることによって、非常に信頼性の高い通信システムを構築することができる。

表 3－11. PLC通信試験結果

PLC方式	月	PCS制御 シナリオ	通信成功率[%] (センタサーバ～ 通信アダプタ間)	通信成功率[%] (PLC通信区間)	備考
TWACS方 式	12	シナリオ 1	99.97	100.0	
	1	シナリオ 2	99.95	99.98	
	3	シナリオ 1	99.83	99.85	
	4	シナリオ 2	99.98	100.0	
	6	シナリオ 1	99.56	99.95	
	7	シナリオ 2	99.97	100.0	
	9	シナリオ 1	100.0	99.38	
	10	シナリオ 2	100.0	99.91	
	年間平均			99.88	
G3方式	12	シナリオ 1	99.08	100.0	
	1	シナリオ 2	99.61	99.98	
	3	シナリオ 1	99.98	99.87	
	4	シナリオ 2	99.31	99.92	
	6	シナリオ 1	99.12	99.87	
	7	シナリオ 2	99.93	99.95	
	9	シナリオ 1	98.21	99.95	
	10	シナリオ 2	100.0	99.70	
	年間平均			99.91	

⑧ 実建物設備及び実証試験場を用いた双方向通信試験と通信アダプタの開発（日本電気）

⑧-1 開発

通信機能付きPCSを、複数存在する双方向通信手段を用いて接続可能とする、通信アダプタ装置を開発した。通信アダプタ装置のシステム構成、得られた成果について以下に示す。

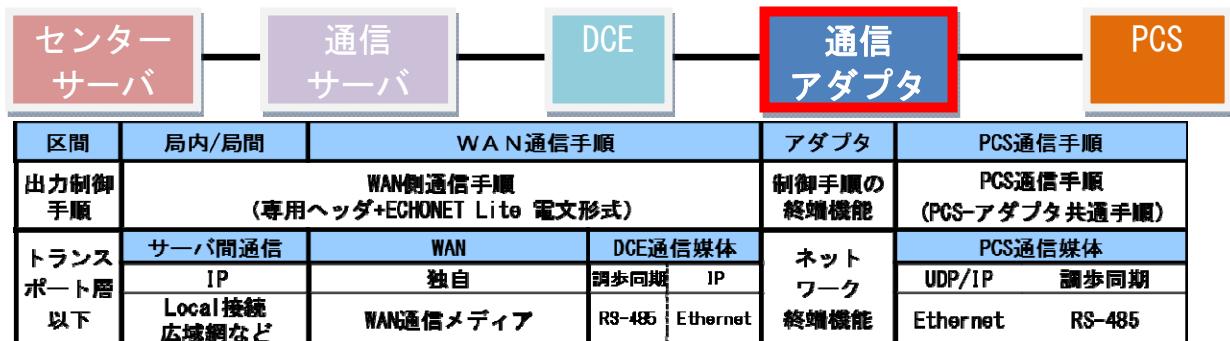


図3-51. 通信アダプタにおけるプロトコルスタックとシステム構成

・通信アダプタ装置の開発とPCS間の通信手順を標準化

実証参画PCSメーカーとともに「PCS-通信アダプタ」間の通信プロトコルを標準化した。PCSにより異なっていた通信手順を標準化することで、制御機器の標準化・共通化を実現。WAN側通信のネットワーク終端はもとより、PCSを補完する機能である、制御カレンダの保持、セキュリティ面の担保などPCSへ抑制制御を行うゲートウェイ装置の必要性を、本開発を通じて検証した。

⑧-2 試験

実証機器の実環境フィールドとして青森フィールド、法人内実験フィールドとして東光高岳フィールド、関電工フィールドの2か所、計3拠点で実証を行った。図3-52にシステム構成を示す。



図3-52. 通信アダプタシステム構成

センターサーバから送出された電文を、各通信メディアを介して通信アダプタにて終端する。電文送達を行うにあたり実施した検証結果を以下に示す。

・実証フィールドでの通信アダプタ装置の評価

3拠点合わせ、計20台を設置し、実験場や実住環境などPCS制御を行う上での課題や手法を検証した。特に、青森フィールドでは個宅2軒へ設置し、監視・制御の確実性を検証した。住民が生活する中での生活パターンや、それらを加味した抑制タイミングの検証・必要性、装置サイズや設置場所の検証を行った。本装置を活用することで、抑制制御日におけるPCSへの制御成功率は100%を実現した。

・双方向通信の往復時間の検証

青森フィールドにおける各メディアの往復時間について表3-12に示す。

表3-12. 各メディアの往復時間について

	日立 FOMA	東芝 特小	IBM	住友 G3	住友 TWACS	沖 特小	KDDI CDMA	KDDI WiMAX
電大 往復時間 ms	790	1991	1040	961	745 約	1096	1999	601

伝送速度の違いや、通信初期立ち上げ時間など、各々違いが見受けられる。双方通信におけるPV抑制制御において、通信アダプタ装置を経由しての制御は、どのメディアを活用した場合においても問題は発生しないレベルであることが結果より推察される。



図3-53. NEC製通信アダプタ装置
(試作機)



図3-54. 電気設備室への
設置事例

- ⑨ 双方向通信を実現する上位インターフェース仕様の共通化と、その汎用通信ソフトウェアの開発および双方向通信を実現する汎用通信ソフトウェアの試験（日本アイ・ビー・エム）

⑨-1 開発

太陽光の出力制御は、多様な通信方式により実現されると考えられることから、双方通信による出力制御の実現に必要な、個別送信・同報送信、送達確認、再送制御、セキュリティ（暗号化・認証）などの処理を共通化する通信ソフトウェアを開発することで、今後大量に導入・接続されるPCSとの相互接続性・対障害性・保守性を向上させることを目的とした。

青森実証各社との連携により「青森フィールドに係る共通インターフェース仕様」として、センターサーバーPCS間のアプリケーションレベル及びデータレベルでの共通仕様を作成した。また、作成した仕様にもとづき、多様な通信方式上で統一的に双方通信による出力制御を実現する汎用通信ソフトウェアを開発した。

⑨-2 試験

開発した汎用通信ソフトウェアを用いて、青森フィールドに、一般入手可能なWiMAXとFOMAによるインターネット環境を構築し、信頼性・性能・障害回復などの観点での出力制御の実証試験を実施した。構成図を図3-55に示す。

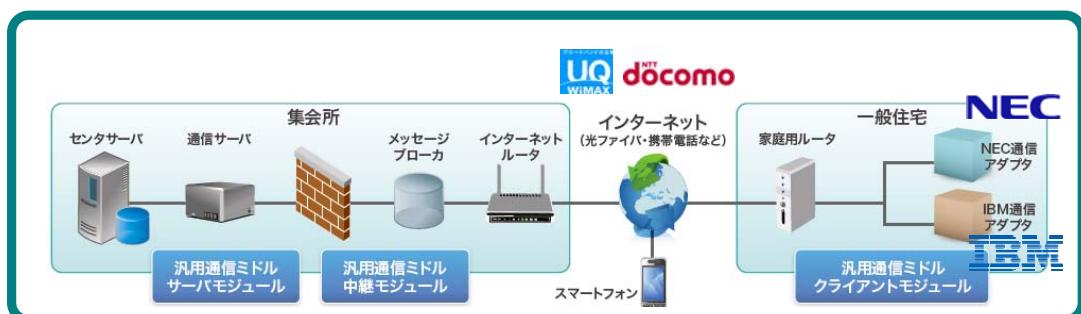


図3-55. システム構成概要

図3-56は、本試験を実施するネットワーク環境を示している。六ヶ所村からのインターネット接続は、NTT東日本のBフレッツ光で、インターネットサービスプロバイダはNTTコミュニケーションズ社のOCNを利用した。通信アダプタ側のインターネット接続は、通信アダプタ#1については、UQ WiMAX回線サービスとUQ社のインターネット接続サービスを、通信アダプタ#2については、NTTドコモFOMA回線サービスと、IIJ社のインターネット接続サービスを利用した。本実証では、センターサーバと通信アダプタ間のデータを中継するブローカサーバを米国コロラド州のデータセンターに設置した。

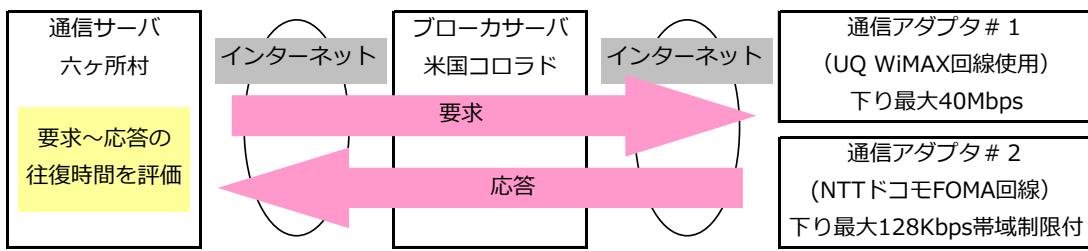


図3－56. フィールド試験を実施するネットワーク環境

本環境において、出力制御の要求電文は、通信サーバから通信アダプタに送信され、応答電文が返送されることになる。プローカサーバを米国に設置したため、出力制御の要求～応答に際して、電文は日米を2往復することになり、その遅延時間として、日米片道300ミリ秒、1往復で600ミリ秒、2往復で1.2秒程度を要する点に考慮が必要である。

表3－13. WiMAXのみ1回線構成での平均往復時間と往復件数

	平均往復時間（秒） (要求～応答のパターン)		往復件数（件）	
	通信アダプタ#1	通信アダプタ#2	通信アダプタ#1	通信アダプタ#2
2012年12月	16.917	3.543	141	142
2013年1月	20.524	4.510	132	132
2013年2月	10.702	2.079	41	41
2013年3月	24.108	4.250	124	124
2013年4月	2.867	1.699	132	132

表3－14. WiMAX/FOMAの2回線構成での平均往復時間と往復件数

	平均往復時間（秒） (要求～応答のパターン)		往復件数（件）	
	通信アダプタ#1	通信アダプタ#2	通信アダプタ#1	通信アダプタ#2
2013年5月	16.472	1.780	55	56
2013年6月	13.895	1.920	77	77
2013年7月	1.580	1.923	49	49
2013年8月	2.026	2.124	92	92
2013年9月	1.781	2.167	124	124
2013年10月	1.364	1.835	170	170
2013年11月	1.643	2.041	85	85

WiMAX/FOMAの2回線構成とした2013年5月以降の通信アダプタ毎の月別の平均往復時間は、表3-14の通りである。ここで往復とは、通信サーバから要求電文送信後、応答電文が返答されるまでを指す。

本実証では、段階的にソフトウェアの修正やパラメータ変更を行ったが、最新版ソフトウェアを適用した2013年9月～11月の結果は、通信アダプタ#1、#2ともに、往復率100%、応答時間は1.60と2.01秒であり、インターネット環境で、日米2往復するネットワーク構成による遅延(1.2秒)を鑑みると、実用面で十分に高い応答性能を達成できている。

⑩ 双方向通信に用いる通信手段の検討と基礎試験（KDDI）

⑩-1 開発

WiMAXによる双方向通信試験の構成図を図3-57に示す。センターサーバルームに設置した、センターサーバから、ルータと接続し、閉域網上に存在する通信サーバを介して需要家側のDCE／端末に接続する。需要家側は、DCE／端末、通信アダプタ、PCS、PVへと接続する。本試験構成において、センターサーバから通信サーバ宛ての通信制御データおよび通信サーバからDCE／端末宛ての通信制御データおよびその応答のデータを1年間取得した。その成果について以下に示す。

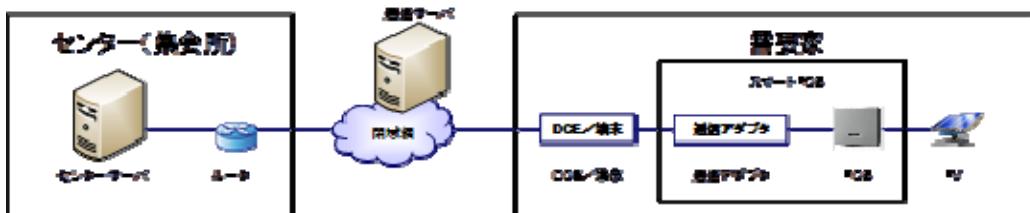


図3-57. WiMAXによる双方向通信試験構成

表3-15. DCE／端末の制御データ取得結果

項目	端末ID				
	01050706	01050707	01050708	01050709	0105070A
制御データ送信数(回)	2165	2025	2048	2029	1883
応答成功数(回)	2136	2021	1855	2029	1869
成功率(%)	98.6	99.8	90.5	100	99.2

本結果では、電源の喪失やハードウェアの故障が原因による通信不良については送信回数に含めないものとした。結果としては5台のWiMAX端末の内、1箇所については設置場所の問題から90%となっているが、その他においては98%以上の成功率であり、再送機能等を盛り込むことにより、実環境において十分に使用できることが確認できた。

⑪ 通信事業者の広域サービス網（携帯電話）による双方向通信試験（NTTドコモ）

⑪-1 開発

FOMAを利用した試験用通信ネットワークの構成を図3-58に示す。

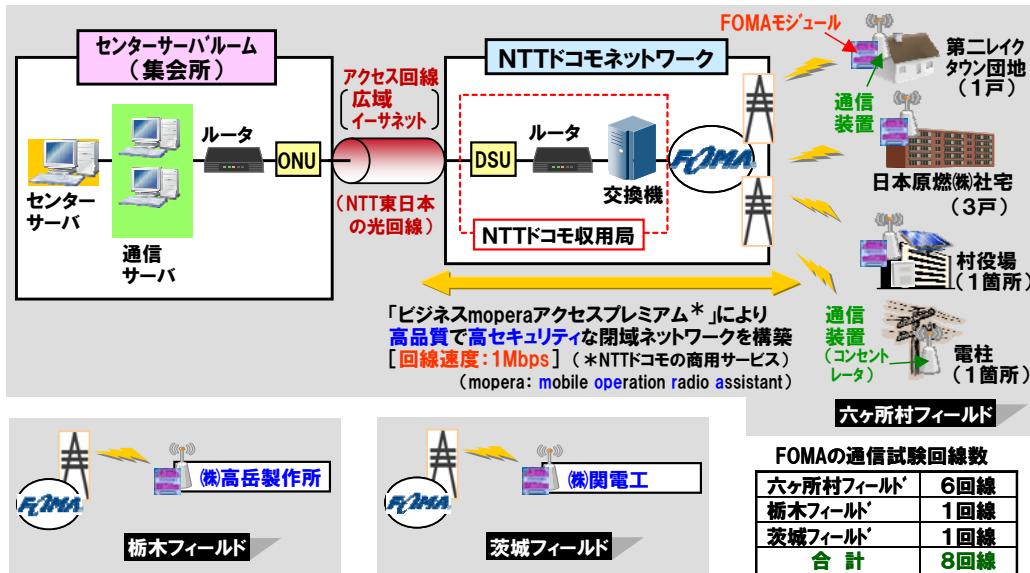


図3-58. FOMAを利用した試験用通信ネットワークの構成

⑪-2 試験

青森フィールドのFOMA通信端末設置場所の電波調査結果を表3-16に示す。どの設置場所も「弱電界」以上を示し、通信品質は概ね問題ないと判断できる。

表3-16. 電波調査結果

建物	FOMA端末 設置場所	RSCP#値(dBm)	干渉電力比 (dB)	判定
第二レイクタウン 団地	トイレ内 上部棚	-103 (窓付近:-99)	-10 (窓付近:-8)	弱電界 (窓付近:強電界)
日本原燃(株) 西社宅C棟	玄関付近	-94~-89	-11~-10	強電界~弱電界
日本原燃(株) 西社宅2号棟	リビングルーム 窓側の床	-93 (窓付近:-89)	-9 (窓付近:-8)	弱電界 (窓付近:強電界)
日本原燃(株) 西社宅10号棟	台所の床上	-99~-96	-10~-8	強電界~弱電界
村役場第二 分庁舎	2階廊下に 設置した棚	-82~-80	-7~-6	強電界

[#RSCP: Received Signal
Code Power]

判定	内容
強電界	パケット通信可能
弱電界	パケット通信可能*
圏外	パケット通信不可

*IP着信からパケット通信開始
まで時間がかかる場合あり。

また、図3-59に通信スケジュールパターンが同じである、季節毎の4つのデータを示した。これらのデータにおける5回（3時、10時、14時、18時、21時）のピークの時間帯は、センターサーバが通信スケジュールパターンに従って通信指令を出した時間帯である。これらの時間では、いずれも21時頃のピークが一番大きく、3時、10時、14時、18時頃のピークは、どれも21時頃のピークよりも小さくなっている。このように、測定日時によらず、同じ傾向のデータが得られたことから、FOMAが双方向通信として安定して機能しており、実環境において十分に使用できることが確認できた。

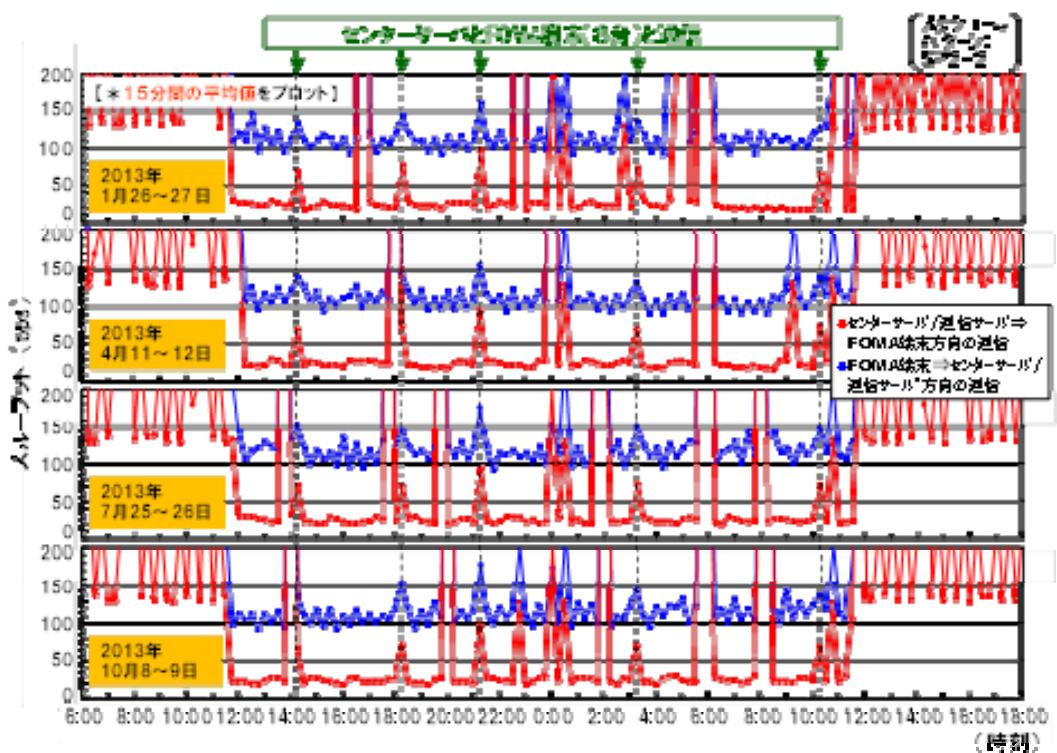


図3-59. 通信スケジュールパターンが同じで測定日が異なるスループットの時間変化の比較

⑪ 実建物設備を用いた双方向通信試験（関電工）

⑪-1 開発

関電工フィールドにて、一般的なビルに太陽光発電設備が設置されることを想定し、設置形態別に太陽光発電用PCSの出力制御を目的とした双方向通信試験設備および制御システムを構築した。また、双方向通信に用いる電文の開発を行った。

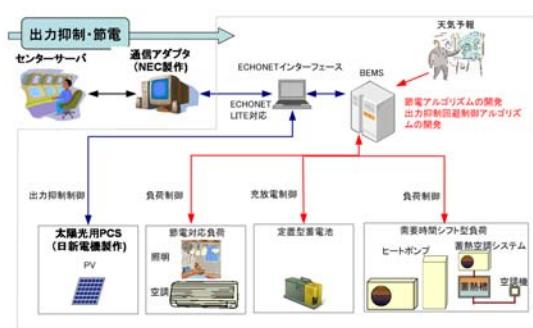


図3-61. 制御システム

⑪-2 試験

(a) 双方向通信試験

センターサーバからの指令を模擬した通信確認試験を実施した。

・通信アダプター-PCS間通信確認試験

試験内容	試験実施日	試験項目数	結果
電文送信試験 (太陽光発電制御)	2012/11/21	22項目	良

・通信アダプター-制御システム間通信試験

試験内容	試験実施日	試験項目数	結果
電文送信試験 (太陽光発電制御)	2013/1/21	10項目	良
電文送信試験 (節電制御)	2013/1/21	11項目	良
電文送信試験 (蓄電池制御)	2013/1/21	11項目	良

(b) 実証試験

余剰電力対策における太陽光発電出力抑制に関する試験として、

- PV出力抑制試験
- 蓄電池を用いた出力抑制回避制御試験
- 蓄電池および給湯用HPを用いた出力抑制回避制御試験
- 空調用HPを用いた蓄熱試験
- 天気予報を考慮したHP運用試験

を実施し、良好な結果を得た。

試験結果の一例として、蓄電池を用いた出力抑制回避制御試験の結果を図3-62に、蓄電池および給湯用HPを用いた出力抑制回避制御試験を図3-63に示す。

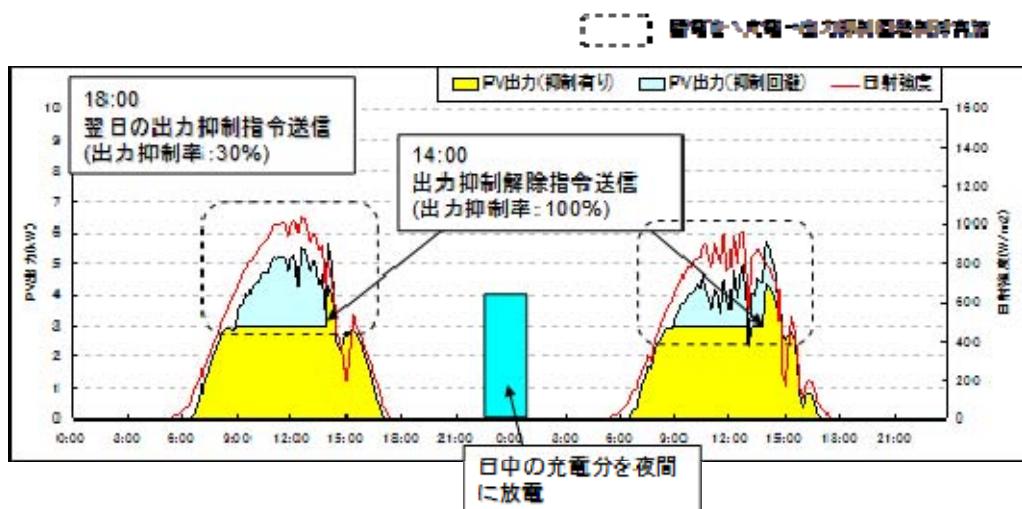


図3-62. 蓄電池を用いた出力抑制回避制御トレンド

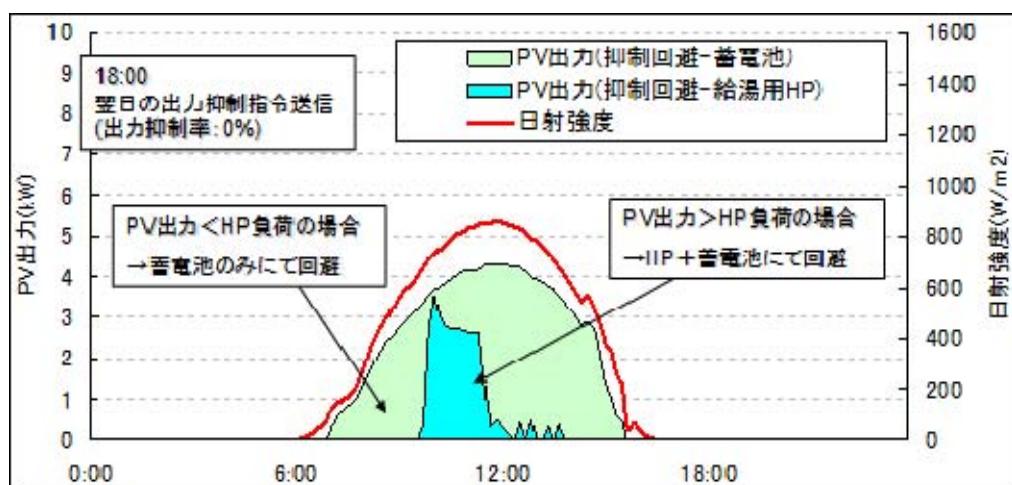


図3-63. 蓄電池および給湯用HPを用いた出力抑制回避制御トレンド

(5) サイバーセキュリティ関連機器

下記の通り、セキュリティリスクの評価・診断およびサイバーセキュリティ関連機器を開発した。

	参加法人	開発機器	設置場所	達成度
①	NRIセキュアテクノロジーズ	セキュリティリスク評価・診断 攻撃検知／防御システム	青森フィールド	達成

- ① セキュリティリスク評価・診断・攻撃検知/防御システムの開発・試験（NRIセキュアテクノロジーズ）

太陽光発電大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号に応じて出力をコントロールできる太陽光発電用PCSを通信と組み合わせた検証とセキュリティ評価を、「机上」「診断」「検知」の三つのアプローチで実施した。

セキュリティ評価は、最初に、システムの対象把握を行い、「机上」「診断」「検知」それぞれ3つのステップで実施を行い、最後に全体をまとめることとした。

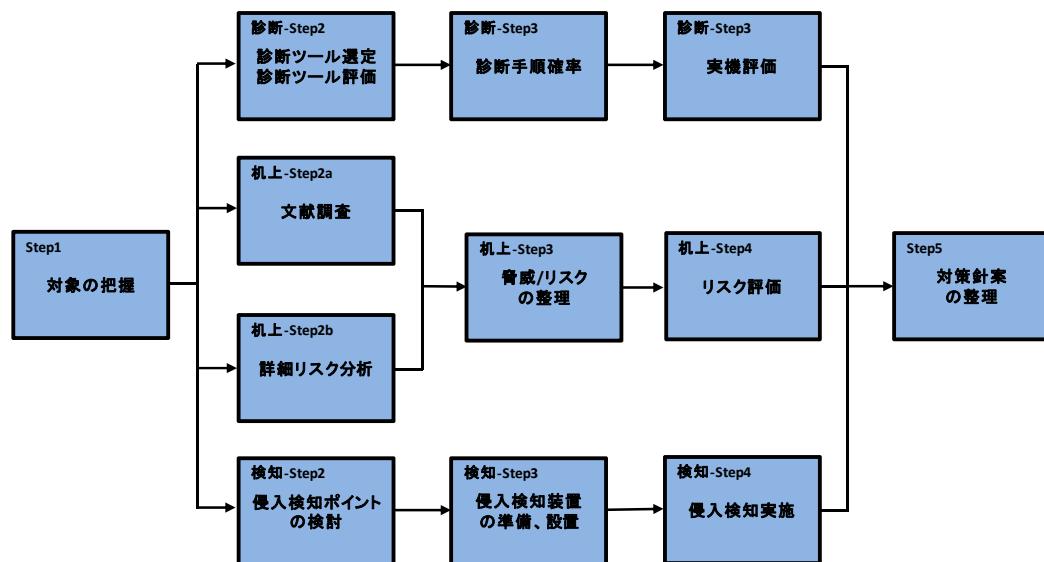


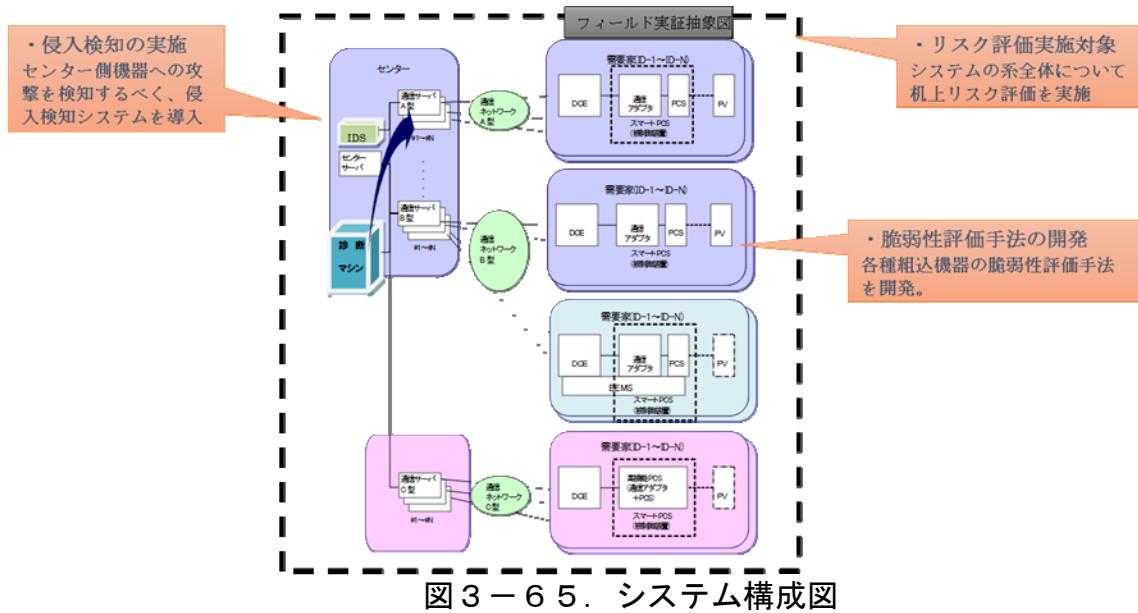
図3-64. 進め方イメージ

「机上」では、本実証事業のシステムを構成する1つ1つの構成要素に対して、機能面、取扱い情報の2点からリスクを洗い出し、リスクの顕在率と顕在化した場合の影響度からリスク評価を行った後、技術面、物理面、運用面の3つの観点から、対策についてまとめた。

「診断」では、青森フィールドの構成機器に疑似アタックをかけることでシステムの脆弱性を洗い出した。制御系独自の攻撃で行われるような、ファジングという手法を用いて、セキュリティ診断を行うことで、より厳しく制御システムのセキュリティ面での「脆弱点」を洗い出すことができた。

「検知」では、ファジングによる攻撃を含め、検知が可能か調査を行った。青森フィールドで効果的に侵入検知を行うために、ファイアウォールの内側と外側にIDSを設置し、インターネットからの攻撃の状況と、ファイアウォールの効果を測定することとし

た。システム構成を図3-65に示す。



検知結果を

図3-66に示す。アラートとして検知したものはICMP関連の検知とSNMPの検知であった。送信元・送信先のIPアドレスがファイアウォール内部のルータなどのアドレスであり、検知が監視で用いられるICMP、SNMPなどの定常的な通信であることがわかる。実証事業サイトでの検知結果から、監視通信や各スマートメータへのポーリング通信などが誤検知される傾向にあるため、こうした定常的な通信を検知除外するなどのチューニング作業が必要であると考えられる。

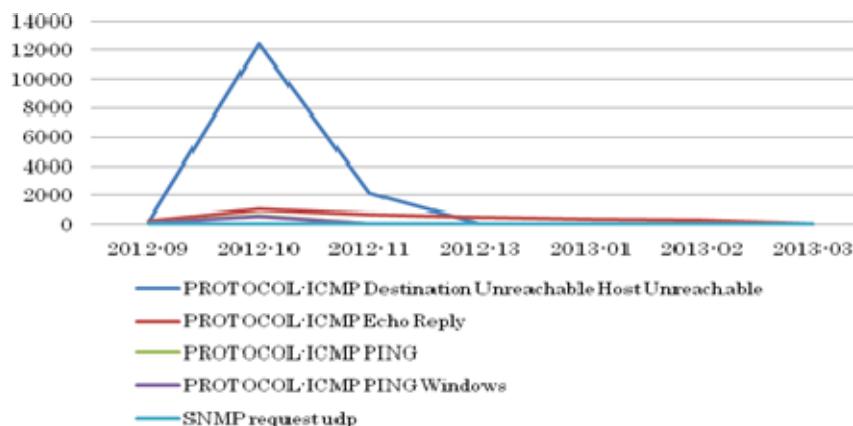


図3-66. 実証事業環境でのイベント検知TOP5（月別推移）

攻撃ツールで用いたトラフィックの統計情報による検知手法を実証事業環境でも設定を行い、検知を実施した。以下に実証事業環境で収集したトラフィックの統計情報をまとめる。

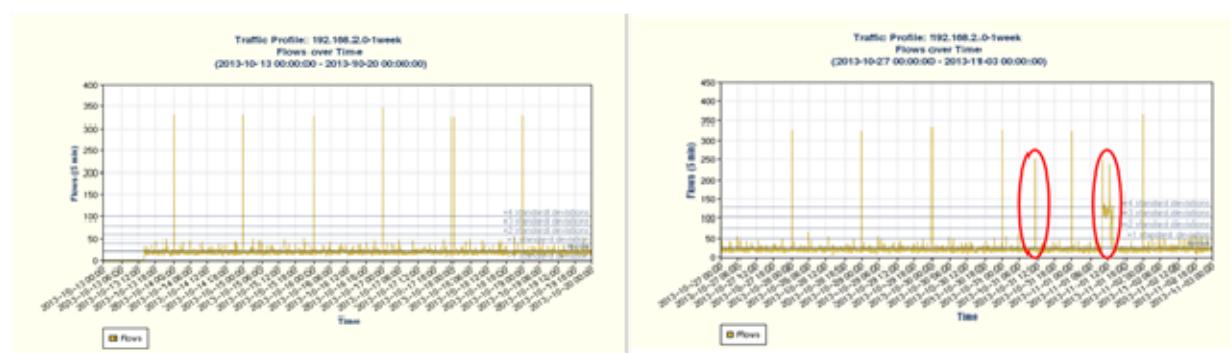


図3－68．正常時トラフィックパターン

図3－67．異常時トラフィックパターン

実証事業環境における通信は、通信量・通信時間などパターン化が可能といえる。図3－67にて通常時のパターンと異なる通信パターン（アセスメント実施時）が見られ、異常通信を検知することができた。これらの試験結果より、想定される攻撃からネットワークを保護できることを確認し、良好な試験結果を得ることができた。

3－1－3 特許出願状況等

表3－17. 特許・論文等件数

要素技術	論文数	論文の被引用度数	特許等件数 (出願を含む)	国際標準への寄与
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS（住宅用、事業用）	0	0	0	0
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	0	0	0	0
③電圧調整機能付きPCS	0	0	0	0
④双方向通信機器	4	0	0	0
⑤サイバーセキュリティ関連機器	0	0	0	0
全般	5	0	0	0
計	9	0	0	0

表3－18. 論文、投稿、発表、特許リスト

	題目・メディア等	時期
発表	電気学会電子・情報・システム部門大会「次世代型双方向通信出力制御実証事業における通信仕様」	H24. 9
	電気学会全国大会「再生可能エネルギー大量導入に向けたスマートグリッドの現状と将来展望」	H25. 3
	電気学会全国大会「「次世代型双方向通信出力制御実証事業」青森実証フィールドの進捗」	H25. 3
	日本太陽エネルギー学会「次世代送配電系統最適制御技術実証事業の取り組み」	H25. 8
	IEEE Power Engineering Society 「Present status and future prospects of smart grid technologies for massive PV system integration」	H25. 8
	電子情報通信学会「「次世代型双方向通信出力制御実証事業」青森実証フィールドの進捗」	H25. 9
	日本太陽エネルギー学会「再生可能エネルギー大量導入に向けたスマートグリッドに関する国の実証事業の取り組み」	H25. 11
	電子情報通信学会「「次世代型双方向通信出力制御実証事業」青森実証フィールドの実証概要」	H26. 3
	エネルギー総合工学研究所「次世代型双方向通信出力制御実証事業の取組みについて」	H26. 3

3－2 目標の達成度

表3－19. 目標に対する成果・達成度の一覧表

要素技術	目標・指標	成果	達成度
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS（住宅用、事業用）	・通信機能付き太陽光発電用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	通信による出力制御実証試験を行う機能を検討し、通信装置とのインターフェースの共通仕様を取り纏め、それらを具備する機器開発を実施し、開発機器の動作試験および通信装置との接続試験を実施した。また、実フィールドへ開発機器を設置したうえで、双方向通信によるPCS出力制御試験を実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。	達成
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	・通信機能付き蓄電池用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	充・放電電力制御方法や主回路定格などの基本仕様ならびに通信機能仕様の検討、それらを具備する機器開発、動作試験および通信装置との接続試験を実フィールドにて実施し、通信信号に応じて出力をコントロールできることを確認することで、良好な結果を得ることができた。	達成
③電圧調整機能付きPCS	・シミュレーション等の検討で選定された最適な制御方式を具備したPCSの開発 ・安定的に動作すること	各種シミュレーションを実施した上で、電圧上昇抑制効果やSVRタップ動作への影響、SVC制御機能への影響、制御の安定性などを評価項目として、定力率制御方式、電圧依存型定力率制御方式を実証器に具備する制御方式として選定するとともに、基本制御仕様を検討・確定した。さらに前者を組み込んだ3kW級PCSおよび後者を組み込んだ50kW級PCSを実フィールドへ設置し、仕様どおりの動作特性を確認することで、良好な試験結果を得ることができた。	達成

④ 双方向通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器の開発 ・安定的かつ確実に動作すること 	<p>センターサーバ～PCS間の構成、通信手順、電文形式等を議論のうえ取り纏め、PCSの制御を目的とした各種双方向通信において必要となる機器を開発した。また、開発した機器を実証フィールドおよび各社敷地内等に設置したうえで、携帯電話、WiMAX、インターネットによる公衆通信網、特定小電力無線、無線LAN、PLCの各種通信試験を実施し、いずれの試験においても、PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器が、安定的かつ確実に動作することを確認し、良好な結果を得ることができた。</p>	達成
⑤ サイバーセキュリティ関連機器	<ul style="list-style-type: none"> ・通信ネットワークに内在する脆弱性の検討 ・セキュリティ技術の開発 ・想定される攻撃からネットワークを保護できること 	<p>スマートグリッドシステムのセキュリティに関する文献調査などにより、セキュリティリスクに対する対策方針について検討を行った。また、開発した侵入検知システムを青森フィールドに導入し、作成した対策方針を参考に、複数の検知方法についてそれぞれ検知結果の評価を行い、想定される攻撃からネットワークを保護できることを確認し、良好な試験結果を得ることができた。</p>	達成

4 事業化、波及効果について

4-1 事業化の見通し

太陽光の発電出力を制御できる通信機能付き太陽光発電用PCS、通信機能付き蓄電池用PCS、PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器、および各PCSの通信機能としての各通信メディアについては、事業化に対し十分な技術的成果が得られた。

今後の事業化に向けては、ネットワークにて採用すべき通信方式の決定、出力制御システムの標準化等の整備を進めていく必要があり、今年度から開始となる「次世代双方向通信出力制御緊急実証事業」の検討において、本事業の成果・知見を反映することで、通信方式の決定や出力制御システムの標準化に寄与していくこととしている。

4-2 波及効果

(1) 成果の高度化等に関する波及効果の事例

- ・双方向通信機能を具備した太陽光発電用PCSの風力等他の分散電源用PCSへの応用
- ・双方向通信機能を具備した系統蓄電池用PCSの家庭用蓄電池用PCSへの応用
- ・電圧調整機能付きPCSの制御方式の検討ノウハウの配電制御高度化への応用

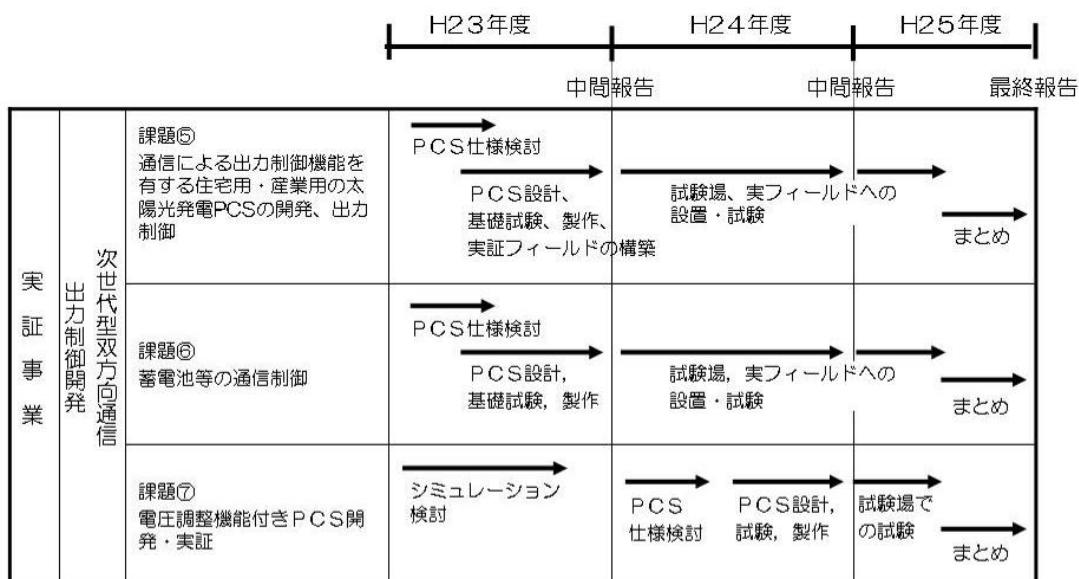
- ・PCS制御用双方向通信方式の他のセンサーネットワーク（スマートメータ、デマンドレスポンスなど）への応用

5. 研究開発マネジメント・体制等

5-1 研究開発工程

本実証事業は、平成23年度から平成25年度の3ヵ年で実施した。全体概略スケジュールとしては（各要素テーマの詳細スケジュールについては後述する）、平成23年度、平成24年度に個別機器の開発、制御方式の検討および要素技術開発を実施し、平成25年度に総合的な実証試験と評価を行い、成果のとりまとめを行った。

表5-1. 研究開発工程



※上記課題と要素技術の関係は以下のとおり。

- ・課題⑤
 - ・要素技術①：通信による出力制御が可能な太陽光PCS（住宅用、事業用）
 - ・要素技術④：双方向通信機器
 - ・要素技術⑤：サイバーセキュリティ関連機器
- ・課題⑥
 - ・要素技術②：通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS
- ・課題⑦
 - ・要素技術③：電圧調整機能付きPCS

○要素技術の実施内容

①通信による出力制御が可能な太陽光PCS（住宅用、事業用）

現状の太陽光発電用に、データ通信によって制御信号などの授受を行う機能を付加する開発を実施した。開発には国内の主要なPCSメーカー8社が参画し、本実証の中で要求する共通の仕様に対し、それぞれが自社製品をベースに付加開発を実施した。

②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS

蓄電池用PCSに、データ通信によって制御信号などの授受を行う機能を付加する開発を実施した。開発には、本実証試験で蓄電池システムを提供する事業者が通信制御機能の付加開発を実施した。

③電圧調整機能付きPCS

太陽光発電用PCSに具備する電圧調整機能は、様々な制御方式が考えられるため、シミュレーション等の検討で望ましい制御方式を絞り込み、家庭用（3～5kW級）、事業用（10～50kW級）の開発を行い、東光高岳フィールド内の配電ネットワーク試験場を用いて、動作・効果の実証試験を実施した。

④双方向通信機器

電力系統と需要家を結ぶ双方向通信については、電力会社が保有する通信網（光ファイバー、メタルケーブルなど）、通信事業者による広域サービス（携帯電話、WiMAXなど）を有効に活用しつつ、ローカルに通信網を形成するための無線LAN、特小無線（900MHz帯、400MHz帯）や、電線そのものをインフラとして活用する電力線搬送（PLC）などから、情報量や通信速度等の要求を満たす通信手段に対し、対象とする地域の通信インフラ、サービス提供の状況や通信環境などに応じて、コスト、信頼性などの観点から最適なものを選定して構成していくことになる。

本実証試験では、種々の双方向通信の手段に対し、各実証フィールドにおいて太陽光発電用PCSの設置環境（室内、室外など）を模擬した通信環境を構築し、動作・機能の評価を実施した。

⑤サイバーセキュリティ関連機器

双方向通信によって、太陽光発電や蓄電池を含む機器・システムを制御する状況では、相応のセキュリティ確保が必要となることから、想定される通信ネットワークに内在する危機や脆弱性の検討を行い、防護システムの試作・評価を実施した。

5－2 研究開発実施者の実施体制・運営

(1) 研究開発実施者の実施体制

本研究開発は、公募による選定審査手続きを経て、国立大学法人東京大学他33法人が経済産業省からの委託を受けて実施した。

また、研究開発の実施に当たっては、研究開発を統括するためのプロジェクトリーダ（東京大学 横山教授）、プロジェクトサブリーダ（東京工業大学 赤木教授）、事務局（東京電力、電力中央研究所）を設置するとともに、効率的な本研究開発の遂行のため、実施事項毎にサブワーキンググループ（SWG）を組織し、リーダ、サブリーダ、幹事会社を設定して推進した。全体の進捗確認、各SWGへのフィードバック、SWG間の連携などの全体運営は、全体会議、ステアリング会議、幹事会を設置し、隨時開催して推進した。

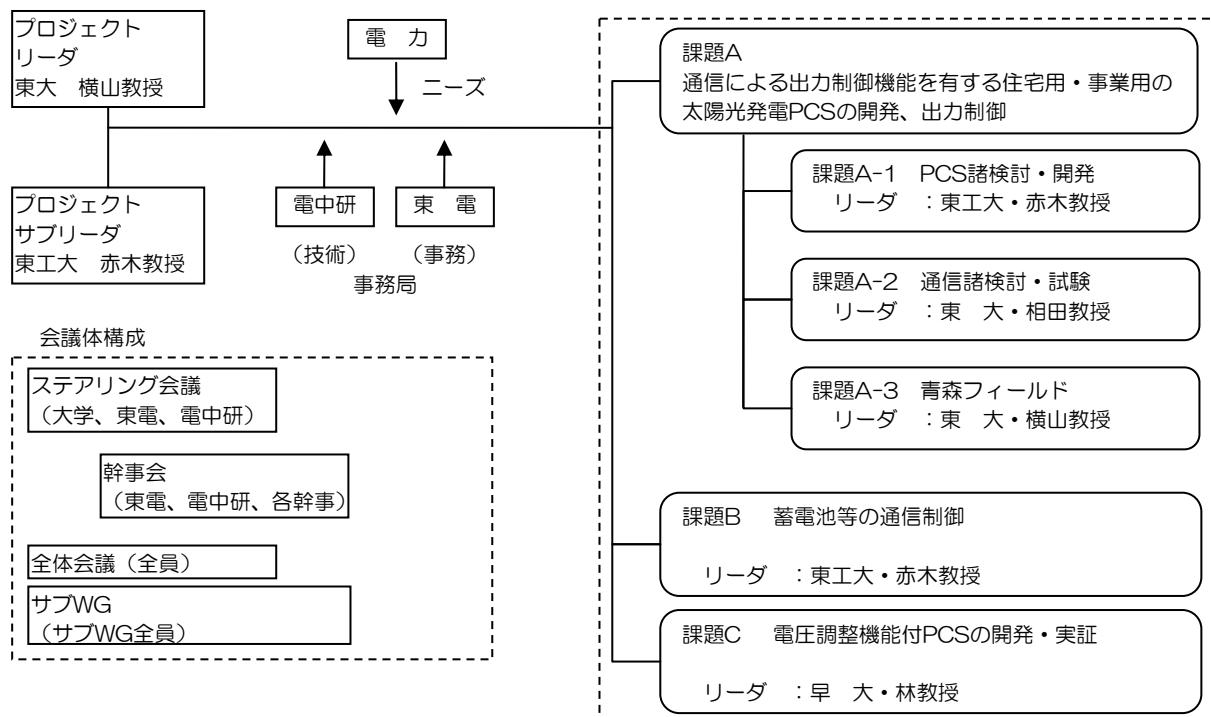


図5-1. 研究開発実施体制

表5-2. 要素技術と課題の関係

要素技術	A1	A2	A3	B	C	法人名
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS(住宅用、事業用)	○		○			オムロン、東芝、三洋電機、シャープ、三菱電機、東光高岳、日新電機、富士電機
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS			○	○		関電工、東光高岳
③電圧調整機能付きPCS			○		○	東芝、富士電機
④双方向通信機器		○	○			KDDI、NTTドコモ、三菱電機、パナソニックシステムネットワークス、富士通、日本電気、日立製作所、東芝、沖電気工業、住友電気工業、日本アイ・ビー・エム
⑤サイバーセキュリティ関連機器		○	○			NRIセキュアテクノロジーズ

(2) 実施体制の妥当性

プロジェクトリーダーである東京大学横山教授の下、主要開発項目であるPCSについては国内主要PCSメーカー8社、双方向通信機器については、国内主要メーカー9社が参画し、また、通信事業者、セキュリティ関連メーカー、電力会社と、本事業を成す上で必要十分

な参加法人の参画により実施することができ、非常に効率的に事業の目的を遂行することができた。

(3) 実施者間の連携

課題毎にSWGを組織し、定期的に情報交換を行うことで実施者間の連携を十分とることができた。

5-3 資金配分

研究資金の配分に当たっては、各研究課題担当法人にて年度ごとの研究計画を作成し、資金の見積を行った。さらに各法人間にて十分に調整を行った上で研究資金を配分しており、妥当な配分であったと考えられる。

表5-3. 資金度配分 (単位：百万円)

年度 平成	23	24	25	合計
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS（住宅用、事業用）	40.5	7.4	5.3	53.2
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	30.9	7.9	3.1	41.9
③電圧調整機能付きPCS	1.9	5.2	2.5	9.6
④双方向通信機器	368.4	99.8	57.9	526.1
⑤サイバーセキュリティ関連機器	49.6	36.6	7.3	93.5
合計	491.3	156.9	76.1	724.3

5-4 変化への対応

2012年7月の固定価格買取制度の開始により太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入量が大幅に増加している。このため、電力各社にて系統への接続申込みへの回答を保留する状況となり、接続可能量を拡大するための出力制御実施に向けた各種検討が進められている。このような状況変化に対応すべく、今年度から開始となる「次世代双方向通信出力制御緊急実証事業」においても、本事業の成果・知見を反映しつつ、出力制御システムの開発・実証とあわせて、出力制御方式の標準化検討にも取り組むこととしている。

6. 費用対効果

6-1 費用対効果

本事業は、双方向通信技術を活用したきめ細かな太陽光発電の出力制御の実施を目指し、都市部や郊外などの地域環境、室内・室外といった設置場所など様々なPCSの設置環境を想定した上で、電力系統と需要家を結ぶ種々の通信手段を用いた実証試験を実施する必要がある。このため、複数の通信方式・PCSの技術を保有した主要国内メーカーが複数参加することで、様々な設置環境を想定した各種試験を実施可能な体制とした。

また、上記異メーカーに加え、太陽光発電の出力制御のニーズもとである国内全電力会社が参加することで、機器開発から実証試験にわたり、異なる視点からの幅広い意見を本事業に反映することができた。

さらに、電力・通信分野に深い知見のある有識者を含めた産学官が連携した実施体制を構築することで、非常に効率的かつ実効的に事業を推進することができた。

第3章 評価

第3章 評価

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

通信を用いた太陽光発電出力の制御技術は、太陽光発電を大量導入するために有効な技術分野であることから、国が積極的に関与して取り組むべきと考えられる。よって、事業の目的、政策的位置付けは妥当と評価できる。

また、実際のフィールドで試験を実施したことについて、社会的意義は大きいと考えられる。

【肯定的意見】

- ・再生可能エネルギー大量導入のために緊急に必要となる技術である。（委員D）
- ・通信を用いた太陽光発電出力の制御技術は、太陽光発電を大量導入するために有効な技術分野であることから、国が積極的に関与して取り組むべきと考えられる。事業の目的、政策的位置付けは妥当と評価できる。（委員B）
- ・太陽光発電システムの導入量の拡大に向け、余剰電力対策としての出力抑制は不可欠である。しかし、太陽光発電事業者にとっては発電機会の損失であり、また、事業者間における抑制負担の公平な分担も求められる。このような課題に対しては国として研究開発を行い、広く公平性を確保しつつ全体最適な運用が可能となる技術を開発すべきであり、本事業は国の事業として適切である。（委員C）
- ・電力システム全体の計画・制御の観点から個々のPVや蓄電池を制御するための通信機能であり、社会的な意義から国の補助事業として妥当と考えられる。

PCSからのデータ収集については、既に実績のある技術であり、双方向通信機能を付加することに関する技術的課題は大きくないと思われるが、実際のフィールドで試験を実施したことについて、社会的意義は大きいと考えられる。（委員E）

【問題点・改善すべき点】

- ・該当なし。

2. 研究開発等の目標の妥当性

PV、蓄電池の遠隔制御に不可欠な基本的要素技術が開発目標として適切に設定されている。また、出力抑制を確実に実施するための要素技術並びに複数の通信手段を用いた技術が開発目標として適切に設定されている。

一方、基本的には、既存の技術の応用で達成可能と思われる目標設定である。実用性・先進性の観点からは、多数のPCSとの双方向通信の実用性の検証を開発目標とすべきであったと考えられる。

また、他事業の成果を考慮して、多数のPV群全体の同時制御も目標に含めるべきであった。

【肯定的意見】

- ・ 実証事業の対象とされた要素技術毎に設定された目標・指標は、いずれも妥当と評価できる。（委員B）
- ・ 出力抑制を確実に実施するための要素技術開発、ならびに複数の通信手段を用いた技術開発が行われており、目標として適切である。（委員C）
- ・ 現実的な目標設定が行われ、達成されている。（委員D）
- ・ PV、蓄電池の遠隔制御に不可欠な基本的要素技術が開発目標として適切に設定されている。（委員E）

【問題点・改善すべき点】

- ・ 基本的には、既存の技術の応用で達成可能と思われる目標設定であり、実用性・先進性の観点からは、非常に多数のPCSとの双方向通信の実用性の検証を開発目標とすべきであったと考えられる。

また、「次世代送配電制御」および「PV出力予測」事業の成果を考慮して、多数のPV群全体の同時制御も目標に含めるべきであったように思われる。（委員E）

3. 成果、目標の達成度の妥当性

工場試験だけでなく実フィールドにおいて異なる通信方式による双方向通信について出力制御が可能であることを実証しており、当初の目標が達成されている。

また、サイバーセキュリティ対策についても想定される攻撃に対する保護機能を実証できており、評価できる。

一方、論文・学会発表が少なく、外部専門家との間で十分な議論がされていない。

また、成果の国際標準化を目指すべき。

【肯定的意見】

- ・全体として十分な成果が得られており、目標を十分に達成している。（委員 A）
- ・すべての要素技術において目標・指標は達成されており、妥当な成果が得られたと評価できる。（委員 B）
- ・各機関とも、異なる通信方式を用いて出力抑制が可能である事を実証した。（委員 C）
- ・設定された目標は達成され、実用化ができる状況にある。（委員 D）
- ・工場試験だけでなく実フィールドにおいて、各社のPCSに対する様々な通信方式による双方向通信について出力制御が実証されており、当初の目標が達成されている。サイバーセキュリティについても、想定される攻撃に対する保護機能を実証できており、評価できる。（委員 E）

【問題点・改善すべき点】

- ・論文・学会発表が少なく、外部専門家との間で十分な議論がなされていない。
(委員 A)
- ・得られた成果の国際標準化を目指してほしい。（委員 D）

4. 事業化、波及効果についての妥当性

国内の多くのメーカーが本事業に参画しており、業界としての事業化に向けての基盤となっている。実用化段階に来ており、再生可能エネルギーの大量導入に資することが期待され、評価できる。

なお、国内外での事業化に向け、採用すべき通信方式などについて、総合評価があつてもよかったですと考える。

【肯定的意見】

- ・すべての要素技術において実用性に適う実証結果が得られており、妥当な成果が得られたと評価できる。（委員 B）
- ・実用化段階に来ている。再生可能エネルギー大量導入に資することが期待できる。
(委員 D)
- ・主なPCSメーカーが参加しており、業界としての事業化に向けての基盤となっている。
(委員 E)
- ・技術的な面では事業化が可能である事を実証できたと考えられる。国内の多くのメーカーが参画しており、今後、国内で標準的に用いる通信方式が決定した際には、速やかな実装が期待できる。（委員 C）

【問題点・改善すべき点】

- ・国内外での事業化に向け、採用すべき通信方式などについて、総合評価があつてもよかったですではないか。（委員 E）

5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性

多くの企業、電力会社及び大学等による十分な実施体制が構築されており、すべての対象事業において妥当な結果が得られていることから評価できる。

一方、「電圧調整機能付きPCS」については事業者が2社しか参加しておらず、より多くの資源を投入してもよかつた。

また、「通信による出力制御が可能な太陽光用PCS」については事業者が7社担当し動作が実証されているが、将来的にどのような方式とすべきか、それぞれ提言があつてもよかつたと考える。

【肯定的意見】

- ・十分な体制が構築されており、機能していたと感じる。（委員 A）
- ・各事業に関わる主要企業が幅広く参加し、すべての対象事業において妥当な結果が得られていることから、研究開発マネジメント・体制等は妥当だったと評価できる。
(委員 B)
- ・多くの企業、電力会社と大学が連携した実施体制であり、本研究開発にとって適切であった。（委員 C）
- ・主なPCSメーカーが参加しており、業界全体として事業化に向けた基盤となっている。
(委員 E)
- ・現実的な目標を短期間で達成する計画、体制であった。（委員 D）

【問題点・改善すべき点】

- ・電圧調整機能付PCSへの資源投入が小さく、事業者も2社しか参加していない、本技術は国際展開においても重要であり、より多くの資源を投入してもよかつた。（委員 A）
- ・当初予算と比較して、執行額は53%程度であり、目標達成の困難さを過大評価しそういたのではないか。

通信によるPV用PCSの制御については7社が担当しており、各社の現有PCSでの動作が実証されているが、将来的にどのような方式とすべきかなど、海外展開も含めて、今回の成果に基づき、今後の開発方針等に関する提言があつてもよかつたのではないか。

(委員 E)

6. 費用対効果の妥当性

産官学の連携の下、効率的に事業が推進されていた。

また、PV以外にも風力、燃料電池、ヒートポンプ給湯器などへの応用を考えると、費用対効果は概ね良好といえる。

一方、本事業の効果は、多数のPCSを含むPCS群全体として、目標とする制御が実施できるか否かによるため、その意味では今回の成果だけでは、本事業の真の費用対効果を評価することは難しい。

【肯定的意見】

- ・ 概ね妥当と評価できる。 (委員B)
 - ・ 産学官の連携の下、効率的に事業が推進されていた。 (委員D)
 - ・ 本研究の成果により、適切な出力抑制の実施と不必要的出力抑制の低減が期待され、太陽光発電システムの有効利用と電力の安定供給につながることが期待される。
(委員C)
 - ・ FITにおけるPVの認定台数あたりの執行額は5000円／台程度か（ただし、認定PVの設備容量は考慮せず）。PV以外にも風力、燃料電池、ヒートポンプ給湯機などへの応用を考えると、費用対効果は概ね良好といえる。
- 当初予算と比較して、執行率は53%程度であり、適切な予算計画であったとすれば、費用対効果が高く、効率的な研究が実施できていると言える。 (委員E)

【問題点・改善すべき点】

- ・ 本事業の効果は、今後、どのような制御を行うか、また、非常に多数のPCSを含むPCS群全体として、目標とする制御が実現できるか否かによる。その意味では、今回の成果だけでは、本事業の真の費用対効果を評価することは難しい。 (委員E)

7. 総合評価

本事業は再生可能エネルギーの大量導入のために緊急に必要となる技術であり、国が関与して取り組むべき技術開発分野であると考えられる。

また、設定された目的、並びに目標はいずれも事業化に適う成果をあげて達成されており、実証事業は妥当な成果が得られたと評価できる。

主なPCSメーカーが参画している点も、業界としての事業化に向けての基盤となっており評価できる。

一方、本事業では国際標準化への取り組みはなされておらず、早急に国際標準化を図る必要がある。論文、学会、交流会等での発表も増やして欲しい。

また、「次世代送配電制御」及び「PV出力予測」事業と並行して実施するのではなく、これらの成果を反映した実証試験を実施できるように開始年度をずらしてもよかったです。

【肯定的意見】

- ・太陽光発電の大量導入を図るために有効な技術開発分野であり、太陽光発電の導入を政策的に推進している状況を照らすと、国が関与して取り組むべき技術開発分野であると考えられる。設定された目的、並びに目標はいずれも事業化に適う成果をあげて達成されており、実証事業は妥当な成果が得られたと評価できる。（委員B）
- ・様々な通信手段を用いて出力抑制が可能である事を、研究開発期間内に実証できた。
(委員C)
- ・再生可能エネルギー大量導入のために緊急に必要となる技術である。現実的な目標を短期間で達成する計画、体制であり、実用化段階の技術を開発することができた。
(委員D)
- ・主なPCSメーカーが参加しており、業界としての事業化に向けての基盤となっている。
(委員E)

【問題点・改善すべき点】

- ・得られた成果の国際標準化を目指してほしい。（委員D）
- ・海外においても、出力抑制や電圧調整機能付きPCSの導入は検討されており、本事業の成果を社会に還元するためには国際標準化が必要不可欠である。本事業では国際標準化への取り組みはなされていないが、いわゆるガラパゴス化を防ぐためにも、早急に国際標準化を図る必要がある。（委員A）
- ・関連する事業者、研究者が幅広く実証成果を利用・活用できるよう論文、学会・交流会等での発表機会を増やしていただきたい。（委員B）
- ・本事業の本当の意味での成果は、非常に多数のPCSを含むPCS群全体として、目標とする制御が実現できるか否かによると考えられる。その意味では、「次世代送配電制御」および「PV出力予測」事業と並行して実施するのではなく、これらの成果を反映した実証試験を実施できるように開始年度をずらしてもよかつたのではないか。（委員E）

8. 今後の研究開発の方向等に関する提言

本事業において、出力制御技術が実用化できることが実証されたと考えられ、通信方式の決定や出力制御システムの標準化を速やかに進め、成果を早期に活用できる体制の構築を求める。

また、風力発電などの他の分散型電源、送配電設備などの分野にも展開を図るとともに、電力システムとして必要とされるPV群や蓄電池群の全体としての制御の実現可能性の検証等が期待される。

国際標準化やサイバーセキュリティ対策については引き続き検討を進めていく必要がある。

【各委員の提言】

- ・引き続き、実用化に向けて研究を進め、早期に普及が進むことを期待する。（委員 A）
- ・今回の実証事業によって、通信を用いた太陽光発電出力の制御技術が実用化できることが実証されたと考えられる。通信方式の決定、並びに、出力制御システムの標準化を速やかに進め、事業化を急いでいただきたい。また、本実証事業を応用できる風力発電などの他の分散型電源、送配電設備などの分野にも展開を図っていただきたい。

(委員 B)

- ・得られた成果の国際標準化を目指してほしい。サイバーセキュリティに関しては継続的に検討してほしい。成果を早期に活用してほしい。（委員 D）
- ・太陽光発電システムは20年以上の長期間の運用を想定しているため、今回実証した出力抑制方式、通信手段に限ること無く、将来の技術革新や新技術導入に柔軟に対応できる出力抑制方式や機器構成とすることが期待される。

今後はサイバーセキュリティに関する研究開発を推進するとともに、太陽光発電や需要家の高度なマネジメントなどを通じて、電力系統の更なる低炭素化と、より快適に、かつ安心して電気を使える社会の実現を目指して欲しい。（委員 C）

- ・「次世代送配電制御」および「PV出力予測」事業の成果を踏まえ、PV群全体として達成すべき制御目標に対して、住宅用PVも含めて個々のPVにどのような制御指令を与えるべきかについても更に検討を重ね、電力システムとして必要とされるPV群や蓄電池群の全体としての制御の実現可能性の検証等が期待される。（委員 E）

第4章 評点法による評点結果

第4章 評点法による評点結果

「次世代型双方向通信出力制御実証事業」に係るプロジェクト評価の実施に併せて、以下に基づき、本評価検討会委員による「評点法による評価」を実施した。その結果は「3. 評点結果」のとおりである。

1. 趣旨

評点法による評価については、産業技術審議会評価部会の下で平成11年度に評価を行った研究開発事業（39プロジェクト）について「試行」を行い、本格的導入の是非について評価部会において検討を行ってきたところである。その結果、第9回評価部会（平成12年5月12日開催）において、評価手法としての評点法について、

- (1) 数値での提示は評価結果の全体的傾向の把握に有効である、
- (2) 個々のプロジェクト毎に評価者は異なっても相対評価はある程度可能である、との判断がなされ、これを受けて今後のプロジェクト評価において評点法による評価を行っていくことが確認されている。

これらを踏まえ、プロジェクトの中間・事後評価においては、

- (1) 評価結果をできる限りわかりやすく提示すること、
 - (2) プロジェクト間の相対評価がある程度可能となるようにすること、
- を目的として、評価委員全員による評点法による評価を実施することとする。

本評点法は、各評価委員の概括的な判断に基づき点数による評価を行うもので、評価報告書を取りまとめる際の議論の参考に供するとともに、それ自体評価報告書を補足する資料とする。また、評点法は研究開発制度評価にも活用する。

2. 評価方法

- ・各項目ごとに4段階（A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)〈a, b, c, dも同様〉）で評価する。
- ・4段階はそれぞれ、A(a)=3点、B(b)=2点、C(c)=1点、D(d)=0点に該当する。
- ・評価シートの記入に際しては、評価シートの《判定基準》に示された基準を参照し、該当と思われる段階に○を付ける。
- ・大項目（A, B, C, D）及び小項目（a, b, c, d）は、それぞれ別に評点を付ける。
- ・総合評価は、各項目の評点とは別に、プロジェクト全体に総合点を付ける。

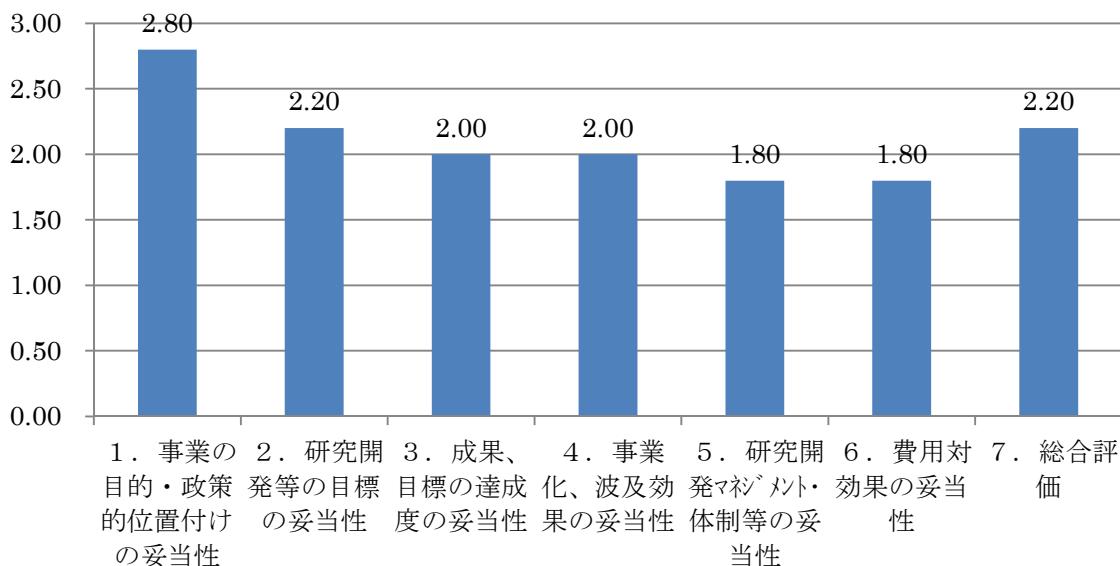
3. 評点結果

評点法による評点結果

(次世代型双方向通信出力制御実証事業)

	評点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性	2.80	3	2	3	3	3
2. 研究開発等の目標の妥当性	2.20	2	2	3	3	1
3. 成果、目標の達成度の妥当性	2.00	2	2	2	2	2
4. 事業化、波及効果の妥当性	2.00	2	1	2	3	2
5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性	1.80	2	2	2	2	1
6. 費用対効果の妥当性	1.80	2	1	2	3	1
7. 総合評価	2.20	2	2	2	3	2

評点



第5章 評点ワーキンググループのコメント 及びコメントに対する対処方針

第5章 評価ワーキンググループのコメント及び コメントに対する対処方針

本事業に対する評価ワーキンググループのコメント及びコメントに対する推進課の対処方針は、以下のとおり。

【次世代型双方向通信出力制御実証事業】

(成果、目標の達成度の妥当性)

- ・国際標準化に筋道を立てて取り組むこと。

(費用対効果等の妥当性)

- ・当初予算より少額の執行で所用の成果が得られたのか、費用対効果を十分に検証すること。その結果を今後の予算要求額の算定に活かすこと。

対処方針

(成果、目標の達成度の妥当性)

- ・今年度から開始された「次世代双方向通信出力制御緊急実証事業」において、本事業の研究成果・知見を反映していくこととしており、これを通じて通信方式の決定や出力制御システムの標準化に取り組む。

(費用対効果等の妥当性)

- ・事業の実施にあたり、フィールド試験においてリモートでのデータ取得・保守等を可能とすることで、執行額の削減を実現し、当初の予算額より少額の執行で所用の成果が得られたと思料。

今後は、今回の実績を踏まえ、適切な予算確保に努めてまいる。

經濟產業省技術評価指針

平成 26 年 4 月

目次	1
経済産業省技術評価指針の位置付け	2
I. 評価の基本的考え方	6
1. 評価目的	6
2. 評価の基本理念	6
3. 指針の適用範囲	7
4. 評価の類型・階層構造及びリンクエージ	7
5. 評価方法等	8
6. 評価結果の取扱い等	9
7. 評価システムの不断の見直し	9
8. 評価体制の充実	9
9. 評価者（外部有識者）データベースの整備	9
10. 評価における留意事項	10
II. 評価の類型と実施方法	12
1. 研究開発プログラムの評価	12
1－1. 複数の研究開発課題によって構成されるプログラムの評価	12
(1) 事前評価	12
(2) 中間評価	12
(3) 終了時評価	13
1－2. 競争的資金制度等の研究資金制度プログラムの評価	14
(1) 事前評価	14
(2) 中間評価	14
(3) 終了時評価	15
2. 研究開発課題（プロジェクト）の評価	16
(1) 事前評価	16
(2) 中間評価	16
(3) 終了時評価	17
3. 追跡調査・追跡評価	18
3－1. 追跡調査	18
3－2. 追跡評価	18

経済産業省技術評価指針の位置付け

経済産業省技術評価指針（以下、「本指針」という。）は、経済産業省における研究開発プログラム及び研究開発課題（以下、「研究開発プログラム・課題」という。）の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたものである。

本指針は、「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）第10条の規定、「科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定）、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）第34条の規定及び「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月内閣総理大臣決定）（以下、「大綱的指針」という。）に沿った適切な評価を遂行するための方針を示す。

同時に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下、「政策評価法」という。）に基づく「経済産業省政策評価基本計画」（以下、「政策評価基本計画」という。）に沿った、経済産業省政策評価のうち研究開発に関する部分の実施要領としての性格を持つ。したがって、研究開発プログラム・課題についての評価の結果は、政策評価基本計画に基づき実施される事前評価及び事後評価に適切に反映・活用を図る。

技術評価は、政策評価法上要請される評価を含め政策評価の一環としての位置付けを有することから、本指針は、研究開発プログラム・課題の成果や実績等を厳正に評価し、それを後の研究開発プログラム・課題の企画立案等に反映させる政策サイクルの一環としての評価の在り方について定めるものである。

ただし、研究開発プログラム・課題に係る評価は、研究開発の内容や性格、実施体制等の態様に応じた評価方法に拠るべきであるとともに、評価の厳正さと効率性を両立するためには、評価をとりまく様々な状況に応じた臨機応変な評価手順を設定する必要がある。さらに、評価手法は日進月歩であり、今後よりよい評価手法が提案されることも十分考えられる。したがって、本指針では共通的なルール及び配慮事項を取り上げることとし、より詳細な実施のプロトコルは評価マニュアルの作成等により記述することで、機動的な実施を図ることとする。

当省研究開発機関が自ら実施する評価をその機関の自己改革の契機とするような自律的なシステムの構築に努め、研究開発を実施する当省研究開発機関が、大綱的指針及び本指針に沿って、研究開発評価の実施に関する事項について、明確なルールを定め、研究開発評価の実施及び評価結果の活用が適切かつ責任を持って行うよう、所管官庁としての責務を果たすものとする。

◎本指針における用語については、次に定めるところによる。

- ・研究開発プログラム：「上位施策の目標達成に向けて複数の研究開発課題を含む各手段を組み立てた計画や手順に基づく取組」及び「上位施策目標との関連性を明確にし、検証可能な目標を設定した研究資金制度」をいう。

(注1) 「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政評ガイドライン」という。)においては、各行政機関が所掌する政策を、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の三階層に区分整理するところであり、その定義は次のとおり。

- ・政策(狭義)：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。
- ・施策：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
- ・事務事業：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

(注2) 第4期科学技術基本計画においては、研究開発の政策体系は、「政策」、「施策」、「プログラム・制度」及び「研究開発課題」の四階層に区分整理するところである。政評ガイドラインとの関係では、当該「プログラム・制度」及び「研究開発課題」は、ともに政評ガイドラインにおける「事務事業」に該当するものと整理されているところである。

- ・研究開発課題(プロジェクト)：具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、当省が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるものをいう。

なお、大綱的指針においては、競争的資金制度等の「研究資金制度」における個々の採択課題も「研究開発課題」と称呼されているところであるが、本指針においては、混同を避けるため、当該各採択課題は「研究課題」と称呼するものとする。

- ・研究資金制度：資金を配分する主体が研究課題を募り、提案された中から採択した研究課題に研究開発資金を配分する制度をいう。競争的資金制度は、これに含まれる。

なお、「上位施策目標との関連性を明確にし、検証可能な目標を設定した研究資金制度(以下、「研究資金制度プログラム」という)」については、大綱的指針における整理に従い、本指針においても「研究開発プログラム」の一つとして取り扱うものとする。

- ・競争的資金制度：資金を配分する主体が、広く一般の研究者(研究開発に従事している者又はそれらの者から構成されるグループをいう。)、企業等又は特定の研究者、企業等を対象に、特定の研究開発領域を定め、又は特定の研究開発領域を定めずに研究課題を募り、研究者、企業等か

ら提案された研究課題の中から、当該課題が属する分野の専門家（当該分野での研究開発に従事した経験を有する者をいう。）を含む複数の者による、研究開発の着想の独創性、研究開発成果の先導性、研究開発手法の斬新性その他の科学的・技術評価又は経済的・社会的評価に基づき研究課題を採択し、当該研究課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者等が属する組織若しくは企業等に研究開発資金を配分する制度をいう。

- ・当省研究開発機関： 国からの出資、補助等の交付を受けて研究開発を実施し、又は研究開発の運営管理を行う機関のうち、当省所管の独立行政法人をいう。
- ・政策評価書： 本指針において用いる「政策評価書」とは経済産業省政策評価実施要領を踏まえた評価書をいう。
- ・政策サイクル： 政策の企画立案・実施・評価・改善（plan-do-check-action）の循環過程をいう。
- ・評価システム： 評価目的、評価時期、評価対象、評価方法等、評価に係るあらゆる概念、要素を包含した制度、体制の全体をいう。
- ・推進課： 研究開発プログラム・課題を推進する課室（研究開発担当課室）をいう。
- ・主管課： 研究開発プログラム・課題の企画立案を主管する課室及び予算等の要求事項を主管する課室をいう。
- ・査定課： 予算等の査定を行う課室（大臣官房会計課、資源エネルギー庁総合政策課等）をいう。
- ・有識者： 評価対象となる研究開発プログラム・課題について知見を有する者及び研究開発成果の経済的・社会的意義につき評価できる者（マスコミ、ユーザ、人文・社会学者、投資家等）をいう。
- ・外部評価者： 経済産業省に属さない外部の有識者であって、評価対象となる研究開発プログラム・課題の推進に携わっていない者をいう。
- ・外部評価： 外部評価者による評価をいい、評価コメントのとりまとめ方法としてパネルレビュー（評価者からなる委員会を設置（インターネット等を利用した電子会議を含む。）して評価を行う形態）による場合とメールレビュー（評価者に対して郵便・FAX・電子メール等の手段を利用して情報を提供し、評価を行う形態）による場合とがある。
- ・評価事務局： 研究開発プログラム・課題の評価の事務局となる部署をいい、評価者の行う評価

の取りまとめ責任を負う。

- ・評価者： 評価の責任主体をいい、パネルレビューによる場合には外部評価者からなる委員会が責任主体となり、メールレビューによる場合には、各外部評価者がそれぞれ責任主体となる。また、評価の結果を踏まえて、資源配分の停止や変更、研究開発プログラム・課題の内容の変更に責任を有するのは研究開発プログラム・課題の推進課及び主管課である。
- ・終了時評価： 事業終了時に行う評価であり、事業が終了する前の適切な時期に行う終了前評価と事業の終了直後に行う事後評価がある。
- ・アウトプット指標： 成果の現象的又は形式的側面であり、主として定量的に評価できる、活動した結果の水準を測る指標をいう。
- ・アウトカム指標： 成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる、目標の達成度を測る指標をいう。

I. 評価の基本的考え方

1. 評価目的

(1) より良い政策・施策への反映

評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に發揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形成等につなげること。

(2) より効率的・効果的な研究開発の実施

評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上を促すことにより、研究開発を効率的・効果的に推進すること。

(3) 国民への技術に関する施策・事業の開示

高度かつ専門的な内容を含む研究開発プログラム・課題の意義や内容について、一般国民にわかりやすく開示すること。

(4) 資源の重点的・効率的配分への反映

評価の結果を研究開発プログラム・課題の継続、拡大・縮小・中止など資源の配分へ反映させることにより資源の重点化及び効率化を促進すること。

また、評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて、研究開発を次の段階に連続してつなげることなどにより、その成果の利用、活用に至るまでの一体的、総合的な取組を推進し、研究開発成果の国民・社会への還元の効率化・迅速化に資すること。

2. 評価の基本理念

評価の実施に当たっては、以下の考え方を基本理念とする。

(1) 透明性の確保

推進課、主管課及び当省研究開発機関は、積極的に研究開発成果を公開し、その内容について広く有識者等の意見を聞くこと。評価事務局においては、透明で公正な評価システムの形成、定着を図るため、評価手続、評価項目・評価基準を含めた評価システム全般についてあらかじめ明確に定め、これを公開することにより、評価システム自体を誰にも分かるものとするとともに、評価結果のみならず評価の過程についても可能な限り公開すること。

(2) 中立性の確保

評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者による外部評価の導入等により、中立性の確保に努めること。

(3) 継続性の確保

研究開発プログラム・課題においては、個々の評価がそれ自体意義を持つだけではなく、評価とそれを反映した研究開発プログラム・課題の推進というプロセスを繰り返していく時系列のつながりにも意義がある。したがって、推進課及び主管課にとって評価結果を後の研究開発プログラム・課題の企画立案等に反映させる際に有用な知見を抽出し、継続性のある評価方法で評価を行うこと。

(4) 実効性の確保

政策目的に照らし、効果的な研究開発プログラム・課題が行われているか判断するための効率的評価が行われるよう、明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、研究開発プログラム・課題の運営に支障が生じたり、評価者及び被評価者双方に過重な負担をかけることのない費用対効果の高い評価を行うこと。

3. 指針の適用範囲

- (1) 本指針においては、多面的・階層的な評価を行う観点から、経済産業省における研究開発プログラム・課題を基本的な評価対象とする。
- (2) 国費（当省予算）の支出を受けて研究開発プログラム・課題を実施する当省研究開発機関、民間企業、大学・公設試験研究機関等について、当該研究開発プログラム・課題の評価の際に、これら機関における当該研究開発プログラム・課題に係る研究開発実施体制・運営面等に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、当省研究開発機関が運営費交付金により自ら実施し、又は運営管理する研究開発プログラム・課題については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び大綱的指針に基づいて実施されるものであることから、原則として本指針による評価の対象としない。その他、公的第三者機関において技術的事項も含めて事業内容の評価検討等がなされることとなった研究開発プログラム・課題についても、原則として本指針による評価の対象としない。
- (4) 評価の種類としては、この他に当省研究開発機関における研究者等の業績の評価が存在するが、これは当該機関の長が評価のためのルールを整備した上で、責任を持って実施することが基本であり、本指針による評価の対象としない。

4. 評価の類型・階層構造及びリンクエージ

(1) 実施時期による類型

評価はその実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に類型化される。

(2) 評価の階層構造及び施策階層における評価

経済産業省における技術評価は、「研究開発プログラム」階層又は「研究開発課題」階層における評価を基本とするが、政策効果をあげるために特に必要があると認められるときには、「施策」階層において、関連する複数の研究開発プログラム・課題が有機的に連携をとつて体系的に政策効果をあげているかを評価することとする。当該「施策（階層における）評価」は、それを構成する研究開発プログラム又は研究開発課題における評価結果を活用し、研究開発プログラムの評価に準じて実施するものとする。

(3) 実施時期による評価のリンクエージ

中間評価、終了時評価は、研究開発プログラム・課題の達成状況や社会経済情勢の変化を判断し、計画の見直しや後継事業への展開等の是非を判断するものである。また、事前評価での予想が実際にどのような結果となったか、予算措置は妥当であったか等を確認することにより、事前評価の方法を検証し得るものである。したがって、中間評価、終了時評価の結果をその後の産業技術政策・戦略の企画立案や、より効果的な事前評価の評価手法の確立に反映させるよう努めるものとする。

5. 評価方法等

厳正な評価を行うためには、評価方法、評価項目等に客観性を持たせることが必要であることから、本指針をはじめ評価実施に係る諸規程等を整備の上、公開するものとする。

技術評価室は本指針を踏まえ、評価マニュアル等を策定するとともに、円滑な評価の実施のための指導及び評価システムの維持管理を行う。

(1) 事業原簿

研究開発プログラム・課題の基本実施計画書、政策評価書等をもって事業原簿とする。推進課又は主管課は、事業原簿を作成・改定した場合は、速やかにその写しを技術評価室へ提出する。

(2) 評価項目・評価基準

評価の類型及び研究開発プログラム・課題の態様に応じて標準的な評価項目・評価基準を技術評価室が別に定めることとする。

(3) 評価手法

評価の類型に応じて適切な評価手法を用いるものとする。

(4) 評価の簡略化

評価の実施に当たっては、評価コストや被評価者側の過重な負担を回避するため、研究開発プログラムの評価においては、合理的と考えられる場合には、研究開発課題の評価を省略又は簡略化することができるものとする。また、評価対象となる事業に係る予算額が比較的小額である場合には、評価項目を限定する等の簡略化を行うことができるものとする。

なお、省略及び簡略化の標準的な方法については技術評価室が別に定める。

6. 評価結果の取扱い等

(1) 評価結果の取扱い

評価事務局は、評価終了後速やかに評価書の写しを技術評価室に提出する。技術評価室は全ての評価結果について、これまでに実施された関連調査及び評価の結果、評価の実施状況等を踏まえつつ意見をまとめ、査定課及び政策評価広報課に報告する。

主管課、推進課は、評価結果を踏まえ、必要に応じ、研究開発プログラム・課題の運営見直し・改善等を図るものとする。

(2) 予算査定との関係

査定課は、技術評価室から事前評価、中間評価及び終了前評価の評価書の提出を受けた場合は、技術評価室の意見を踏まえつつ研究開発プログラム・課題の査定等を行う。

(3) 評価結果等の公開の在り方

評価結果及びこれに基づいて講ずる又は講じた措置については、機密の保持が必要な場合を除き、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、一般に公開することとする。

なお、事前評価については、政策立案過程の透明化を図る観点から、評価事務局は予算が経済産業省の案として確定した後に、公開するものとする。

7. 評価システムの不断の見直し

いかなる評価システムにおいても、評価は評価者の主観的判断によってなされるものであり、その限りにおいては、完璧な客觀性、公平性を求めるることは困難である。したがって、評価作業が終了するごとにその評価方法を点検し、より精度の高いものとしていく努力が必要である。また、本指針については、こうした一連の作業を踏まえ、原則として毎年度見直しの要否を検討する。

8. 評価体制の充実

評価体制の充実を図るため、研究者を評価者として活用するなどにより、評価業務に携わる人材を育成・確保するとともに、評価の実施やそれに必要な調査・分析、評価体制の整備等に要する予算を確保する。

9. 評価者（外部有識者）データベースの整備

技術評価室は、国内外の適切な評価者を選任できるようにするため、及び個々の評価において普遍性・信頼性の高い評価を実現するため、研究開発プログラム・課題に係る外部有識者（評価者）データベースを整備する。

10. 評価における留意事項

(1) 評価者と被評価者との対等性

① 評価者と被評価者との関係

評価作業を効果的に機能させるためには、評価者と被評価者の双方が積極的にその知見と情報を提供し合うという協調的関係と、評価者もその評価能力を評価されるという意味で、評価者と被評価者とが相互に相手を評価するという緊張関係とを構築し、この中で、討論を行い、評価を確定していく必要がある。この際、評価者は、不十分な成果等を被評価者が自ら進んで提示しない事実があるかどうかを見極める能力が要求される。一方、被評価者は、評価対象の研究開発プログラム・課題の位置付けを明確に認識するとともに、評価結果を正確に理解し、確実にその後の研究開発プログラム・課題の創設、運営等に反映させていくものとする。

② 評価者に係る留意事項

研究開発成果を、イノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家等を積極的に評価者に選任する。

③ 被評価者に係る留意事項

被評価者は、評価を事業の質をより高めるものとして積極的に捉え、評価は評価者と被評価者の双方の共同作業であるとの認識の下、真摯な対応を図ることが必要である。

(2) 評価の不確実性

評価時点では見通し得なかった技術、社会情勢の変化が将来的に発生し得るという点で評価作業は常に不確実性を伴うものである。したがって、評価者は評価の精度の向上には、必然的に限界があることを認識した上で、評価時点で最良と考えられる評価手法をとるよう努めすることが必要である。かかる観点からは、厳正さを追求するあまりネガティブな面のみを過度に減点法で評価を行うこととなると、将来大きな発展をもたらす技術を阻害するおそれがある点にも留意する必要がある。また、成果に係る評価において、目標の達成度合いを評価の判定基準にすることが原則であるが、併せて、副次的成果等、次につながる成果を幅広い視野からとらえる。

(3) その他の留意事項

① 評価人材としての研究者の活用

研究者には、研究開発の発展を図る上で専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることから、評価者としての評価への積極的参加が求められる。一方、特定の研究者に評価実施の依頼が集中する場合には、評価への参加が大きな負担となり、また、評価者となる幅広い人材の養成確保にもつながらないことから、海外の研究者や若手研究者も評価者として積極的に参加させることなどにより評価者確保の対象について裾野の拡大を図るよう努める。

② 所期の成果を上げられなかつた研究開発

研究開発は必ずしも成功するとは限らず、また、失敗から貴重な教訓が得られることがある。したがって、失敗した場合には、まずその原因を究明し、今後の研究開発にこれを活かすことが重要であり、成果を上げられなかつたことをもつて短絡的に従事した研究者や組織、機関を否定的に評価すべきものではない。また、評価が野心的な研究開発の実施の阻害要因とならないよう留意しなければならない。

③ アウトプット指標及びアウトカム指標の活用等

評価の客観性を確保する観点から、アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いるよう努める。ただし、論文の被引用度数、特許の申請状況等による成果の定量的評価は一定の客観性を有するが、研究開発プログラム・課題においては研究分野や内容により、その意味は大きく異なり得るものであり、必ずしも研究開発成果の価値を一義的に表すものではない。したがって、これらを参考資料として有効に活用しつつも、偏重しないよう留意すべきである。

④ 評価結果の制度間での相互活用

研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどの観点から、関係府省、研究開発機関及び制度を越えて相互活用するよう努める。

⑤ 自己点検の活用

評価への被評価者等の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、推進課及び主管課は、自ら研究開発プログラム・課題の計画段階において具体的かつ明確な目標とその達成状況の判定基準等を明示し、研究開発プログラム・課題の開始後には目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価者はその内容の確認などを行うことにより評価を行う。

⑥ 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の専門家を参加させる、評価項目に国際的なベンチマーク等を取り入れるなど評価に関して、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施されるよう取り組む。

II. 評価の類型と実施方法

1. 研究開発プログラムの評価

1－1. 複数の研究開発課題によって構成される研究開発プログラム（以下「複数課題プログラム」）の評価

(1) 事前評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

「複数課題プログラム」の創設時（プログラム構成要素として最初に実施する「研究開発課題（プロジェクト）」の初年度予算要求時）に、当該プログラム全体に係る「事前評価」を実施する。

これに加え、既に実施中の複数課題プログラムにおいて、新たな「研究開発課題」を実施する前（初年度予算要求時）に、当該研究開発課題に係る「事前評価」を実施するものとする。

(2) 中間評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

複数課題プログラムを構成する各「研究開発課題」が終了する各年度中に、当該プログラム全体に係る中間評価を実施する。(ただし、当該研究開発課題の終了をもって複数課題プログラム全体が終了する場合にあっては、当該プログラム全体の終了時評価（終了前評価又は事後評価）を行うものとし、前記中間評価は実施しない。)

なお、複数課題プログラムを構成する一の「研究開発課題」の実施期間が5年以上である場合にあっては、必要に応じ、上記中間評価の実施に加え、当該研究開発課題事業の開始から3年程度ごとを目安として、当該プログラム全体に係る中間評価を行うものとする。

(3) 終了時評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

複数課題プログラム全体の終了時に実施する。

ただし、当該プログラムの成果を切れ目なく次の研究開発プログラム等につなげていく場合には、当該プログラムが終了する前の適切な時期に終了時評価（終了前評価）を行うこととし、その他の場合には、当該プログラムの終了直後に終了時評価（事後評価）を行うものとする。

1－2．競争的資金制度等の研究資金制度プログラムの評価

(1) 事前評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

新規の研究資金制度プログラムの創設時（初年度予算要求時）に行う。

(2) 中間評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

実施期間が5年以上の研究資金制度プログラム又は実施期間の定めのない研究資金制度プログラムについて、3年程度ごとに行う。

(3) 終了時評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

研究資金制度プログラムの終了時に実施する。

ただし、当該研究資金制度プログラムの成果を切れ目なく次の研究資金制度プログラム等につなげていく場合には、当該研究資金制度プログラムが終了する前の適切な時期に終了時評価（終了前評価）を行うこととし、その他の場合には、当該研究資金制度プログラム終了直後に終了時評価（事後評価）を行うものとする。

2. 研究開発課題（プロジェクト）の評価

(1) 事前評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

新規の研究開発課題（プロジェクト）の創設時（初年度予算要求時）に行う。

(2) 中間評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

実施期間が5年以上の研究開発課題（プロジェクト）又は実施期間の定めのない研究開発課題（プロジェクト）について、3年程度ごとに行う。

(3) 終了時評価

① 評価者

外部評価者

② 被評価者

推進課及び主管課

③ 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

④ 評価手法

外部評価を行う。

⑤ 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

⑥ 実施時期

研究開発課題（プロジェクト）の終了時に実施する。

ただし、当該研究開発課題（プロジェクト）の成果を切れ目なく次の研究開発課題（プロジェクト）等につなげていく場合には、当該研究開発課題（プロジェクト）が終了する前の適切な時期に終了時評価（終了前評価）を行うこととし、その他の場合には、当該研究開発課題（プロジェクト）終了直後に終了時評価（事後評価）を行うものとする。

3. 追跡調査・追跡評価

3-1. 追跡調査

終了した研究開発プログラム・課題を対象として、終了後数年間にわたり、その研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果等について調査を行う。

3-2. 追跡評価

終了して数年経った国費（当省予算）投入額の大きな研究開発プログラム・課題を対象として、その研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果等について外部評価を行う。

(1) 評価者

外部評価者

(2) 被評価者

評価対象となる研究開発プログラム・課題に携わった推進課及び主管課

(3) 評価事務局

推進課及び主管課。ただし、必要に応じて技術評価室が行うこともできる。

(4) 評価手続・評価手法

過去の事業原簿等の文献データ、関連部署・機関及びその他関係者等からの聞き取り調査等による情報を基にパネルレビュー又は第3者機関への委託による外部評価を行う。

(5) 評価項目・評価基準

技術評価室が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

(6) 実施時期

研究開発プログラム・課題終了後、成果の産業社会への波及が見極められる時点とする。

経済産業省技術評価指針に基づく
標準的評価項目・評価基準

平成27年4月
経済産業省産業技術環境局
技術評価室

目 次

	ページ
はじめに	1
I. 研究開発プログラム(複数課題プログラム、研究資金制度プログラム) の評価項目・評価基準	3
I－1. 複数課題プログラムの評価項目・評価基準	3
I－1－(1) 事前評価	3
I－1－(2) 中間評価	4
I－1－(3) 終了時評価	6
I－2. 研究資金制度プログラムの評価項目・評価基準	8
I－2－(1) 事前評価	8
I－2－(2) 中間評価	9
I－2－(3) 終了時評価	10
II. 研究開発課題(プロジェクト)の評価項目・評価基準	13
II－(1) 事前評価	13
II－(2) 中間評価	14
II－(3) 終了時評価	16
III. 追跡評価の評価項目・評価基準	18

はじめに

研究開発評価に当たっては、公正性、信頼性さらには実効性の観点から、その対象となる研究開発の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を設定して実施することが必要である。

本標準的評価項目・評価基準は、経済産業省における技術に関する施策及び技術に関する事業の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたガイドラインである経済産業省技術評価指針に基づき、評価方法、評価項目等に一貫性を持たせるために、標準的なものとして、技術評価室が定めるものである。

用語の解説

本規程における用語については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)及び同解説書並びに「経済産業省技術評価指針」(平成26年4月)に従い、次に定めるところによる。

・研究開発プログラム：「上位施策の目標達成に向けて複数の研究開発課題を含む各手段を組み立てた計画や手順に基づく取組」及び「上位施策目標との関連性を明確にし、検証可能な目標を設定した研究資金制度」をいう。

・研究開発課題(プロジェクト)：具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、当省が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるものをいう。

なお、大綱的指針においては、競争的資金制度等の「研究資金制度」における個々の採択課題も「研究開発課題」と称呼されているところであるが、混同を避けるため、当該各採択課題は「研究課題」と称呼するものとする。

・研究資金制度：資金を配分する主体が研究課題を募り、提案された中から採択した研究課題に研究開発資金を配分する制度をいう。競争的資金制度は、これに含まれる。

なお、「上位施策目標との関連性を明確にし、検証可能な目標を設定した研究資金制度(以下「研究資金制度プログラム」という。)」については、大綱的指針における整理に従い、「研究開発プログラム」の一つとして取り扱うものとする。

・競争的資金制度：資金を配分する主体が、広く一般の研究者(研究開発に従事している者又はそれらの者から構成されるグループをいう。)、企業等又は特定の研究者、企業等を対象に、特定の研究開発領域を定め、又は特定の研究開発領域を定めずに研究課題を募り、研究者、企業等から提案された研究課題の中から、当該課題が属する分野の専門家(当該分野での研究開発に従事した経験を有する者をいう。)を含む複数の者による、研究開発の着想の独創性、研究開発成果の先導性、研究開発手法の斬新性その他の科学的・技術評価又は経済的・社会的評価に基づき研究課題を採択し、当該研究課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者等が属する組織若しくは企業等に研究開発資金を配分する制度をいう。

(注1)「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政評ガイドライン」という。)においては、各行政機関が所掌する政策を、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の三階層に区分整理するところであり、その定義は次のとおり。

- ・政策(狭義)：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。
- ・施策：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
- ・事務事業：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

(注2)第4期科学技術基本計画においては、研究開発の政策体系は、「政策」、「施策」、「プログラム・制度」及び「研究開発課題」の四階層に区分整理するところである。政評ガイドラインとの関係では、当該「プログラム・制度」及び「研究開発課題」は、ともに政評ガイドラインにおける「事務事業」に該当するものと整理されている。

I. 研究開発プログラム(複数課題プログラム、研究資金制度プログラム)の評価項目・評価基準

I-1. 複数課題プログラムの評価項目・評価基準

研究開発プログラム(複数課題プログラム)の評価については、以下によるものその他、当該プログラムの構成要素である個別の研究開発課題の評価については、「II. 研究開発課題(プロジェクト)の評価項目・評価基準」によるものとする。

I-1-(1) 事前評価

【事前評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
事前評価基準1-1	複数課題プログラムの目的を踏まえた事業アウトカム(指標及び目標値)が明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。 当該複数課題プログラムの事業アウトカムと関連性のある省内外の事業と重複がなく、適切に連携等が取れていること。 事業アウトカムを踏まえ、次年度以降に技術開発を実施することが合理的であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO ₂ 削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【事前評価項目2】	複数課題プログラムの内容及び事業アウトプットの妥当性
事前評価基準2-1	複数課題プログラムの内容が明確かつ妥当であること。 (注)当該複数課題プログラムを構成する個々の事業それぞれの研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
事前評価基準2-2	事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)中間評価時点及び終了評価時点において、複数課題プログラムの進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。

【事前評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
事前評価基準3	次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな

	付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。
--	---

【事前評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
事前評価基準4	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成されていること。 ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【事前評価項目5】	複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等の妥当性
事前評価基準5－1	複数課題プログラムの実施・マネジメント体制が明確かつ妥当であること。
事前評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討されていること。

【事前評価項目6】	費用対効果の妥当性
事前評価基準6	投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

I－1－(2) 中間評価

【中間評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
中間評価基準1－1	中間評価時点においてなお、複数課題プログラムの目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
中間評価基準1－2	中間評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO ₂ 削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【中間評価項目2】	複数課題プログラムの内容及び事業アウトプットの妥当性
中間評価基準2－1	中間評価時点においてなお、複数課題プログラムの内容が明確かつ妥当であること。 (注)研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
中間評価基準2－2	中間評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
中間評価基準2－3	中間評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文

	発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。
	(注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【中間評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
中間評価基準3	<p>中間評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすなど、当省(国)において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。</p> <p>①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。</p> <p>②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。</p> <p>③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。</p> <p>④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。</p> <p>⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。</p>

【中間評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
中間評価基準4	<p>中間評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【中間評価項目5】	複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等の妥当性
中間評価基準5-1	<p>複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画 ・研究開発実施者の適格性 ・研究開発の実施体制(チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォーメーション等) ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応
中間評価基準5-2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、具体化されていること。

【中間評価項目6】	費用対効果の妥当性
中間評価基準6	中間評価時点においてなお、投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

I-1-(3) 終了時評価

【終了評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
終了時評価基準1-1	終了時評価時点においてなお、複数課題プログラムの目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
終了時評価基準1-2	終了時評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO2削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【終了時評価項目2】	複数課題プログラムの内容及び事業アウトプットの妥当性
終了時評価基準2-1	終了評価時点においてなお、複数課題プログラムの内容が明確かつ妥当であること。 (注)研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
終了時評価基準2-2	終了評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
終了時評価基準2-3	終了時評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。 (注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【終了時評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
終了時評価基準3	終了時評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすなど、当省(国)において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、产学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

【終了時評価項目4】事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性	
終了時評価基準4－1	<p>終了時評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【終了時評価項目5】複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等の妥当性	
終了時評価基準5－1	<p>事業実施中における、複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画 ・研究開発実施者の適格性 ・研究開発の実施体制(チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォーメーション等) ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応
終了時評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、事業アウトカム達成までの間も含め、具体化されていること。

【終了時評価項目6】費用対効果の妥当性	
終了時評価基準6	投入された国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

I－2. 研究資金制度プログラムの評価項目・評価基準

I－2－(1) 事前評価

【事前評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
事前評価基準1－1	制度の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。 当該「制度」の事業アウトカムと関連性のある省内外の事業と重複がなく、適切に連携等が取れること。 事業アウトカムを踏まえ、次年度以降に技術開発を実施することが合理的であること。
事前評価基準1－2	事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO ₂ 削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【事前評価項目2】	制度内容及び事業アウトプットの妥当性
事前評価基準2	事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
	(注)中間評価時点及び終了評価時点において、事業の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。

【事前評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
事前評価基準3	次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該制度を実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

【事前評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
事前評価基準4	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成されていること。 ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【事前評価項目5】	当該制度の実施・マネジメント体制等の妥当性
事前評価基準5－1	<p>制度の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運営体制・組織 ・個々のテーマの採択プロセス ・事業の進捗管理(モニタリングの実施、制度関係者間の調整等) ・制度を利用する対象者 ・個々の制度運用の結果が制度全体の運営の改善にフィードバックされる仕組み ・成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組 ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への対応
事前評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、具体化されていること。

【事前評価項目6】	費用対効果の妥当性
事前評価基準6	投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

I－2－(2) 中間評価

【中間評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
中間評価基準1－1	中間評価時点においてなお、制度の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。
	(注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
中間評価基準1－2	中間評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
	(注)市場規模・シェア、エネルギー・CO2削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【中間評価項目2】	制度内容及び事業アウトプットの妥当性
中間評価基準2－1	中間評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
	(注)中間評価時点及び終了評価時点において、研究開発の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。
中間評価基準2－2	中間評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。
	(注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【中間評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
中間評価基準3	中間評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当

	<p>省(国)において、当該制度を実施することが必要であることが明確であること。</p> <p>①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。</p> <p>②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。</p> <p>③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。</p> <p>④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。</p> <p>⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。</p>
--	---

【中間評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
中間評価基準4	<p>中間評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【中間評価項目5】	制度の実施・マネジメント体制等の妥当性
中間評価基準5－1	<p>中間評価時点においてなお、制度の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運営体制・組織 ・個々のテーマの採択プロセス ・事業の進捗管理(モニタリングの実施、制度関係者間の調整等) ・制度を利用する対象者 ・個々の制度運用の結果が制度全体の運営の改善にフィードバックされる仕組み ・成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組 ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への対応
中間評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、具体化されていること。

【中間評価項目6】	費用対効果の妥当性
中間評価基準6	中間評価時点においてなお、投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

I-2-(3) 終了時評価

【終了時評価項目1】事業アウトカムの妥当性	
終了時評価基準1-1	終了時評価時点においてなお、制度の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
終了時評価基準1-2	終了時評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO2削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【終了時評価項目2】制度内容及び事業アウトプットの妥当性	
終了時評価基準2-1	終了評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)中間評価時点及び終了評価時点において、研究開発の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。
終了時評価基準2-2	終了時評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。 (注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【終了時評価項目3】当省(国)が実施することの必要性	
終了時評価基準3	終了時評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該制度を実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

【終了時評価項目4】事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性	
終了時評価基準4-1	終了時評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。 ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー
終了時評価基準4－2	あらかじめ設定されていた事業アウトカムの達成時期における目標値の達成が見込まれていること。
	(注)達成が見込めない場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【終了時評価項目5】	制度の実施・マネジメント体制等の妥当性
終了時評価基準5－1	<p>終了時評価時点においてなお、制度の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運営体制・組織 ・個々のテーマの採択プロセス ・事業の進捗管理(モニタリングの実施、制度関係者間の調整等) ・制度を利用する対象者 ・個々の制度運用の結果が制度全体の運営の改善にフィードバックされる仕組み ・成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組 ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への対応
終了時評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、事業アウトカム達成までの間も含め、具体化されていること。
終了時評価基準5－3	事業終了後における、事業アウトカム達成までの間の研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当であること。

【終了時評価項目6】	費用対効果の妥当性
終了時評価基準6	投入された国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

II. 研究開発課題(プロジェクト)の評価項目・評価基準

II-(1) 事前評価

【事前評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
事前評価基準1-1	事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。 当該事業の事業アウトカムと関連性のある省内外の事業と重複がなく、適切に連携等が取れています。 事業アウトカムを踏まえ、次年度以降に技術開発を実施することが合理的であること。
事前評価基準1-2	事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO ₂ 削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【事前評価項目2】	研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
事前評価基準2-1	研究開発内容が明確かつ妥当であること。 (注)研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
事前評価基準2-2	事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)中間評価時点及び終了評価時点において、研究開発の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。

【事前評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
事前評価基準3	次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該研究開発課題(プロジェクト)を実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、产学研官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

【事前評価項目4】		事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
事前評価基準4		<p>事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【事前評価項目5】		研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
事前評価基準5－1		研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当であること。
事前評価基準5－2		事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討されていること。

【事前評価項目6】		費用対効果の妥当性
事前評価基準6		投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

II-(2) 中間評価

【中間評価項目1】		事業アウトカムの妥当性
中間評価基準1－1		中間評価時点においてなお、事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。
		(注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
中間評価基準1－2		中間評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
		(注)市場規模・シェア、エネルギー・CO2削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【中間評価項目2】		研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
中間評価基準2－1		中間評価時点においてなお、研究開発内容が明確かつ妥当であること。
		(注)研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
中間評価基準2－2		中間評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
		(注)中間評価時点及び終了評価時点において、研究開発の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。
中間評価基準2－3		中間評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。
		(注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること

	と。
--	----

【中間評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
中間評価基準3	<p>中間評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該研究開発課題(プロジェクト)を実施することが必要であることが明確であること。</p> <p>①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。</p> <p>②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。</p> <p>③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。</p> <p>④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。</p> <p>⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。</p>

【中間評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
中間評価基準4	<p>中間評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー

【中間評価項目5】	研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
中間評価基準5－1	<p>研究開発の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画 ・研究開発実施者の適格性 ・研究開発の実施体制(チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォーメーション等) ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応
中間評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、具体化されていること。

【中間評価項目6】	費用対効果の妥当性
中間評価基準6	中間評価時点においてなお、投入する予定の国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

II-(3) 終了時評価

【終了評価項目1】	事業アウトカムの妥当性
終了時評価基準1-1	終了時評価時点においてなお、事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (注)事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
終了時評価基準1-2	終了時評価時点においてなお、事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)市場規模・シェア、エネルギー・CO ₂ 削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【終了時評価項目2】	研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
終了時評価基準2-1	終了評価時点においてなお、研究開発内容が明確かつ妥当であること。 (注)研究開発要素が明確であること。 国内外他者において実施されている類似の研究開発や競合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性(特許取得等)及び経済的優位性(上市・製品化、市場規模・シェア等)を確保できるものであること。
終了時評価基準2-2	終了評価時点においてなお、事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (注)終了評価時点において、研究開発の進捗状況を客観的に評価検証し得る、定量的な事業アウトプット指標が提示されるとともに、目標値が適切に設定されていること。
終了時評価基準2-3	終了時評価時点での事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。 (注)未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【終了時評価項目3】	当省(国)が実施することの必要性
終了時評価基準3	終了時評価時点においてなお、次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省(国)において、当該研究開発課題(プロジェクト)を実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの(知的基盤)の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。

	⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。
--	---

【終了時評価項目4】	事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
終了時評価基準4－1	終了時評価時点においてなお、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。 ・知財管理の取扱 ・実証や国際標準化 ・性能や安全性基準の策定 ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組 ・成果のユーザー
終了時評価基準4－2	あらかじめ設定されていた事業アウトカムの達成時期における目標値の達成が見込まれていること。
	(注)達成が見込めない場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【終了時評価項目5】	研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
終了時評価基準5－1	事業実施中における、研究開発の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。 ・研究開発計画 ・研究開発実施者の適格性 ・研究開発の実施体制(チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォーメーション等) ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動 ・資金配分 ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応
終了時評価基準5－2	事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、事業アウトカム達成までの間も含め、具体化されていること。
終了時評価基準5－3	事業終了後における、事業アウトカム達成までの間の研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当であること。

【終了時評価項目6】	費用対効果の妥当性
終了時評価基準6	投入された国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

III. 追跡評価の評価項目・評価基準

【追跡評価項目1】	技術波及効果(事業アウトカムを含む。)
【追跡評価項目1-1】	プロジェクトの直接的・間接的技術成果の実用化の進展度合
追跡評価基準1-1	<p>①プロジェクトの終了後に実用化した又は今後実用化が期待される製品やサービスがあること。</p> <p>②具体化された知財の取り扱いについての戦略及びルールに基づき、国内外での特許取得等が行われたこと。</p>
【追跡評価項目1-2】	プロジェクトの直接的・間接的技術成果のインパクト
追跡評価基準1-2	<p>①関連技術分野に非連続なイノベーションをもたらしたこと。</p> <p>②多くの派生技術が生み出されていること</p> <p>③適用分野が多岐にわたっていること。</p> <p>④直接的・間接的技術成果を利用した研究主体が多いこと。</p> <p>⑤直接的・間接的技術成果を利用した研究主体が産業界や学会に広がりを持っていること。</p> <p>⑥研究開発の促進効果や期間短縮効果があったこと。</p>
【追跡評価項目1-3】	国際競争力への影響
追跡評価基準1-3	<p>①我が国における当該分野の技術レベルが向上したこと。</p> <p>②外国企業との間で技術的な取引が行われ、それが利益を生み出したこと。</p> <p>③外国企業との主導的な技術提携が行われたこと。</p> <p>④国際標準等の協議において、我が国がリーダーシップをとれる等のメリットもたらしたこと。</p> <p>⑤外国との技術交流の促進や当該分野での我が国のイニシアチブの獲得につながったこと。</p>

【追跡評価項目2】	研究開発力向上効果(事業アウトカムを含む。)
【追跡評価項目2-1】	知的ストックの活用状況
追跡評価基準2-1	<p>①プロジェクトの成果である知的ストックを活用した研究開発が行われていること。</p> <p>②知的ストックが画期的な新製品やサービスを生み出す可能性を高める工夫がなされていること。</p>
【追跡評価項目2-2】	研究開発組織・戦略への影響
追跡評価基準2-2	<p>①組織内、更には国内外において高く評価される研究部門となったこと。</p> <p>②関連部門の人員・予算の拡充につながったこと。</p> <p>③技術管理部門・研究開発部門の再構成等、社内の組織改変につながったこと。</p> <p>④組織全体の技術戦略・知財戦略の見直しや強化に寄与したこと。</p> <p>⑤他の企業や研究機関との共同研究の推進、ビジネスパートナーとの関係の強化・改善等、オープンイノベーションのきっかけになったこと。</p> <p>⑥プロジェクトが学会、フォーラム等の研究交流基盤の整備・強化のきっかけになったこと。</p>
【追跡評価項目2-3】	人材への影響
追跡評価基準2-3	<p>①組織内、更には国内外において高く評価される研究者が生まれたこと。</p> <p>②論文発表、博士号取得が活発に行われたこと。</p> <p>③他の企業や研究機関との研究者の人的交流のきっかけになったこと。</p>

【追跡評価項目3】	経済効果(事業アウトカムを含む。)
【追跡評価項目3-1】	市場創出への寄与
追跡評価基準3-1	新しい市場の創造及びその拡大に寄与したこと。
【追跡評価項目3-2】	経済的インパクト
追跡評価基準3-2	①製品やサービスの売り上げ及び利益の増加に寄与したこと。 ②雇用創出に寄与したこと。
【追跡評価項目3-3】	産業構造転換・産業活性化の促進
追跡評価基準3-3	①既存市場への新規参入又は既存市場からの撤退等をもたらしたこと。 ②生産性・経済性の向上に寄与したこと。 ③顧客との関係改善に寄与したこと

【追跡評価項目4】	国民生活・社会レベルの向上効果(事業アウトカムを含む。)
評価基準4	①エネルギー問題の解決に寄与したこと。 ②環境問題の解決に寄与したこと。 ③情報化社会の推進に寄与したこと。 ④安全・安心や国民生活の質の向上に寄与したこと。

【追跡評価項目5】	政策へのフィードバック効果
追跡評価基準5-1	プロジェクトの成果、改善提案、反省点等がその後のプロジェクトのテーマ設定や体制構築へ反映されたこと。
追跡評価基準5-2	プロジェクトの直接的・間接的技術成果が産業戦略等に影響したこと。

【追跡評価項目6】	以上の評価結果を踏まえた、プロジェクト終了時の事後評価の妥当性																					
追跡評価基準6	終了時評価(事後評価を含む。)の結果が妥当であること。																					
	(注)今後の終了時評価において改善すべき点、考慮すべき点等があれば提案する。	<p>＜参考＞</p> <table> <tr> <td>(平成25年度までの評価項目)</td> <td>(平成26年度からの評価項目)</td> </tr> <tr> <td>①目的・意義の妥当性</td> <td>①事業アウトカムの妥当性</td> </tr> <tr> <td>②目標の妥当性</td> <td>②研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性</td> </tr> <tr> <td>③計画内容の妥当性</td> <td>③当省(国)が実施することの必要性</td> </tr> <tr> <td>④国のプロジェクトであることの妥当性</td> <td>④事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性</td> </tr> <tr> <td>⑤研究開発体制・運営の妥当性</td> <td>⑤研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性</td> </tr> <tr> <td>⑥研究開発成果の計画と比較した達成度</td> <td>⑥費用対効果の妥当性</td> </tr> <tr> <td>⑦実用化の見通し(成果普及、広報体制、波及効果)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧総合評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨今後の提言</td> <td></td> </tr> </table>	(平成25年度までの評価項目)	(平成26年度からの評価項目)	①目的・意義の妥当性	①事業アウトカムの妥当性	②目標の妥当性	②研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性	③計画内容の妥当性	③当省(国)が実施することの必要性	④国のプロジェクトであることの妥当性	④事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性	⑤研究開発体制・運営の妥当性	⑤研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性	⑥研究開発成果の計画と比較した達成度	⑥費用対効果の妥当性	⑦実用化の見通し(成果普及、広報体制、波及効果)		⑧総合評価		⑨今後の提言	
(平成25年度までの評価項目)	(平成26年度からの評価項目)																					
①目的・意義の妥当性	①事業アウトカムの妥当性																					
②目標の妥当性	②研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性																					
③計画内容の妥当性	③当省(国)が実施することの必要性																					
④国のプロジェクトであることの妥当性	④事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性																					
⑤研究開発体制・運営の妥当性	⑤研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性																					
⑥研究開発成果の計画と比較した達成度	⑥費用対効果の妥当性																					
⑦実用化の見通し(成果普及、広報体制、波及効果)																						
⑧総合評価																						
⑨今後の提言																						

【追跡評価項目 7】		プロジェクト終了後のフォローアップ方法
追跡評価基準7		プロジェクトの成果の実用化や普及に向けた、ロードマップや体制、後継事業の検討など、プロジェクト終了後のフォローアップ方法が適切であったこと。
		(注)フォローアップ方法について改善すべき点、より効果的な方策等があれば提案する。

次世代型双方向通信出力制御実証事業 中間評価報告書

平成 26 年 2 月
産業構造審議会産業技術環境分科会
研究開発・評価小委員会評価ワーキンググループ

技術に関する事業

技術に関する事業名	D. 次世代型双方向通信出力制御実証事業
上位施策名	再生可能エネルギーの安定供給確保
担当課	資源エネルギー庁 電力基盤整備課

事業の目的・概要

太陽光発電の大量導入に備え、系統状況によって外部からの通信信号に応じて出力をコントロールできる太陽光発電用 PCS (Power Conditioning System: 直流交流変換装置) を開発するとともに、通信と組み合わせた実証試験を実施する。

予算額等（補助（補助率：1/2））

（単位：千円）

開始年度	終了年度	事前評価時期	中間評価時期	事業実施主体
平成23年度	平成25年度	平成22年度	平成25年度	東京大学等
H23FY 予算額	H24FY 予算額	H25FY 予算額	総予算額	総執行額
800,000	459,158	108,000	1,367,158	491,329

目標・指標及び成果・達成度

(1) 全体目標に対する成果・達成度

要素技術	目標・指標	成 果	達成度
①通信による出力制御が可能な太陽光PCS(住宅用、事業用)	・通信機能付き太陽光発電用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	通信による出力制御実証試験を行う機能を検討し、通信装置とのインターフェースの共通仕様を取り纏め、それらを具備する機器開発を実施し、開発機器の動作試験および通信装置との接続試験を実施した。また現在、実環境へPCSを設置しフィールド試験を実施中であり、結果は良好である。事業終了時には全評価が完了する見込みである。	達成

要素技術	目標・指標	成 果	達成度
②通信による出力制御が可能な蓄電池用PCS	・通信機能付き蓄電池用PCSの開発 ・通信信号に応じて出力をコントロールできること	充・放電電力制御方法や主回路定格などの基本仕様ならびに通信機能仕様を検討し、それらを具備する機器開発を実施し、開発機器の動作試験および通信装置との接続試験を実施しており結果は良好である。今後は、実フィールドにおける試験および評価を実施し、事業終了時には完了する見込みである。	達成

要素技術	目標・指標	成 索	達成度
③電圧調整機能付きPCS	<ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーション等の検討で選定された最適な制御方式を具備したPCSの開発 ・安定的に動作すること 	<p>各種シミュレーションを実施した上で、電圧上昇抑制効果やSVR(Step Voltage Regulator: 電圧調整器)タップ動作への影響、SVC(Static Var Compensator: 静止型無効電力補償装置)制御機能への影響、制御の安定性などを評価項目として、定力率制御方式、電圧依存型定力率制御方式を実証器に具備する制御方式として選定するとともに、基本制御仕様を検討・確定した。さらに前者を組み込んだ3kW級PCSおよび後者を組み込んだ50kW級PCSを製作し、工場試験を実施した。今後は、実フィールドにおける試験および評価を実施し、事業終了時には完了する見込みである。</p>	達成

要素技術	目標・指標	成 果	達成度
④双方向通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・PCSの出力制御を実現する種々の双方向通信機器の開発 ・安定的かつ確実に動作すること 	<p>センターサーバ～PCS間の構成、通信手順、電文形式等を議論のうえ取り纏め、PCSの制御を目的とした各種双方向通信において必要となる機器を開発した。また、開発した機器を実証フィールドおよび各社敷地内等において試験を実施した。現在、年間を通じたデータの取得や各種条件下における試験および評価を実施中であり、結果は良好である。事業終了時には全評価が完了する見込みである。</p>	達成

要素技術	目標・指標	成 果	達成度
⑤サイバーセキュリティ関連機器	<ul style="list-style-type: none"> ・通信ネットワークに内在する脆弱性の検討・セキュリティ技術の開発 ・想定される攻撃からネットワークを保護できること 	<p>スマートグリッドシステムのセキュリティに関わる文献調査などにより、セキュリティリスクに対する対策方針について検討を行った。また、開発した侵入検知システムを青森フィールドに導入し、作成した対策方針を参考に、複数の検知方法で評価を実施し、その結果より検知率の向上方策を検討した。今後はシステムの試験を引き続き実施し、事業終了時には評価を完了する見込みである。</p>	達成

(2) 目標及び計画の変更の有無

なし

<共通指標>

論文数
6

総合評価概要

4つの要素技術に対して明確な目標を定め、計画に従って着実に成果を挙げており、現在までの経緯は高く評価できる。特に、住宅用、事業用 PCS に関しては実環境下に設置したフィールド試験を実施中であり、良好な成果が得られている。また、蓄電池用 PCS や電圧調整機能付き PCS の開発に関しても、それぞれ接続試験や工場試験を実施済みであり、実フィールド試験を残すのみとなっている。PCS 出力の制御を行うための種々の双方向通信機器の開発も各種行われており、試験データが蓄積されている。さらに、サイバーセキュリティ関連機器の開発に関しては、検知システムのフィールド試験を既に実施している。このように 4 つの要素技術各々に関しての進捗状況は概ね良好であると評価する。

この技術は、明確な目標と実施計画に基づき、企業、大学および電力会社が有機的に協力して展開されており、その研究・開発体制も適切であり、今後の発展が期待できる。

更に、本実証事業に留まらず太陽光発電の大量導入に関連する「次世代送配電系統最適制御技術実証」ならびに「太陽光発電出力予測技術開発実証」とも密に連携が図れている点も評価できる。

なお、本事業で得られた成果（開発された技術）を社会に適用していくためには、政策が中心となつて例えば採用すべき通信方式の決定などを行っていく必要があり、政策当局による、本事業の成果の活用を期待する。また、実際に事業化するか否かについては、国の政策面での後押しが必要。さらに、このようなシステムではサイバーセキュリティが重要なので、サーバーを守るだけではなく、システム全体のセキュリティを考えてほしい。

今後の研究開発の方向等に関する提言

産官学の様々な実施者によるオープンイノベーションの促進、公的資金による研究の成果は公共財であるとの認識による成果・データに対するオープンアクセスの提供などの実現を期待する。

評点結果

評点法による評点結果

(D 次世代型双方向通信出力制御実証事業)

	評点	委員						
		A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性	2.29	3	2	2	3	2	3	1
2. 研究開発等の目標の妥当性	2.43	3	1	3	3	2	3	2
3. 成果、目標の達成度の妥当性	2.00	3	1	3	2	2	2	1
4. 事業化、波及効果についての妥当性	1.86	2	2	2	3	1	2	1
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性	2.14	2	1	3	3	2	3	1
6. 総合評価	2.43	3	2	3	3	2	3	1

